仝　松田直藏
仝　解良重貞
仝　福井清寅
仝　福井義一
仝　船山乘吉
仝　藤川吉次郎
仝　藤島鉦八
仝　服村又八郎
仝　小池義次
仝　小池直一郎
仝　近藤政榮
仝　近藤庄藏
仝　近留八郎
仝　鴻島義高
仝　五石正一
仝　小池良秀
仝　阿部直定
仝　荒井太郎

仝　阿部德藏
仝　赤坂金藏
仝　阿部喜一
仝　安達吉明
仝　赤見正次
仝　澤茂
仝　坂部孝廣
仝　佐々木吉綱
仝　澤茂友
仝　水野正保
仝　宮部倉太郎
仝　水野安重
仝　綠川喜又
仝　宮部元重
仝　島崎作米
仝　柴崎七藏
仝　佐々木德長
仝　佐野勘次郎

仝　佐野鎌吉
仝　木村兵吾
仝　木村龍太郎
仝　木村政角
仝　木村友吉
仝　菊地忠政
仝　木村政利
仝　北村鉄郎
仝　水谷久次郎
仝　水谷藏太
仝　綠川安久
仝　島山万太郎
仝　島口勘吉
仝　清水凉平
仝　島田義政
仝　平山敏太郎
仝　樋口粂三郎
仝　平山壽宗

仝　樋口道久
仝　平野直光
仝　平山正吉
仝　日吉正吉
仝　樋口知治
仝　平山春造
仝　森井松藏
仝　百武保盛
仝　森谷喜榮太
仝　瀨賀正利
仝　關根正雄
仝　須貝勇平
仝　鈴木倉藏
仝　須貝勝次郎

仝　鈴木樹木
仝　鈴木源次郎
仝　鈴木久敬
仝　鈴木粂太郎
仝　須藤正數
仝　砂川金平
仝　鈴木重義
仝　鈴木又榮
仝　菅原正吉
仝　鈴木子之吉
仝　鈴木專次郎
仝　鈴木久義
仝　住榮保藏
仝　鈴木森八

仝　鈴木時太郎
仝　鈴木成忠
仝　鈴木寅藏
仝　鈴木久五郎
仝　鈴木熊五郎
仝　鈴木卯之吉
仝　須貝光次
仝　鈴木久嗣
仝　須貝吉次
仝　鈴木正忠
仝　鈴木包容
仝　鈴木定政
仝　鈴木乙

三、村上藩領と藩の地方政治

村上藩領は藩主の祿高によりて異り、又時代に依りて移動のあつた事は申すまでもないが、寛文年中(二三三〇年頃)(寛文以前は記錄なきを以て不明である)榊原政倫侯十五萬石の領地は、岩船郡の大部分之れに屬し、蒲原四郡に渉り、三島の一部に及んで八百餘の町村を有し、實に廣大なるものであつた。(左記は榊原侯領地繪圖と稱して、村上町役塲所藏の書類に記載せるものに依る。町村名の多くは現在大字名となりて存す)。

(岩船郡北部) 府屋町 岩ヶ崎村 中濱村 原見村 堀内村 溫分村 杉平村 岩石村 塔下村 大谷澤村 金浦村 碁石村 勝木村 上大藏村 下大藏村 長坂村 垣内村 上大島村 下大島村 寢屋村 鵜泊村 間島村 立島村 遠矢衞村 板屋澤村 赤谷村 間中村 中津原村 寒川村 脇川村 今川村 板貝村 笹川村 白岩村 桑川村 新保村 馬下村 早川村 吉浦村 柏尾村 間島村 野潟村 大月村 越澤村 荒川口村 小俣村 雷村 大代村 中澤村 山熊田村 荒川村 北黑川村 中村 大毎村 大澤村 中小屋村 葡萄村 大行新田 塩野町 松岡村 早稻田村 小須戸村 大須戸村 荒澤村 大平村 山口村 高根村 關口村 板田越村 檜原村 猿澤村 上野村 鵜渡路村 宮下村 下中島村 寺尾村 奥屋村 十川村 小川村 古渡路村 川瀉村 中原村 湯澤村 黑田村 岩澤村 布部村 猿岡村 千縄村 莖太村 岩崩村 三面村 日下村 大塲澤村 下山田村 新保村 笹平村 上山田村 釜杭村 小揚村 堀内村 石住村 水野村 上中島村 中新保村 荒屋村 粟生島 柳生戸村 門前村 赤澤村 鑄物師村 大關村 中間町 山邊里村 四日市

(岩船郡南部) 金丸 畑 八口 沼 片貝 大内淵 關出 下川口 上川口 安田 大石 金俣 鮖谷 久保 藏田嶋 上關 幾地 山本 内須川 湯澤 落合 下關 瀧原 辰田新 勝藏 打上 赤谷 上野山 小見 平内新 高田 大島 土澤 鍬江澤 小和田 新保 若山 北俣 上野新 中束 宮前 朴坂 桂 蛇喰 大栗田 河内 貝付 花立 小岩内 梨木 荒島 川邊 松澤 菅沼 小谷 指合 桃川 飯岡 切田 下加治屋 上加治屋 春木山 葛籠山 岩野澤 山田 上有明 下有明 小出 殿岡 里本庄 上相川 下相川 天神岡 輿屋 坪根 山屋 上助淵 大塚 今宿 九日市 牧目 平林 佐々木 藤澤 坂町 山口 羽ヶ榎 大澤 新光寺 野口新田 名割 中倉 鳥屋 宿田 田中 小口川 高御堂 潟端 下助淵 下渡 志田平 七湊 新飯田 新保 牛屋 金屋 名割新 荒屋 海老江 福田 長松 八日市 鹽谷 岩船 三日市 松山 濱新田 瀬波 羽下淵 村上町

(北蒲原郡北部) 下板山 上板山 田貝 虎丸 宮古木 上羽津 上三光 下羽津 五友 石喜新 下楠川 上楠川 下三光 中川新 下石川 上石川 上寺内 小出 下寺内 下舘 熊出 持倉 黑股 大長谷 鍬江 小長谷 夏井 熱田坂 鼓岡 坂井 荒澤 中山 溝足 横山 菅谷 瀧藏光 下中郡新 南舘新 高關 敦賀新 西姫田 東姫田 上中 江新 中倉 宮内 麓 岡田 下中江 中妻 早道塲 黑岩 茗荷 箱岩 小關谷 三日市 新屋敷 新保小路 山田 山崎新 平山新 坂釘新 浦 貝屋 上長橋 關澤 井角 牛山 羽黑 下長橋 小荒川 須巻 坪穴 荒澤 樫谷 赤谷 舘 藏王 塩澤 黑川 切田 近江新 入江端 江端 東牧 横道 平木田 土作 伊德寺 小地屋 十二天 高野 山屋 古舘 小出新 地本 八幡新 江尻新 大出 菅田 松木新 本郷 江上 並槻 野中 舘野越 大塚 西川内 新舘 鷹巣 草野 久保田 赤川 西

條　宮瀨　中條　八田　桂田　東川內　加賀新　柴橋　小船渡　船渡　寅田　金澤新　坂町　小中
山　貝塚　寺尾新　川口新　西浦新　横岡　住田新　瀧尾　關妻　長崎新　金津新　舘山路　上今
泉　舘　上小松　下小松　松田新　中條　高田新　下今泉　住吉新　押廻　吉田　川尻　古舘新
小嶋新　稻荷新　野中新　古川　草荷　高山寺新　二本木　釜杭新　塚田新　下城新　桃崎濱　地
藏堂　乙　荒井濱　留岡　高畑　笹口濱　中村濱　山王高田　築地　築地新　村松濱
（蒲原郡三條町附近）三條町　四日町　荒町　浦舘　石上　一ノ木戶　田嶋　坂井　三竹　中　栗林　加坪
新光　西大崎　入藏　中新　東大崎　鶴田　谷地　籠場　上野原　牛ヶ島　西潟　三柳　柳澤　上
須頃　下須頃　井戶卷
（蒲原郡燕町附近）砂子塚　笈ヶ島　熊森　横田　道金　小池　柳山　八王子　杉名　大曲　杉原
藏關　小關　田中新　大關　太田　杣木　小高　佐渡　灰方　三王淵　長渡　舘野　長所　四ッ屋
關崎　又新　勘新　姥島　小牧　小古津　二階堂　眞木　長地新　大加新　下兒木　中川　次新
小中川　大船渡　羽黑　舘野池　打越　上兒木　中　潟浦新　高野宮　三門新　河間新　門田　牧
ヶ島　長場　大別當　長島　道上　福島　大曾根　六分　月潟　船越　釣崎　釣崎新　國見　西萱
場　針ヶ曾根　木滑　今井　上大原　下大原　井隨　番屋　茨島　茨曾根　茨新　東萱場
（蒲原郡味方村附近）味方　白根　板井　木場　黑鳥　北場　龜貝　小新
（蒲原郡五泉町附近）今泉　寺澤　川瀨　吉澤　赤海　吉原　太田　千原　米津　町屋　能代　二柳
三本木　荻曾根　船越　下條　次屋　羽下　安善寺　布目　鳥嶋　千唐仁　浦澤　下新　田屋　土
源　關倉　山崎　小口　猿橋　岡田　牧ヶ鼻　福岡　西岡　六鄕　水ヶ曾根　新鄕屋　上深川　阿
部新　下源川　北　金屋　市新　大關　小面谷　笹岡　下杉川　横渡　松野　上杉川　土淵　水戶

野　仙見谷　雪坪　不動堂　夏針　熊ノ澤　河內　大倉　柄澤　菅井田　四屋　中川新　大谷　馬
下　小栗山　小流　小搦　大須鄕　切畑　小山田　笹堀　猿和田　尾白　土堀　四屋新　赤羽下
論瀨　清瀨　保田　丸山新　籠田　羽多屋　六野瀨　草水　渡リ場　久保　村瀨　大宮新　今坂
坂町　山寺　山田　北蒲　十二神　澤田新　福永新　小中山　新保　高山　一本杉　桑山　寺社
山本新　浦新　境新　越堂　福井新　大室　山場新　灰塚　堀越　田中　上金田　牧ヶ島　橋本
福田　小境新　野地城　中　中野目　下金田　市野山　土橋新　中潟新　百澤　六目野　箸木免
川前　清野　寺社新　小嶋　糟島　宮島　宮下　七石　中野　押切　里　庄ヶ宮　石塚　出湯　羽
黑新　次良　勝屋　湯澤新　金屋　金屋新　小栗山新　山崎　上一分　堤新　下山屋　笹岡　上山
屋　蒔田　發久新　下一分　川岡新　塚內新　熊澤新　源町　今澤　大野地　境新　境內新　横山
新　須走　赤水　野村新　福岡　泉新　天神堂　千原新　莊島新　沖　島田新　村岡　長起新　瀧
澤　牧野新　藏野新　關口新　山倉　榎船渡　本明新　沖山新　飯塚　船居　折居　中居新　女堂
澤口新　中山　西山新　荒川　石橋新　高關　熊堂　龍野新　小戶　江口　上內竹　下內竹
（蒲原郡三島郡地藏堂村寺泊村附近）五千石　大川津　町輕井　中條　野中才　北曾根　敦ヶ曾根
萬善寺　高內　入輕井　矢田　黑坂　二瀨ヶ谷　北野　根小屋　新堀　中島泉新　長新　新庄　小
豆曾根　竹森　鰐口　下相　求草　有信　五分一　上相　門新　硲田　溝古新　佐善　溝　牧ヶ鼻
長崎　太田　竹ヶ鼻　國上　眞木山　渡部　蛇塚新　中曾根　下そね　川崎新　木崎　戶崎　森戶
京ヶ入新　本山新　辨才天新　年友　田頭　松田　茗藤谷　間瀨　野積　白岩　寺泊　圓上寺　大
地　吉　引岡　大和田　鄕本　志戶橋　山田

寛永六年本多忠隆公城主となるに及び、封祿を五萬石に減ぜられ、ために多くの領地を失ひ、多くの藩士に暇を與ふるに至る。次に松平輝貞公の城主となるや、七万二千石の封祿となりしも、次の間部詮房公に至りて再び五萬石となり、內藤侯時代には五萬九千石となり、以後石高には變化なかりしが、榊原侯時代に比し、岩船郡の過半を減じ、北中蒲原郡には僅かに茨曾根組を殘して外全部を失ひ、南西蒲原郡には其の一部を失ひ、三島郡には殆ど藩領なきに至る。爾後多少の變更を行はれた事はあつたが、大体に於て岩船郡內を城下領と稱し直轄にして、南西蒲原地方は三條陣屋に奉行所を置きて統轄せしめてあつた。文政五年に奉行岩村太郎左衛門の改めに依る村上城下領內の石高は左の如くである

村上町	十八ヶ町	一、三九、一三〇	役金三二六兩三二	但し百石につき銀三匁六	
小口川組	十二ヶ村	四、九六四、八六	岩船町	三ヶ町	六八〇、三七六
殿岡組	十五ヶ村	五、〇八一、四九〇	日下組	二十四ヶ村	五、五三九、八二〇
上海浦組	十ヶ村	六三五、〇八〇	新保組	二十二ヶ村	三、五六七、五二八
立島組	十六ヶ村	四四、〇一八	桃崎組		三一、六〇五

〆高　二萬二千四百七十六石七斗（編者曰瀬波町は記載洩れなりと思はる）

各組には大庄屋あり、各村には庄屋ありて地方の政治に與からしめてあつた。大庄屋は左の如し。

日下組	佐藤八兵衛	上海浦組	本間甚平	新保組	小田長兵衛
立島組	加藤助太夫	小口川組	竹內四郎左衛門	殿岡組	小田道太郎

村上、瀬波、岩船の三町には大庄屋庄屋等なく、其代りに大年寄一名乃至二名あり、各町內每に年寄一名を設け其外に御用聞、御用達等の役名があつた。尙ほ町奉行を置いて統御せしめられた。村上町大年寄は二人ありて、藤山善藏（代々善藏と稱す）林助右衛門（助右衛門、善右衛門、助左衛門、助之亟等相繼ぐ）伊與部武右衛門（武右衛門、武平、武右衛門相繼ぐ）中村平助（平助、佐平）以上四氏の中二人宛之に當つた。外に隨役と稱する者がある。之には風間四郎右衛門、大瀧莊九郎の中一人宛之に當つた。外に御用聞上役六人、仝下役六人あり、御用達約三十人を置かれてあつた。（二六三頁參照）御用聞は伊與部助次郎（赤坂屋）、風間彥次郎（宮川屋）、寺澤嘉兵衛、境屋三左衛門、大和屋久左衛門、播摩屋甚藏、加賀屋惣兵衛、小杉屋儀右衛門、仝六左衛門、米屋嘉右衛門、新潟屋助右衛門、大藏屋平兵衛等之れに當り、御用達はあらゆる職業を網羅して一人又は二人づゝ之に當つて居る。藩主の別莊又は要塞等には夫々番所を置いて守警の任に當らしめられた。其主なるものは相川村茶屋瀬波沖ノ口番所、岩船番所、塩谷番所、各要所には定番人と稱するものを配置して警備に當らしめてある。寢屋村富樫久太郎　三面村小池炊之助　柳生戶村佐藤長右衛門以上は主として天明七年の村上分限帳に依り調査したものである。

三條陣屋と奉行所

三條町が村上藩領となりしは慶安二年（二三〇九）松平直矩公の時にして、此の時始めて陣屋を設く。之れより廢藩に至るまで二百二十年間は村上藩の地方政治の中心地として、重要の地であつたのである。內藤侯時代には村上城下は二萬石、三條陣屋下は三萬石と稱してあつたが、三條陣屋には奉行を置き、奉行の下には代官、徒目附、同心、仲間等が置かれた。三條陣屋下には三條組、燕組、地藏堂組、茨曾根組、味方組の五組があつた。各組に大庄屋があり其下には庄屋があつて、其地方の政治に與つて居る事は村上城下と同樣である。各組の大庄屋は左の如

くである(天明年間の調査)

三條組 宮島彌八郎 燕組 樋口吉左衛門 地藏堂組 富取長太夫

茨曾根組 關根五左衛門 味方組 笹川平十郎 (以上五家は明治の初めまで繼續す)

各組下の町村の石高及び庄屋は左の如くである。燕組と地藏堂組の外は文献なきため古老の談に依る。

三條陣屋下燕組 石高一〇、二四六石 家數一、三七戸 人數八、四三人 鄕藏一ヶ所

燕町	七二四石	大庄屋	樋口多七	長池新村	一三八石	庄屋	高右衛門
花見新田	九〇	組頭	七右工門	道上村	一、三一七	仝	大屋熊藏
三王淵村	五一七	庄屋	新助	國見村	三四四	仝	市郎左衛門
長渡村	二三八	仝	九郎左衛門	大そね村	九四六	仝	大屋治左衛門
小牧村	四〇一	仝	理右工門	今井村	四〇二	仝	勝山寅之亟
中川村	三三二	仝	勘治	勘新村	二三七	仝	幾七
上兒木村	一三一	仝	長右衛門	小古津村	四〇四	仝	國之助
下兒木村	七八	仝	仝人	小中川村	七九八	仝	辨藏
船越村	五四三	仝	龍助慶助	潟浦新村	三九一	仝	伊右衛門
中村	二八〇	仝	佐右衛門	六分村	二六七	仝	佐右衛門
高野宮村	七六三	仝	善吉	次新村	四四〇	仝	吉助
長場村	四五二	仝	甚右衛門				

三條陣屋下地藏堂組 石高一三、七四五石 反別一三四町三反五畝八歩 家數九七四戸 人數二、五五七人

地藏堂町	二、〇五九石	大庄屋	富取長太夫	下そね村	一九五	仝	半七
		年寄	山田彌兵衛	川崎新村	一六六	仝	熊治
		″	小川五兵衛				
		″	富取武兵衛	中そね新村	一八八	仝	堀越理平大兼帯
		″	山田卯之七				
大武新田	一六二	大庄屋	直轄	蛇塚村	二八六	仝	嘉右衛門
新庄村	三五七	庄屋	中村文炳	京ヶ入新村	二六三	仝	老松
長新村	一八三	仝	圓治	本山新村	二二一	仝	渡部村の代々兼帯
小豆そね村	一〇二	仝	竹内吾右衛門	辨才天新村	二二〇	仝	右同斷
竹森村	五二四	仝	星鏡之助	遠矢崎新田	二九二	地藏堂大庄屋	直轄
敦ヶそね村	三一七	仝	多一郎	東川原新田	三二七	″	
鰐口村	四一一	仝	堀越理平太	西川原新田	四八	″	
下桐村	六六八	仝	晋助	眞木山村	一二四	庄屋	原田二左衛門
硲田村	二八九	仝	惣之助	渡部村	六一〇	仝	阿部太兵衛
木嶋村	四五八	仝	孫右衛門	國上村	九七五	仝	唯之亟
五分一村	五八四	仝	俊治	中島村	一〇四九	仝	齋藤又六
上桐村	七一九	仝	柄澤八十太郎	泉新村	一七一	牧ヶ花解良家	兼帯
門新村	二〇〇	仝	右兼帯	新堀村	三八九	仝	同斷
黒坂村	七〇	仝	右兼帯	牧ヶ花村	五二〇	庄屋	解良恒之助
島崎村	六六六	仝	傳右衛門	佐善村	八六〇	仝	田中安治
明ヶ谷村	一三三	仝	茂右衛門	溝村	二三九	仝	四兵衛

松田村　九三　仝　右粂帯　溝古新村　一九九　仝　澁木保平
山田村　一二五　仝　利吉　平野新村　五八　仝　廣太郎

三條陣屋下三條組

三條町大庄屋　宮島龜四郎　石上村庄屋（山本）　四日町　栗林村　東大崎村

三條陣屋下茨曾根組　（此表外に九ヶ村あれども燕組と重複につき省く）

茨曾根村　大庄屋　關根五左エ門　二階堂村　仝　野上八十太郎　清水村　庄屋　武石六兵エ　平嵐次左エ門
關崎村　庄屋　清野準一郎　庚村　仝　川田幸右衛門　三ッ門村　仝　渡邊
丸潟村　仝　關根藏之亟　大嘉村　仝　北條　道潟村　仝　澁木五右衛門
長州村　仝　村上　東萱塲村　仝　山際久左衛門　羽黒村　仝　梨本
牛崎村　仝　長井周　西萱場村　仝　田邊　萬屋村　仝　不明
曲村　仝　大關　大原村　仝　中山久太郎　笹崎曾次郎　長島村　仝　若林清藏
道上村　仝　大屋　木滑村　仝　大橋保　打越村　仝　澤
釣崎村　仝　曾山三千雄　針曾根村　仝　竹石常八　新村　仝　村松
大別當村　仝　關根金吾　井隨　仝　高橋

三條陣屋下味方組

味方村　大庄屋　笹川四郎七　黑鳥村　仝　鷲尾　白根村　庄屋　山宮老甫
古新村　仝　渡邊　板井村　仝　萩野左門　龜貝村　仝　坂井
木塲村　仝　山際七司

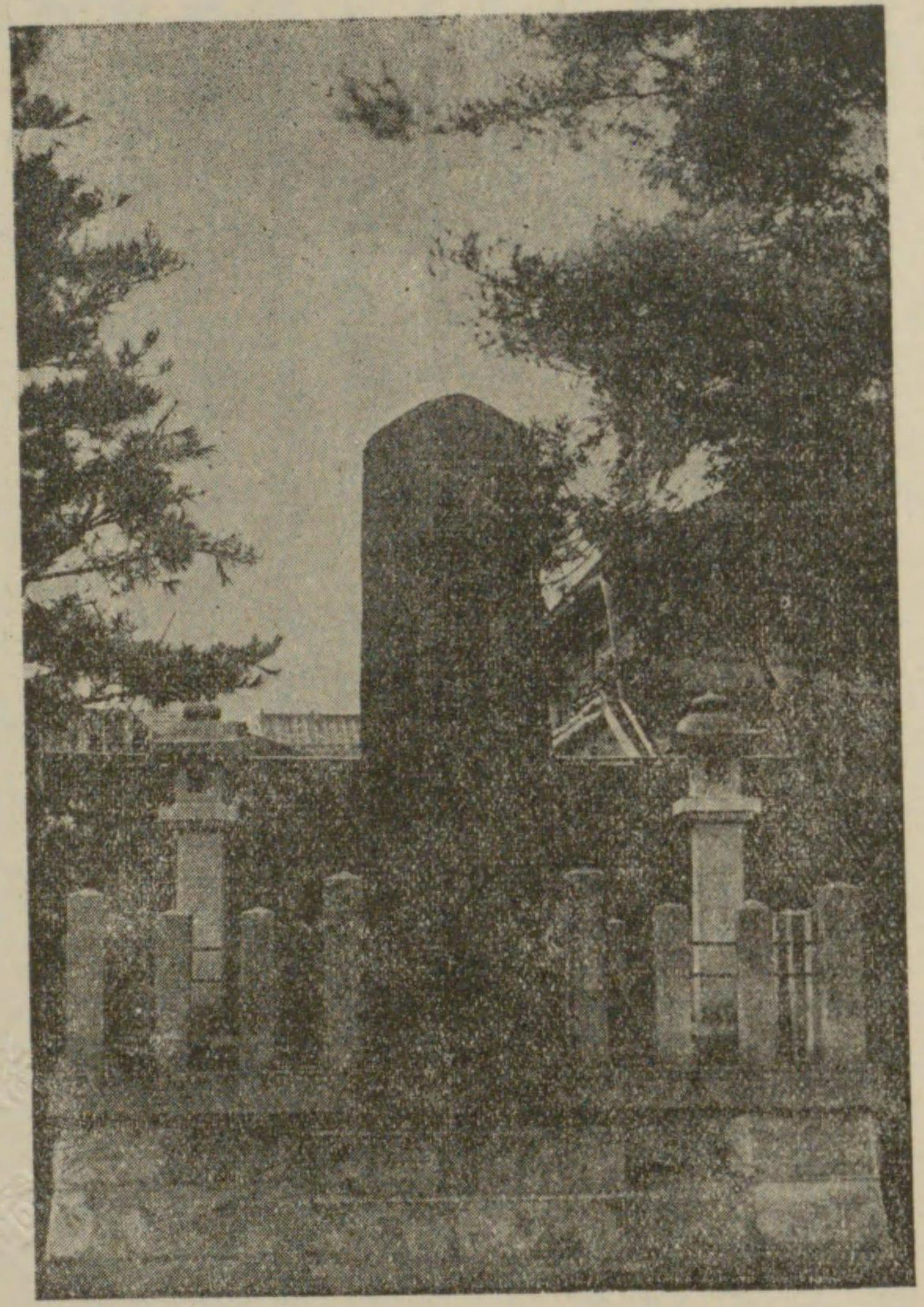

（三條陣屋藩士之碑）

三條町宗正寺は三條陣屋に勤めた村上藩士の菩提寺であつて　墓碑が各所に散在したるを　同寺住職牛腹虎洞氏は之が整理を行ひ藩士の英靈を慰めんために碑を建て大正八年十一月之が除幕式を擧行するに當り舊藩侯内藤信任子爵は態々參拜され祭辭を述べられたり。

四、村上藩武術諸流系統

（本文は篠田達次郎翁の編述せるものに依り、多少加除を行ひて記載せるものである）

我國建國以來茲に二千有餘歳、未だ曾て外國の侵辱を受けず、巍然として東海の濱に卓出する所以のもの、誠に國体の然らしむる所に因ると雖も、又國民武勇の氣象の旺盛なるに因らなければならぬ。蓋し武技は古來我國特得の長技であつて、之を外に試み、之を內に驗し、百戰鍊磨の功を積んで益精妙を極めたものである。殊に足利氏の末葉より德川幕府の創建に當つては名家輩出し、技術の妙入神の域に達したが、王政復古と共に兵制の改新となり、古來の武技を鍊磨する要なく、從つて幾多の星霜を經て發達し來つた武術も、一二を除くもの丶外は全く廢滅に歸し畢つたのである。

村上舊藩は小藩ではあつたけれども、昔より武を以て鳴り、弓馬槍拳法等皆各一流の達人を出したと云ふ。然るに藩士の家祿奉還後は殆んど廢絕に歸し、加ふるに曾て鍊磨習得せられたる士も、年と共に漸次凋落して、哀れ技術の命脈も將に絕えなんとして居る。故に後進の士は我舊藩に如何なる武術あつたかを知らぬ。況んや其系統をや。予が之を書籍に徵し、或は先輩の士に質して各流の系統を記し、沿革を叙して聊か考古の資に供せんとする所以である。然るに予も亦後輩寡聞にして力足らず、誤謬遺漏あるを免れぬ。願くば讀者諸君其遺漏を補ひ、其誤謬を訂して予が志を成さんしめん事を請ふ。

舊村上藩の武術及其流派

我國に行はれた武技は、射騎、棒、拔刀、擊劍、眉尖刀、鎌槍、鳥銃、發熕、火箭、捕繩、拳法等であ

つて、後世弓馬、鐵砲、兵法(劍道)、を武藝四門と稱へた。足利氏の末葉より益々盛大となり、名家輩出して各々發明する所があり、一派を立てゝ子弟を敎育したる爲め流派頗る多く、殆んど屈指するに遑がない。村上舊藩には射騎、劍術、柔術、拔刀、槍術、鐵砲、捕繩、棒及三ッ道具等あつて其流派左の如くである。

兵學　山鹿流　越後流　長沼流　附金鼓
弓術　日置流
劍術　時中流　二天流　直心影流
槍術　種田流　建孝流
柔術　關口流　扱心流　南蠻流　制剛流
鐵砲　松本流　武衛流　高島流
馬術　八條流
拔刀　伯耆流(澤田喜左衛門)　新心流(坪川惣太夫一子相傳)
棒　强波流
捕繩　眞影流
三ッ道具　心流

今調査の順序により劍術から始める事とする。

劍術總論

劍道　世人往々劍術を以て、單に竹刀を以て互に相搏するものとし、德義の如きは措いて問はざるものと思つて居る者がある。是甚だ謬れる者である。古の武士なる者は、皆廉恥を尙び、禮節を重んじ、所謂武士道を磨勵するを以て急務となした。劍術を學ぶに當つては、常に師弟の道を守り、長幼の序を正し、而して事に當つて畏懼せず、義の爲には斃れて後止むの勇氣を養つた。豈に徒に相搏擊して、以て能事畢れりとなすものならんや。彼の猥りに刀を拔いて市井の徒を脅赫し、或は無辜の人を斬つて快を呼ぶが如きは、無賴の徒、虎狼の輩のみで、固より論ずるに足らぬのである。要するに劍術を學ぶものは、心膽を練り、堅忍不拔の氣力を養成し、泰然不動の精神を自得するにあるものである。之れ即ち劍道と稱するのである。

劍術と擊劍　世人は劍術と擊劍とを混同するけれども、其間明かに差別がある。即ち劍術は刀劍を運用する術にして、古は兵法と稱したのである。故に形に於いて之を學び、擊劍は術を應用する修練である。

傳來　我國三種の神器に劍あり、而して古代より刀劍を帶したる風ありしを以つて見ると、之を用ふる方法も、亦從つて發達したる事は言を俟たぬ。近代に至る迄は多く接戰を主とし、兩陣相逼れば刀槍を揮ひ、互に奮鬪したる故、一戰を經る每に技術益精妙に入りしは、疑を容れぬのである。けれども其術の傳來に至つては、殆んど明ならずと雖も、多くは武甕槌命經津主命を祖とし、源義經を以て、中興の祖と仰ぐものゝ如くである。其流派の起つたのは、足利氏の末造である。一刀にあつては、篠塚長威家直、愛洲移香(或は惟孝に作る)等を以て流祖とし、二刀に在つては、世人の知れる如く、新免無藏を以て開祖とする。爾來名手輩出して各一流を剏め、從學の士を養成したる故、流派の

數實に數百に上り、屈指するに遑ない程である。

村上舊藩の劍術各流

村上舊藩には、時中流、二天流(各二刀)、直心影流(一刀)の三流がある。時中流は最も早く行はれ、直心影流、二天流は相前後して寛政年間より始つた。時中流は大井田織部、直心影流は篠田勘左衛門、二天流は赤見俊平を以て始とする。爾來相傳はつて、明治四年に至り、當時從學の士頗る多く、隆盛を極めたと云ふ。然るに廢刀の令が出でゝ實用武技の修練は不要となり、終に衰頽に陷つたのは勢の然らしめる所であつて實に止むを得ない事である。當時其師範であつた者は、時中流は牧野嘉兵衛、直心影流は篠田甫作、二天流は石黑又右衛門である。其後明治十四年の頃、有志の設立した朋來社に於て、擊劍を開始したけれども、永續しなかつた。後同十八年有志相謀つて、講武塲を竹内政武の邸内(今の中學校の境内)に設け、劍柔兩道(劍術は時中流、直心影流、柔術は扱心流、制剛流)を起し、始めは練習の士が多かつたが、一年ならずして、遂に消滅に歸し、降つて廿八年五月、村上私學校に於て擊劍科を課し、予の亡養父を聘して敎授の任に當らしめ、爾來生徒も精勵年を重ねた爲め、其成績大に見るべきものがあつた。三十三年四月廢校と共に、中學校之に代つて起り、其學友會に於て隨意科として擊劍科を置いた。其後又有志相計つて演武會を設け、小學校に於て青年を指導したが、中學校に正科として武道を置かるゝに至つて止んだ。思ふに今より數年を經たならば、漸く有望の士を出すことを得るであらう。是は吾人の希望して止まぬ所である。

系統時中流

青木休心居士　大井田織部祐義惟　沼野三郎左衛義近
沼野八郎左衛治舊　土屋如睡軒由次　土屋皆右衛門由晴
萩原與市右衛門正吉　青山野左衛門義成　青山段右衛門美春
宮川只右衛門元敎　青山國太郎美高　牧野常太郎常胤
山口脩太之正

私に曰く、青山休心居士とは鐵人流の祖たる青木城右衛門金家の事であらうか。金家は宮本武藏の高足であつて、鐵人と號した。世に有名な金家鐔は此人の作る所である。

大井田織部は忠兵衛宜伸の子である。其先は新田、足利の一族、大井田遠江守に出づると云ふ。宜伸は上州に生れた。年十一二の頃一商賈の爲めに誘拐せられたが、宜伸隙を窺ひ、走つて内藤侯の家臣岡安勘解由(千石を領し、老職であつた。後其甥某の爲め殺され、嗣なくて斷絶した。信正公に仕へたる者の樣である。)の家に投じた。勘解由は憐んで之を養育し、忠宜生長後は信正公に仕へしめ、祿六百石を領した。義惟其後を承けて信正公に仕へ、器宇人に勝れ、寛裕の德があつた。公の棚倉に在つた時、信良公が資性尫弱で其職に堪へぬ事を慮り、次子信全公を以て繼嗣とせんと欲し、議略々定まつた。義惟は決する所があり、情を阿部豐後守忠秋に陳述し、棚倉に至つて具さに不可を諫めて江戸に歸つた。若し其言が納れられなければ信良公を奉じて高野山に遁れんと欲し、發するに臨んで、豫め其計をなしたと云ふ。寛文五年信良公が封を襲がれるに當り、義惟の功を賞して二千五百石を賜はつ

たが、同七年罷められて國に就いた。蓋し奢侈に耽り、不義の行ありしに因ると云はれるが、他に原因があるものの樣である。子義胤其後を繼ぎ、千五百石を食んだけれども同九年父子共に暇を賜はり、棚倉を去つたと云ふ。義惟は青木城右衞門の高弟で二刀の名人であつた。自ら時中流と稱し、從遊の士を養成し、沼野三郎右衞門之を繼承した。

雜談抄に曰く、沼野四郎右衞門、其子三郎左衞門共に大井田織部の弟子であつて、劍術は時中流の功者である。村上太郎左衞門の弟子瀧澤齊宮、大草九郎右衞門、吉田勘兵衞は建孝流の槍を修練し小野義太夫の捕手、木村又六の柔術、小田邊十藏の怪力は其頃の美談である。云々。

直心影流

稱神陰流　杉本備前守政光
改新影流　上泉伊勢守秀綱
改神影流　奥山孫次郎公重
改眞新流　小笠原金左衞門長治
改新陰直心流　神谷文左衞門眞光　高橋禪正左衞門重治
改稱直心影流　山田風齊光德　長沼四郎左衞門國郷　長沼正兵衞綱郷　長沼正兵衞尉忠郷
篠田勘左衞門忠道　佐藤又八正倫　杉田新右衞門正就　遠藤彌惣兵衞孝政
篠田甫作忠德　大草藤九郎　若林安靜

篠田勘左衞門、名は忠道、父を角右衞門忠永と云ひ、祿百石を食んだ。幼にして劍を好み、江戸長沼忠郷に從つて研鑽年を經、業成つて村上に歸り、師範となつた。時に寛政年間であつた。新發田藩士島村外也、師橋幸三郎、藩命を受け忠道に從つて學び、業を終へ歸つて一藩の士を養成した。是から直心影流が新發田藩にも行はれる樣になつた。忠道は文政七年江戸に於て歿した。

因に記す、直心影流の一子相傳である命劍傳は篠田甫作が之を受け、甫作は之を大草藤九郎に傳へたが、幾何ならず藤九郎は歿した爲め、更に之を若林安靜に傳へた。

二　天　流

新免武藏守玄信　寺尾孫之丞信正　柴任三左衞門美矩
吉田太郎右衞門實連　立花專太夫峯均　丹羽五兵衞信英
赤見俊平有久　木村又六時親　平井伴右衞門佳勝
石井勤太郎廣泰　佐藤文右衞門有定　五條義左衞門良馬
石黒又右衞門贇廣

赤見俊平は市郎左衞門有能の子で、徒士であつた。丹羽五兵衞に就いて學ぶこと年餘、終に其の奥義を得た。(丹羽五兵衞は何れの人であるかを知らず。或は曰ふ丹羽五兵衞は匿名であつて、實は黒田侯の藩老某の庶子であるが、故あつて人を斬り、去つて越後に入り、中條の附近、柴橋に寓居して世を避けたものであると云ふ。五兵衞は二天流の達人故、學ぶ者が多かつた。俊平が其名を聞き、道を遠しとせず、往つて學んだと云ふ。）是に於て私に從學の士を敎へたが、寛政七年藩始めて二天流の道

場を設け、俊平に師範を命じた。俊平は文化元年三月歿した。年五十三。

各流の課程及形

各流傳授の名稱各々異同がある、時中流にあつては、免、免狀印可と云ひ、免、免狀皆傳と稱し、直心影流に於ては切紙（窮理卷）、目錄免狀と云ひ、一子相傳に命劍傳あり、直心影流に於いては法定（四本）、十の形（十二本）、及小太刀等の形がある。時中流には表裏（各六本）、五箇（五十本）、及び印可に屬する秘傳の形一本あり、二天流には五法（五本）、喝咄（一本）、打三本、棒（一本）及多敵等がある。此他免狀に一つの打、皆傳に直通一本がある。

因に記す、二刀流にあつては皆形を主として居るが、時中流に於ては青山段右衞門師範であつた時、青山國太郎が常州笠間藩に遊學し、後江戶の齋藤彌九郎の門に入つて專ら劍擊を學んで歸つた。時中流の傳來は是を以て嚆矢とする。後山口脩太、前田利左衞門等皆齊藤氏の門に學んだのである。又澤田銑次郎は齋藤彌九郎の塾頭にして一家を興せる二刀流の達人である。

村上藩士が劍術に精勵し、多くの達人を出したる其の結果は今日に及び、村上中學校、警察署等に劍術の優秀なるものを多く出して居る。昭和五年の春、村上警察署では縣下の劍道大會に於て三ヶ年連續して劍道に最優勝を得たので光輝ある優勝旗を永久に獲得した。小學でも課外運動として劍道を課してあるが、村上本町の小學校では尋常五年以上殆んど全部加入し、村上町小學校でも多數の兒童が加入して熱心に練習をして居る。

五、藩學制と教育

學事上の諸制度

學事に關する布令諭達は歷代藩主の發したるものは少くなかつた樣であるが、戊辰騷擾の際に公記私錄等或は燒失し、或は散逸に屬して今日に傳るものが極めて少ない。只寬保以降の事に就いて古老の口碑等により記載するのである。

安永の頃まで闔藩は自然武技のみ競爭奮勵し、文道は次第に陵夷して振はず、偶々文道を學ぶ者ありと雖も、動もすれば傲慢に走るの弊風があつた。爲めに當時大目付から師範矢野助右衞門へ諭達があつて此の点を深く誡められた程である。

闔藩學事の狀況

寬保以前に於ける學事の狀況に付ては書類は勿論、古老の口碑にさへ存して居るものが無い。然れども此の時代に於て、藩主內藤信興公が儒道を尊崇し、相州の處士石川治平（三宅尙齊の弟子）を招聘して（十人口金一枚）、江戶の藩邸に居住せしめ、延享元年には村上へ移住せしめて師範の職を勤めしめた。是に因つて學事は漸次隆盛に赴かんとしたが、惜いかな同二年正月治平は病歿してしまつた。其れ以來安永四年に至る三十餘年間は、何人が師範の職を奉じて居つたのか傳はつて居らず、從つて學事の狀況も傳つて居らぬ樣な次第である。安永五年に至つて矢野助右衞門なる者に師範の職を命じ、

自宅に於て士族の子弟を教授せしめた。

天明三年藩主信敦公の時、助右衛門は退隠し其子逸平治が後役を命ぜられた。逸平治は私費を以て數年間西京大阪邊に遊學し、業成り歸藩して後本條の命があつた。而して安永天明の頃は入學年齡等の制規はなく、父兄子弟の意向に任せたと云ふ。

寛政年間に至り、信敦公が專ら儒學を尊崇し、江戸の處士泉長達(斧太郎)に從つて古學を學び、業成つて後は朝夕近士を集めて、躬自ら素讀講義を教授せられたと云ふ。同年中服部小右衛門(南郭)の義子七左衛門を召抱へ(五人口金五兩)、其翌年俸祿を增加し、村上詰を命じて學事を振興せしめられた。歸京後其功に依つて直ちに祿百石を賜はつたと云ふ。此人が村上詰めとなつてから學事は漸次隆盛に趣いたので、從前通りの自宅の教場を廢して廣大な役所を以て學問所となした。

文化年中平井松藏なる者が十六歳で江戸遊學の命を受け、泉長達の門に入り、業成つて歸藩し師範役を命ぜられた。此時初めて寄宿生を置かれた。又藩主は松藏に命じ、學舍に於て修身學を講せしめた。是を講談と稱し、家老諸役員諸士並に准番外に至るまで出校聽聞せしめた。此れが舊藩講談の濫觴であつたのである。同年中寶田修藏及び弟百助なる者が自費を以て江戸遊學の許可を受け、江戸の人古屋十治郎の門に入り、業成つて歸藩し、召出されて師範役(五人口金五兩)を命ぜられ、從前の通り教授した。同年の末には石川權兵衛が江戸遊學を命ぜられ、寶田氏と同じく修業を遂げ、百助に次いで師範となつた。

石川氏以降文政年間は儒官に乏しかつたので、左記三名を以て引受世話を命じ、教授を擔任せしめた。即ち中島與左衛門、安藤八郎左衛門、知久六左衛門が之である。

安藤氏は幼にして性質俊秀、年十歳を以て修業を命ぜられ、修業料として年々金壹兩二分を給された。後江戸遊學の命を受けて泉氏の門に入り、業成り歸藩して引受世話を命ぜられた。

知久氏は江戸遊學の命を受け舊久留米藩樺島勇七(石梁)の門に入り、學成つて歸藩し引受世話を命ぜられた。三名の勤役中藩主信敦公は京都所司代を勤められ、藩費多端の爲め會計の都合に依つて姑く寄宿生を廢し、更に晝塾を始めた。

天保九年七月知久六左衛門が師範を命ぜられ、此時學制が一變したと云ふ。けれども寄宿再興は其前であつたと云ふことである。師弟相親愛することは尋常の事ではあるが、知久氏の如きは他に異なるものがあつた。或る時生徒中で盃蹄の禁を犯した者があると云つて糺問が嚴重であつた。其時知久氏は法吏に向つて、僕の門人が禁令に觸れた者は曾て一人も無いのであるが、若し其樣なことがあつたならば屠腹して以て罪を謝するであらう、と云つたので法吏は深く究めずに事が止んだといふ。又疾病の時は、寧ろ二三子の手に死にたいと云つて家族の看護を辭して、終始弟子の看護を受けて終つたと云ふことである。以て其一班を窺ふ事が出來る。

知久氏の歿後は儒官復其人に乏しく、姑く石井勤太郎、水谷孫平治の兩人に引受世話を命ぜられた。

天保年間水谷孫平治は轉勤した爲め、後役を永田勤之助に命ぜられた。

水谷孫平治は舊神戸藩、澤三郎の門に入り、永田勤之助は舊幕府儒官佐藤捨藏(一齊)の門に入り、共に公費を以て遊學を命ぜられたものである。嘉永年間水谷孫平治は師範役を命ぜられ、安政年間に至つて復轉勤した。依つて同年間には神谷又兵衛、中嶋孫八の兩人に姑く引受世話を命ぜられ、後孫八は師範を命ぜられた。孫八は脇山郁藏の門人であり、郁藏は又丹州笹山の人で、舊中津藩倉成善次

門に入り、文政の始め五人口金五兩で召抱へられた人である。江戸の住であつたが師範役を以て村上へ國詰を命ぜられたものである。

明治二年中嶋孫八は督學師に轉勤し、脇山郁太郎が文教師となつた。此時に至つて始めて珠算科を設置した。學事の狀況は以上の如く頗る盛であつたと云はる可きである。

士分の子弟教育法

士分以上の子弟は年齡十歲より必ず入學せしめたのであるが、天保以前は此の制規がなく、師範知久六左衞門が勤務中は申請に因て此令を布いたと云ふ。

小役人と稱する者から輕卒に至る迄の入學については、父兄或は本人の意向に任せ、敢て士分以上の子弟の如く必ず入學させねばならぬと云ふ令はなかつたのである。

藩費で遊學を命じたのは、蓋し文化年間平井松藏を以て始めとなし、其以後は其數が少くない。私費遊學の許可を得たのは安永年間矢野逸平治を始めとし、爾來其數又尠くなかつた。私費遊學生と雖も品行端正で後來大成の見込ある者は、藩費を以て學資を給し其業を遂げしめたと云ふ。

藩士には生徒と共に講義を聽聞させた。文化年間平井松藏に命じ、毎月六回校內に於て一時間づゝ修身學を講義させ、家老諸役員諸士准番外まで十五歲以上五十九歲までは二男三男と雖も必ず出校聽聞させたものであつて、此制は後に永制となつたのである。學校が狹隘の爲め聽衆を甲乙二組に分ち、一組の聽講を月三回とし、二男三男は乙組に屬せしめたと云ふ。天保年間講席を城中の大廣間に移し、甲乙合して月に三回と改め、且つ『講談は廣間番同樣に相心得候樣』との嚴達があつた。講談席は番頭が之を管理し、聽衆勤怠は差添之を記し、且つ師範に疾病事故があれば訓導をして代講させ、之を差添と云つた。但し席次は徒目付一名出頭し、祿の多寡を以て席を設けて坐列を靜肅ならしめた。學業進步の者は年齡の多少を問はず、師から申請して入校中でも講談聽聞を免ぜられることがあつた。生徒は之を以て榮譽となし、訓導句讀師を奉職せる者は終身之を免ぜられたのである。

平民の子弟教育法

平民の子弟は寺小屋に就いて字形を學び、旁ら庭訓往來、商賣往來等の書を學ぶのみであつた。藩立學校へ入學禁止の令はないけれども、入學した者の有るのを聞かない。又農民等の學事に從事するのを禁じたこともなく、家塾、寺小屋を開設するも他の檢束を受ける樣なことはなく、何人でも自由に開設することが出來、又學問する事も隨意であつたのである。

克從館の設立

學舍設立以來塾或は學館と稱して、別に校名はなかつたが、安政年間に至つて師範中島孫八の申請に因つて克從館と名づけた。そして校舍は舊藩廓內の三の丸にあり、文學、弓、劍、槍、柔術の稽古場は現今の裁判所及び南方一廓の地にあつたので塾長屋と稱した。今尙ほ其長屋の一部分は存して居る。

克從館の創立年月は不詳であるが、思ふに寬政以前は自宅に敎場を設けて敎授して居た樣である。寬政年間に至つて藩主信敦公が儒道を尊崇し、學事を振興して從前の役所を他に移轉して該役所を學問

所となしたと云ふ。文政の始め寄宿生を校内に置いたが、其後該校に隣接して居る三軒長屋に移轉し其中間を寄宿舎となし、左右兩屋を世話役兩人の居所となして取締をなさしめた。同六年火災に罹つて長屋は烏有に歸した。時に同地内家老屋敷の空宅があつたので姑く之を代用することゝした。其後姑く寄宿生を廢し、天保年間に至り再び本校内に之を開設した。但し寄宿生と稱しても天保の初めまでは通學して居つたのである。嘉永年間再興後維新前まで亦同樣であつた。

書塾は天保年間寄宿を廢してから始めたもので、其塾舍は本校の傍に新築した。然るに弘化の初め燒失した爲めに、其隣傍の長家を以て之に充てた。後本校に連ねて新築したが、維新後舊校舍は悉く皆破壞して今は其跡形も殘つて居ない。藩主信敦公は資性英敏で、幼時から文武兩道の偏廢すべからざるを覺知され、江戸の學者泉斧太郎(長達)に從つて修業され、其高弟の位置を占められた。朝夕近士を集めて躬ら之に素讀及講義を授けた。又江戸の學者服部七左衛門を召して之に本國詰を命じ學事を振興させ、且つ活字版を以て書籍の不足を補ひ、勉めて子弟を養成し、又藩費を以て續々遊學させたので一藩の學風は忽ち一變し學事頗る發展したと云ふ。

教科用書

日本外史、四書、五經、十三經、資治通鑑、左傳、元明史略、三禮儀疏、二十一史、歷史綱鑑補、十八史略、貞觀政要、國語、近思錄、小學、荀子、韓非子、老子、莊子、列子、蒙求、劉向新序、世說、孔子家語、論語徵、辨名、辨道、大學解、中庸解、文選、右は古老の口碑に依り記載したのであるが、猶恐くは遺漏があるであらう。

授業の方法

授業も寬政以來漸く整つたとは雖も、猶ほ不完全な點が多かつたので、天保年間に至り始めて之を整頓したのである。毎日朝から正午まで素讀を授けたが、其書目順は左の如くである。

孝經、大學、中庸、論語、孟子、詩經、書經、易經、禮記、春秋、文選、歷史、以上一六の日の休業を除き毎朝訓導一名、句讀師五名出校して授讀し、師は日を定めず出校された。

書塾は素讀生を拔擢して入校させ、午後一時から出校し、大概六時で退散させた。書塾は句讀師一名出校し、初學者が解し易い書籍の講義を授け、猶ほ餘力があれば習字詩作を爲さしめ、又日を定めて會讀をさせた。其書目日割大略左の如くである。

三、八の日　孔子家語、十八史略、貞觀政要、國語等を用ひた。右會日は師範並に訓導句讀師各一名出校し、寄宿書塾生徒をして抽籤せしめ、當籤者三名をして順次講義を爲さしめて其失義を正した。

五、十の日　四書、五經を反復して用ひ、右會日は表會と稱し、家老役員、學校職員、寄宿書塾生共出席し、句讀師以下抽籤した。

二、七の夜　蒙求、小學、劉向新序、說苑等を反復した。右夜會は當直句讀師が一名出校するだけである。寄宿は書塾生の優等者を撰拔して入校させ、日夜高尚な書籍を研究させた。其課業は大概左の如きものである。

毎朝訓導一名、寄宿長一名出校して生徒をして輪讀させ、時間は大抵二時間とした。輪讀が終つて正午まで武術稽古場へ赴くのは各自の意向に任じた。

一、六の日　休業、午後は全く會讀させた。
二、七の日　韓非子、荀子、老子、莊子、列子、の類を反覆させ句讀師以下は抽籤によつて行はせた。
三、八の日　畫塾生合併。
四、九の日　春秋左氏傳、論語徵、辨名、辨道、中庸解、學庸解を反覆し、抽籤は二、七の日に同じ。
五、十の日　書目等は前に詳である。
休日素讀輪讀は月に六日の定日があるけれども寄塾畫塾は會日を除き、月に三日各自隨意休業を許した。但し祝日等は此限りに非ず、訓導一名塾長總て二名宛更番宿直をなした。

學科學期試驗法及諸則

專ら漢籍のみを敎授し、和學、醫學、算法、筆道、習禮は師を求めて之を學ぶだけであつた。維新後は更に珠算科を編入した。兵學、弓馬、劍槍、柔術、砲術、游泳等の武術は別に藩立の稽古場があつて皆之に就いて修業し、生徒は必ず武術を兼修させるのを藩制とした。若し廿五歲まで武術の一傳を受けない者は、學術の進步して居る者と雖も必ず其筋より沙汰して遠慮を伺はせたと云ふ。
文學と武術と程度の比例を取つたことがなく、十分以上の子弟は年齡十歲より入學し、四書五經を略讀み終つてから父兄或は本人より武術專修の趣を以て出願し、師の許可を得て退校した。素讀試驗は每月三次、旣に授讀した書籍を復讀させ、一も誤讀せぬ者を甲科となし、一失した者を乙科となし、二失した者を丙科となし、又三失以上を大失とした。甲乙丙大失共盡く姓名を記して校內に揭示した。大失の者は其後の復讀日に同所を再讀させ、復讀日には學校目付監視として出校し、生徒疾病事故あ

るのでなければ決して缺席を許さなかつた。
畫塾生復讀は前と同じく、但し優等生は復讀を免じ、寄宿生を四、九の日の會に出席させたことがあつた。冬期に至つて優等生には四書或は五經の內其力に應じて一部宛復讀させた。是を一日復しと云ひ、右同期から年末まで寄宿畫塾共四五度乃至六度づゝ終日會讀させた。是を一日試驗と云ふ。但し寄宿生には頗る高尙の書籍を講義させた。此他藩主が在藩であれば臨時素讀會を城中に於て聽聞されるのである。藩主不在の節は家老をして代理させた。
學業上進の者は師範から賞與を申請すれば、其父兄或は本人を城中に召して家老が之を申達した。
賞與品代價は左の如くである。
卷上下一具代價金百匹、帷子地一反代價金五十匹、單物地一反代價金二百匹、此他金三百匹或は金五百匹を賞與した。數年出精特別優等なる者は地行を增加し、無給嫡子三人口或は二人口に召出して廣間番士に編入し、二三男は三人口金五兩に召出して廣間番士に編入した。
訓條罰則等は校中に揭示したと云ふが今は傳へて居ない。入校許可を得た者が始めて出校の節は平日と雖も肩衣を着し、師範以下句讀師へ回禮する時は羽織袴を着用した。但し賞與を受けた者も亦回禮し、本條の如く着衣するのである。
年々始業の節は家老諸役員、學校員、及び生徒は禮服を着用して出校した。師の講義が終へれば酒肴赤飯を以て饗應するのを常とした。但し之は師の私費を以てするのである。

職員及び俸祿

學校目付一名、役高二百石、格式返杯以上と稱し、賀正等の時に藩主へ返杯するの格式である。(大目付で兼務した。)師範一名役料米五俵、格式は不定で、大概勤功に依つて書記役格式に進み常肩衣である。差添(有無不定)訓導四名役料金二兩格式は平士。但し無給嫡子或は二三男であれば金二兩二分を給した。句讀師兼寄宿長四人役料一兩二分格式平士、但し無給嫡子或句讀六名、役料格式は共に右同斷である。

維新前と學制頒布前との差異は左の如くである。即ち學校目付を廢して督學執事を置いた。師範を文敎師と改稱し、訓導を文敎副師、句讀師を助敎師と改稱しただけである。但し珠算助敎師を新置した。

職員概數　敎員十九人、火の元番六人、小使十三人、炊夫一人、總て三十九人で、維新前と學制頒布前と比較するに四人を増して居る。

生徒概數　寄宿生三十名、晝塾生三十五名、素讀生大概二百人で計二百六十五名であるが、時に増減があつた。校舍及び器具修繕、生徒扶持米、薪炭、油、筆墨紙等は總て藩費とした。

束修謝儀　文政十年頃までは制限がなく、各貧富相應に物品を以て年謝とした。然るに十年後闔藩一般儉約を達せられ、文武師範へ年謝一錢の見渡と定めた。

學校經費　一ヶ年の學費炭三百俵、薪百八十束、油一斗八升、半紙八束、筆十對、墨五挺、寄宿飯米四十八俵、此他校舍營繕器具新調等皆藩費とした。此等の金圓は天保弘化の頃には百圓に過ぎなかつたと云ふ。爾後年々物價騰貴し、維新前後に至つては五百圓を降らなかつたと云ふ。但寄宿米の不足を生じた時は該生徒より補ふを常とし、藩士には學費として賦課したことがない。

藩主臨校　維新前は藩主臨校の事を聞かぬ。けれども維新後は時々臨校があつた。

祭儀　古來聖廟の設置がなく、依て釋菜の禮典はなかつた。然し舊暦四月八日は孔聖の祭日と稱して休業した。

學校構造及建物　天保以前は地所千餘坪二百坪位であつたが、天保年間は過半取崩して七十坪に減じた。後は全く取崩して今は存して居らぬ。

小學校の設立

明治五年學制の頒布と共に、小學校設置の計劃を進められ、翌六年一月に創設を見るに至つた。藩學克從館によつて子弟敎育には既に强固な基礎が築かれてあるために、直ちに其の後を引き次いで小學校の創立となつたのである。故に創立の際と雖も、多數の生徒を收容する事が出事た。廢藩と共に藩士は人材の養成に着眼し、敎育第一主義を標榜して子弟の敎育のために大に力を注ぐ事となつた。其の結果敎育の完成を望むには、先づ校舍の完全なる設備を期せざるべからずとなし、完全なる校舍建築の議起りしが、舊藩侯の格別なる思召しと舊藩士の熱誠とに依り、遂に明治十一年より工を起し、翌十二年五月を以て、宏大堅牢にして美觀壯麗なる西洋風の校舍の竣工を見るに至つたのである。工費は其當時の金で一萬圓以上を要し、用材はお城山を始め、其他藩士の共有地より最も優良なる材を選んで伐採し、之に充たと云ふことである。以て當時の人々が如何に敎育に熱心で、且如何に多くの犧牲を拂はれたかを知る事が出來る。當時の學校長高橋敬十郎(白山)の村上學校記は校舍新築當時の狀況を詳に記されてある。

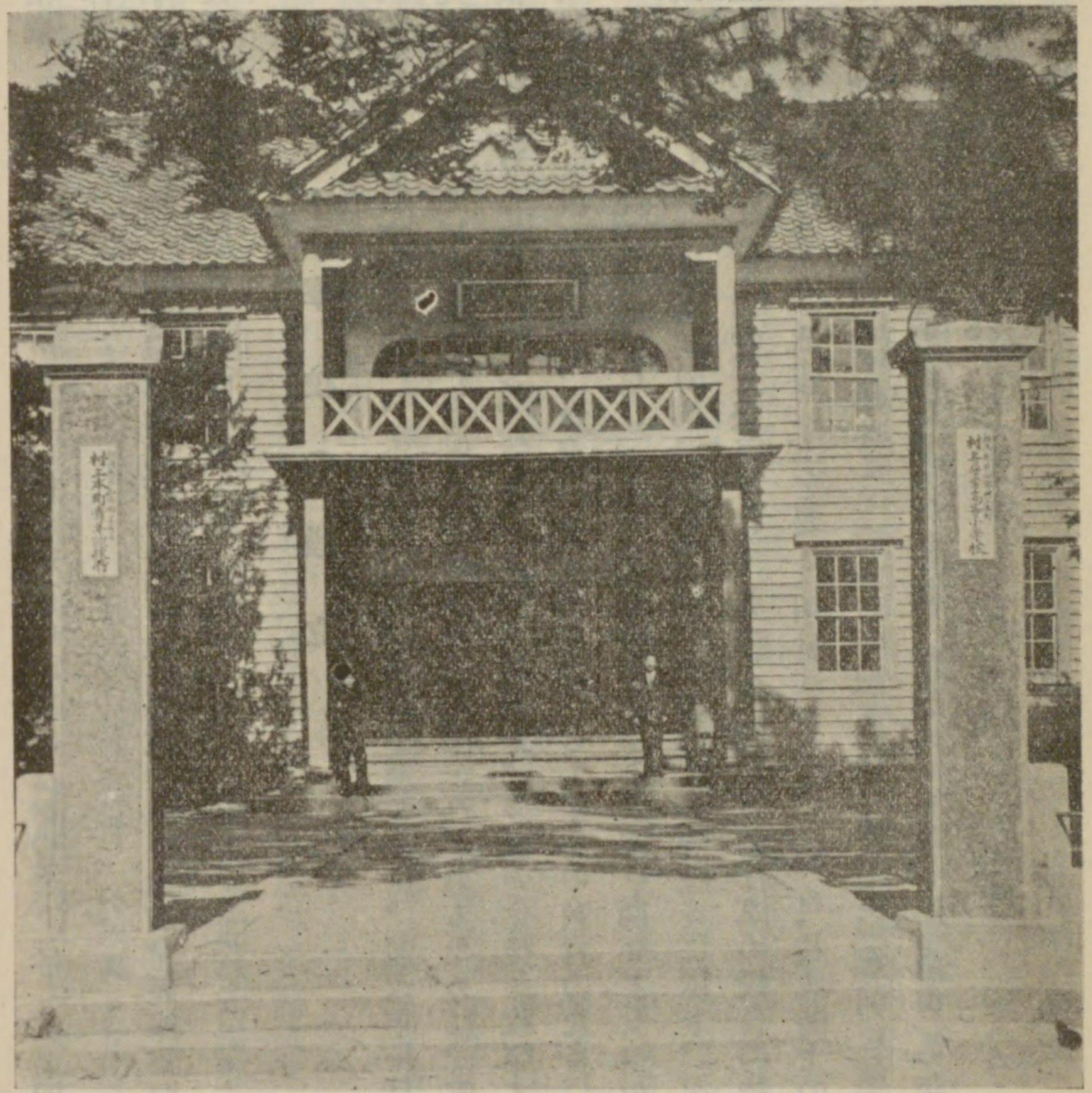

村上校々舍正面（玄關）

校舍の竣工と共に其の一半（東校舍）は小學校に充て、一半（西校舍）は中等教育のために充てられる事となつて明治三十三年に及び、村上私學校廢校後は專ら小學校のために使用されて今日に至つて居る。創設後五十餘年間聊かの改築又は增築等をなさずに昔日の俤を存してゐる。

村上學校記

明治皇帝即位元年、王政維新、皇道益隆、聖意之所注、專於文敎、制曰、使邑無不學戶、家無不學人府縣承化、據學制、分學區、問道於皇漢、考業於歐米、於是乎、啓智發蒙之具、悉備矣、未期年、而開明之敎、治四陲、不亦盛哉、曩、永山君之令筑摩也、興學之績、稱爲天下第一、及移任新潟、管下之民、莫不皆自興起而孳孳于學術者、今玆明治十一年、村上學校有建築之事、其地則舊內藤侯城址、而其材亦侯之所附與也、其舊藩士七百有餘名、爭來助役、自春夏之交、至歲抄、凡八閱月、而竣功、其位、東南對臥牛羽黑之巉巖、西北拖面川瀨波之江海、高棟巍入雲、曲欄淵臨溪、敎課之塲、凡二十有二、有應接之位、有試業之堂、書閣、器室、井然成次、工匠壁瓦之費、不下數千、而力役之勉可謂勞矣、盖構造之偉、豈誇宏壯乎、高廡層樓、以要大氣流通也、鍊火之美、豈競新奇乎、堊壁硝窓以欲光線明徹也、春卉夏木之樂稚眼、鞦韆蹴鞠之健兒体、至於遊戲之具、培植之趣未甞不徵之實理也、學既成、昇校子弟四百八十人、官吏父老、盡在慶班、予以本月來守學職、因諗曰、方今泰西風氣大開、理化工藝之業、亦益精、電氣通音信、汽力驅舟車、驚濤坦途、天涯比隣、各國交通往來、而其智者致富强、不智者招貧弱、富與貧、强與弱、莫不皆關於人民智識者、是乃所以聖意專於文敎也、切望自今以降、爲此校訓導、務体朝旨、而薰陶成其器、以能賛縣令承化之功、兼不空藩侯之惠也、爲此校子弟者、務遵師訓、而研鑚遂其學、以能裨益皇國富强之萬一、併不負父母愛育之心也、乃書以爲記

明治十一年季冬　　白山　高橋敬十郎識

明治十二年五月小學校舍新築と同時に校舍の一半を割いて中等教育部の附設をなし、以て明治三十三年三月に至つた。今其の沿革の大要を左に記さん。學校名稱沿革は左の通りである。

中學村上支校　自明治十二年五月至同年十一月
村上學校　自同十二年十二月至同十九年七月　（一に中學村上校と稱す）
私立本町校　自同十九年十一月至同廿一年一月
村上私學校　自同二十一年一月至同三十三年三月

村上私學校は上述の沿革に依つて出來たものであつて、村上舊藩士族團体の經營したものである。其創立當時村上本町は第二十五大區小四區と稱した。是より先同年三月十日附を以て中學校設立の請願をなすべく重立、惣代、戶長、學區取締等が連署して新發田中學校長及び學區取締が添書を以て左の設立願書を縣令に提出した。

中學校設立之儀に付願

御管下岩船郡字三面川鮭魚營業之儀、積年の舊慣に依て當小四區へ請負御許可相成、爾來堤防營築之外、猶利益金を以て御國益之產業相開申度、開墾養蠶等種々着手致候得共、空しく夥多の金額を費耗し、事の成功も無之心痛罷在候、折柄當御廳に於て厚く敎育に御注意被爲在候に付、廳旨を奉戴し學資利子及營業利益金を併せ、例年凡金千五百圓を以て小學費に充て、其上追年費額支消之見込を以て學校新築仕、今日に至り學校の形勢自然と昌盛に趣き、第一第二兩席生徒の如きは漸く學步を進めて上等小學科卒業之期に迫り、父兄に至る迄偏に後年の成業を希望せざるなく、聊學校の一事に於て義務の一端を奏すべきの目的相立候、右者厚く敎育に御注意被爲在候結果と一同深く感銘の折柄、乙第十三號を以中學之件御達に付今般新發田中學へも協議を遂げ、當區内に於て營業利益金千五百圓を以て中學費に充て、新築校を以て中學の敎席と爲し速に中學支校を設立し、四小區限りの獨力を盡して、岩船全郡に就て上等小學科卒業の者百名を募り、之を養成すべきの概算を調し候、然る上は今後方向を一定して、學事を以永く小區營業の義務と爲し、國恩の萬一に奉謝度、因て中學支校設立の儀御聞濟相成候樣誠願候也。

明治十二年三月十日

第二十五大區小四區
岩船郡村上町惣代　竹石　節　遠藤類太郎　服部武太郎
　中尾　秀融　內藤　龜吉　國分　一穗
戶　長　鈴木　重昭　本間　耕平　久永　期勝
學區取締　山田　重務
右區受持副大區長　中居　達道

新潟縣令　永山盛輝殿

前書願出之趣相違無之候也

大區長事務　伊與部助次郎

村上町にて中學支校設置の儀に付添書

第廿五大區小四區村上町に於て、今回第八中學支校設置之儀に付、本校費課出分は約定之通納金、

支校費は全く該小區獨力を以て設置可致旨、遂協議候上は別に差支筋無之候此段上申候也

第八中學新發田校校長　坂井政定

學區取締　三　宅　達

四月十七日前書の願に付左の通り御指令に相成つた。即ち

書面簡易中學分校開業願之趣聞届候事

明治十二年四月十七日

新潟縣令　永　山　盛　輝

次で公立新發田中學分校の設置願を申請したるに同年四月廿四日付を以て申付の御指令に相成つた。越えて五月十六日迄には小學第一席より第三席までの生徒の入學試驗を擧行し、六十一名の及第者があつた。入學の生徒は束修二十五錢月謝三錢と規定して、同月廿一日を以て授業を開始した。尚ほ當時の教則一斑を錄して參考となす。

中學村上支校教則

第一條　當校は英書皇漢書譯書等を以て普通の學科を教授するものにして、在學四ヶ年とす。

第二條　學科を八級に分ち、毎級學期六ヶ月と定め、一日の課業を五時間と定む。(以下略す)

村上學校時代（自明治十二年十二月 至同十九年七月）

創立の事情は右の如く、明治十二年五月より七ヶ月間は新發田中學の簡易中學分校と稱したのであるが、其實村上舊藩士族團体の獨力經營に據るものである故、同年十二月に至り更に獨立して村上學校と改稱した。而して翌明治十三年一月調の統計によれば、學生總數八十三名、內女生徒七名。教員三名、助教五名、計八名。授業料一ヶ月一名金三錢　經費總計金千六百三十五圓五十八錢八厘。內金千六百八十七錢七厘は士族一同寄附。

明治十四年一月の統計には、學生總數七十五名、內女生徒四名。經費總計金千百六圓四十錢三厘。內教員給七百五十七圓四十錢三厘。職員一覽表は左の如くである。

職員	月給	條約期限	本籍	族	氏名	年齡
教員	三十圓	明治十二年五月同十四年五月	長野縣伊奈郡東高遠	士	高橋敬十郎	四十五年
同	同	同十二年六月同十四年五月	新潟縣刈羽郡椎谷町	同	佐竹義久	廿四年十一月
小學訓導兼同		同十二年五月同十五年四月	村上二ノ町	同	三宅清溫	四十年三月
助教	四円四十一錢七厘	同	同飯野	同	中尾堅吾	廿五年八月
同	同	同	同三ノ町	同	上遠野直行	五十五年三月
同	同	同十二年十一月同十五年四月	同新町	同	脇田浪江	三十八年五月
同	四圓	同十二年六月同十五年五月	同三ノ町	同	武藤富士郎	廿一年一月
同	三圓五十錢	同十二年七月同十五年六月	同新町	同	兒玉金八郎	四十五年
小學兼事務係	三圓	同十二年四月二十四日就職	同新町	同	澤田可驥	四十六年六月

監事　四圓　　同五月廿三日就職　　同三ノ町　　同　島田　正忠

副監事三圓五十錢　　同六月二日同　　同飯野　　同　中居　達道　四十二年四月

明治十六年には經費總計金千七百九十圓九十錢にして、内金千三百圓は士族七百三十五名寄附、月謝外來生拾錢、士族三錢とあり。

爾來着々内容を改善し、敎則の如きも明治十三年中頒布の中學規範敎則に準據して從來のものを改正し、以て明治十九年に至つた。其間陶冶薫育された生徒は總數二百六十有餘名に達し、其内高等を卒業した者六名、初等科を卒へた者九名、中途で小學校敎員となつた者が七十餘名、東京其他へ留學したる者が七十名に達した。而し年と共に規模の擴張するにつれ經費の維持困難となつた爲め、明治十八年四月に至り縣立中學校とせられん事を時の縣知事篠崎五郎に願出たけれども許れず、同年九月故あつて舊校舍に移つた。斯くて翌十九年七月廿日勅令第十五號を以て、新に中學校令の發布があり、自然廢校の止むなきに至つた。當時の校長は小杉俊次郎、敎員は佐竹義久であつたが何れも十九年三月辭職となつた。七月自然廢校となつた時の校長は小高邦知、敎員三宅淸温、磯岡柳太郎、鳥居二郎兒玉金八郎、事務掛佐藤力作であつた。

私立本町校時代（自明治十九年一月 至同廿一年一月）

自然中絶の止むなきに至つた本町の中等敎育は、其儘で廢校とすることは士族本來の目的に反するので、本町有志並に戸長鮭產育養所取締(仝所は明治十五年改稱)等が連署して、私立本町校設立の申請を時の縣知事篠崎五郎に願出でた所、仝年十月廿五日附を以て『書面の趣認可候事』(朱書)の指令に接したのである。

私立本町校設立の儀に付添書

曩に勅令第十五號を以て中學校令御發布相成、中學村上校の如きも自然廢滅に屬し、且僅少なる資金將來維持の方法に苦しむより、本年七月十七日附を以て該校廢止の儀伺書捧呈致し候處、廢校の義御指令に相成候、退而考ふるに當時該校に入學し居りたる若干の生徒中、過半は士族の子弟にして、該校廢校に致し候ては、無產の父兄は新潟又は東京等に留學せしむる資に乏しく、爲めに中途にして其目的を失はしめ、既に履修したる學科は徒勞に屬するのみならず、一萬圓餘の書籍器械の無用に歸するを以て、今般私立學校を設置し、英書漢籍數理の三學科を授け、子弟將來の進路を開かん事を計劃せり。然れども從來中學校の資本は僅に壹千六百圓の少額にして、到底一校を維持する能はざるより、鮭產育養所へ年々六百五十圓の寄附金を請求したるに、育養所に於ても速かに嘉納し、己に御廳の御承認を得たる次第に付、別紙の敎則を設け私立學校設置致度く、因て別紙書類相添此段申上候也。

岩船郡村上本町

澤　渡　朝　憲

明治十九年十月十九日

新潟縣知事　篠　崎　五　郎　殿

斯くて仝年十一月三日を以て再び開校した。校長小高邦知、敎員鳥居二郎、兒玉金八郎外數氏であつた。翌明治二十年四月岩船郡高等科村上小學校が新に設置されるに及び、仝校舍を貸與することゝな

つたので、再び小學校の西校舍に移轉することゝなり、同廿一年一月に至つた。

村上私學校時代（自明治廿一年一月 至同　卅三年三月）

明治廿一年一月廿日校名を改稱して村上私學校となし、仝日左の揭示をなした。

私立本町校今般前書の通改稱の儀、本縣伺濟に付自今改稱之通稱呼候條此段及揭示候也。

私立本町校改　村上私學校

時の校長は小高邦知、教員は杉浦安行、武藤富士郎、安藤金太郎、篠田甫作、服部武太郎外數氏であつた。私學校當時の教育方法は、從來の通り差したる變化を見ぬと雖も、教則に至つては中學校令の改正と共に、形式の上に於て頗る改善されたのである。而して學生訓育の主義方針は努めて精神訓化を旨とし、盛に演說並に武技行軍遠足等を奬勵したものゝ樣である。即ち每土曜日を以て行軍定日となし、又天候の都合に依つて行軍を爲さぬ時は武術演說會を開くことゝし、武技は故障のない限り每日修練することゝした。而して行軍は瀨波、坪根、小川、門前、柏尾、關、金屋、乙方面に盛んに活動した。而して兵式教練を當時は隊列運動と稱し、附近の小學校教師は相集つて所謂隊列運動の講習を聞き、又學生團体には團長分團長等の制を取り、學校で辭令を交付したものである。斯くて明治廿四年に至つたが、此年圖らずも鮭產育養所に於て紛議が起り、延いて當私學校の廢止論を唱へる者があるに至つた。元來該所紛議の原は從前官衙監督が解けた爲め從來の規則は消滅し、職員も共に其の任が解けたと主張する者と、然らずして監督の個條だけが消滅したのであると主張する、所謂改革、非改革の二派に分れ、舊臘以來解決が付かず、爲めに教授訓練の徹底を欽き、教育上の弛廢を來し、其結果遂に仝年十月三十一日を以て遺憾ながら休校するの止むなきに至つた。斯くて休校は一ヶ年續いたが、翌明治廿五年更に規則を改め、學校維持費を定め、縣知事の認可を得て仝月十九日開校準備として校舍を修繕して在來の生徒に告知し、又新に生徒を募集して廿四日開校の式を擧行した。當時の學校關係者及職員は校長杉浦安行、教員進藤春太郎、兒玉成章、解良利貞、齋藤鎗四郎等であつた。仝年十一月十六日藤山鋹太郎が校長となり兒玉金八郎、篠田達次郎、篠田甫作、服部武太郎等も職員となつた。

藤山鋹太郎が校長に就職して從來の弊風を一掃し、銳意校風の振作に力め、學生の實力養成を圖り、且つ体育に重きを置き、盛んに士氣を鍛錬して以て人材輩出に努力し、斯くして明治三十三年三月に至つた。即ち創立以來年を閱すること廿一年で、其間教養を受けた學生は約六百名、經費總額二萬圓であつた。斯の如くにして同年四月新潟縣立新發田中學校村上分校の設立となつたので、同年三月卅一日を以て閉校するに至つた。左に私學校當時の校則一班を示さん。左記は訓示として設けた個條である。

本校の生徒たるものは常に左の條々を服膺すべし

一、教育に關する勅語の聖旨を奉體すべき事
一、堅く其志操を持し苟も怠慢に流るべからず
一、專心其業を修め徒に時流に趨るべからず
一、禮讓を重んじ信義を尙ぶべし

一、言行を愼み威儀を正うすべし
一、校規を恪守し師長の教諭に遵ふべし

私學校規則の要旨は、陸海軍學校或は其他高等の學校に入らんとする者、及び實業に就かんと欲する者の爲めに須要な教育を施すのを目的とし、修業年限を四ヶ年として各一學年を一學級となした。

六、藩産業

村上藩の歴代藩主は産業の發達のために深く意を用ひられた。其の結果として世に傳ふべきものが尠くない。三面川の鮭産事業を始めとし、茶園の奬勵、漆樹の栽培と關聯して堆朱堆黑の産となり。桑の栽培養蠶の奬勵と共に山邊里絹織物の產出あり、何れも藩の産業が源となりて、今日尚ほ多くの恩慶を蒙つて居るのである。各項について其沿革並に現狀にまで及んで記述せん。

村上鮭産育養所事業沿革

三面川鮭漁場

村上の北方、下渡山の南麓を流るゝ三面川は源を羽越の國境朝日嶽に發し三面村を經て、蜿々十餘里、走つて瀬波の海に入る。河水清冽にして最も鮭鱒鮎の繁殖に適して居る。舊記又は古老の言に徵するに冬季鮭魚遡上の季節に際しては、滿川悉く鮭魚で埋め、河水は爲めに色を變じたと言はれて居る。天明六年の地圖を閲するに、河身は初め一流であつたのが、文化五年に至り、藩主信敦公鮭魚繁殖の方法及治水の關係を考慮され、荒蕪地を掘鑿して三流となし、其一流に密柵を立てゝ河水を橫斷し、始めて種川の制を設けられた。是は天然と人工とを合せた鮭魚繁殖の良法たるに論なく、又一方には急激の出水に處する治水策である。現今見出川、堀川(新種川)、芝居股川(舊種川)と稱するものが即ち之である。(見出川は今は川床上り水流れず廢川となる)此の川は本來急流激湍、洪水毎に流域變更して修繕又容易でなく、藩時代には堰奉行なるものを置いて專ら河川の普請を掌らしめた。其の工事に使用する材木は常に藩林を伐採して之に充て、使役する人夫は三萬乃至八萬に及んだ年があると云ふ。若し河流變遷の狀を知らんとせば文化、文政、天保、弘化等の舊地圖を一瞥すれば最も明に其れを察知する事を得るであらう。

漁業權

三面川は古來より鮭魚產卵の川流で、村上藩世々の城主が之を領有し、年々漁塲を公賣に附し、運上金として之を納めしめ、以て藩帑の用に供した。享保六年內藤侯が封を此地に移すに及んでも尚ほ此法に據られたのである。廢藩置縣に際して本川は藩有より官有に移り、毎一ヶ年を限り河川の營繕費を負擔して漁業受負を廣く入札に附せられた。是に於て內藤信寅、村上貫屬を代表して入札し一ヶ年漁業の許可を得たのである。時に明治五年であつた。越えて六年同じく村上貫屬惣代小田龍太郎より前年落札金高に一割の增金を以て向ふ五ヶ年間の請負を出願した所、時の租稅頭陸奥宗光より「鮭魚の儀は毎年額の增減も之れ有る儀に付き先づ一ヶ年の請負申付け、尙ほ來る明治七年春に至り更に伺

ひ出づべし」との指令があつた。

明治七年、前年に五厘增の稅金千七百五十九圓餘を以て永年漁業稼方願ひ出でた所、同年三月大藏卿より、鮭魚稼の儀申出の通り聞屆候事との指令を得て、明治十年に至つた。此年に於て新潟縣より水面拜借の儀取消し、更に縣稅賦課の旨布達された。こゝに於いて士族惣代漁師頭久永期勝、内藤信寅より三面川筋興屋村地先字御境より瀨波港鷲ヶ巢見え隱れ迄の區域(反別は凡そ八十町步)に於て、從前の通り前記川筋堤防營繕を負擔し、鮭鱒鮎の漁業に就き許可を願ひ出た。明治十年三月新潟縣令永山盛輝より、書面願の趣聞屆候且つ賦課の儀は追つて相達候儀と心得べき事との指令に接し、漁業を營み來つたが、同三十五年漁業法發布に際し、舊村上藩士族六百九十五名より慣行に依る專用漁業免許の出願をなし、明治四十三年再び之が免許を得て以つて今日に至つて居る。

漁業の組織並に經營

舊村上藩に屬する士族七百有餘戸は明治十五年四月、鮭產育養所なる一社を組織し、專ら本漁業の經營に從事して居る。其事業の概要は左の如し。

鮭魚の天然蕃殖を保護し、且つ增殖を圖らん爲め種川舊制を確守し、芝居股川及び堀川の兩所に於て一定の場所を區劃し、所員各自保護番人となつて警戒に任じ、以て鮭魚をして完全に產卵せしめた後之を漁獲し、老鮭を均等に所員に配分し、又更に請願巡查を置いて漁場保護に當らせた事があつた。兩種川以外の漁場は之を公賣に附し、其の落札金額は漁獲の豐凶に依つて年に差異があると雖ども、大抵五千圓乃至三萬三千圓に及んだこともある。其收益を以て鮭產育養所費及教育費、治水費、人工

孵化費其の他慈善授產等の事業に投じて居つた。然るに近來は漁獲數減少の結果として、公賣金額本所目的の經費を支へるに至らぬ爲め、兩種川以外の漁區は殆んど其全部の公賣を中止して自撈をなし、僅に業務を保持して居る。又大正八年より鮎の放卵時期に於て川流中の最適地を撰み、十日間の禁漁制を施行して其蕃殖を圖つて居る、昭和四年度より水產會に於ても鮎の繁殖に意を注ぎ、鮎の禁漁期間を十五日間とし、縣知事の許可を受けて人工孵化を企て專ら育養所をして其の事に當らしめて居る。昭和五年度は一千餘万粒を採取した。

教育事業

明治十一年本所々有山林より用材を伐採し、且つ壹萬圓を投じて宏壯な小學校を新築したことは前述(藩學)の如くである。爾後引續き每年五百圓乃至二千圓の基本金を積立て、現今は三萬圓餘の額に達して居る。即ち村上本町小學校の基本金が是である。そして尙は年々小學校經費に千三四百圓を寄附して居る。明治十二年には獨立を以て村上學校を設立し、明治卅三年に至る廿二年間專ら中等教育を施し、書籍其他につきて之が貸付けをなした。其經費は悉く本所の支出する所であつて、僅々七百餘戸の小團体にも係らず、今日多數の人材を輩出して居るのは、本所が教育事業に盡した事が預つて力あると云ふも亦過言ではないのである。爾後中學校及び高等女學校の生徒、高等小學校の兒童で所員の子弟には授業料を補助して居る。

大正六年に至り教育基本金を獨立せしめて金四萬六千三十六圓を財團法人となし、大正七年十月五日文部省の許可を得、十一月廿一日裁判所の登記を經て玆に財團法人を成立し、公益部と稱して本所に

附屬し、前記の如く小學校寄附及び中學校、高等小學校兒童の教授料を補助し、且つ高級學校生徒には秀才教育費を貸與して居る。

治水事業

明治五年政府より初めて鮭鱒鮎漁業の許可を得て以來、三面川に於ける漁業區域即ち與屋村地先より瀨波港に至る迄、流域内は總て地方税を受けない。堤防の如き、疏水の如き、耕地護岸の如きは悉く本所の自費を以て之を修繕して居り其金額毎年千五百圓以上五千圓に達したことがある。又之に使用する人夫は悉く本所員であつて一方授産の方法から案出されたものである。（今日では河川法の實施により護岸工事一切は縣の事業となつた）

人工孵化事業

明治十一年鮭魚天然種殖場の外、人工孵化法を施行し、孵化場を村上本町字堀片町に設置し、爾來毎年百萬粒乃至三百粒を採卵して三面川に放流するのみならず、各府縣の依囑に應じ、群馬、長野、愛知、石川、福島諸縣の需要に供しつゝある。

明治廿五年に至り、本縣淡水漁業組合に於ては人工孵化場三棟を見ェ出シ川の北畔に建設し、年々八百萬粒の卵を採集して、其五百萬粒を本縣下の各川に放流した。明治三十年に至つて之れは縣の直營事業となり、近時益々本業の擴張が緊要であるとされるに至つた。

殖産事業

本所は臥牛山（城山）の全部、二十三町歩餘に杉、檜、欅等の樹木の蓊鬱たるを有し、浦田山廿三町歩に松樹密林を有し、尚は八町歩餘には桑樹及び桐又は竹を植栽して居る。

明治二十年養蠶講習所を設け、本所員の子女に蠶業を傳習し、且つ製絲の教師を聘して其技を傳習させた事がある。大正六年浦田山を財團法人公益部に移し、年々一町餘づゝの間伐をなして教育費を補つて居つたが現今では全部伐採して再び松苗を植付けた。大正六年臥牛山の東面杉樹を伐採して其金額を公益部に移し、爾來杉苗の植栽に力めて居る。

慈善事業

本所員であつて鰥寡孤獨又は癈疾に罹り、實際生活を營む能はざる者、又は不慮の災害に因つて一時窮困に陷りたるものには糧米を給し、家屋を貸付し、又は金品を與へる等年々約參百圓乃至八百圓の經費を支出して居つたが、其後は時代の進運と事業緊縮の結果此の制度を廢止した。

其の他公共事業

明治十年西南の役に本所員で徵募巡査に應じた家族に、手當金として總計金五千四十圓を給與した。

明治廿三年本所員であつて、北海道屯田兵として移住した者に對し、一戸金三拾圓づゝを給與して其擧を奬勵した。日清、日露の兩役に當つては、出征家族の慰藉法を立てゝ奉公義會を組織し、救恤の道を講じた。其他金品を寄附又は献納して公共事業に盡したものが多い。今假に金銀木杯の賞を受けたもののみに就き、其の概略を擧ぐれば金額三萬三千六百二十八圓、鮭孵化卵六萬四千八百粒、塩

引鮭又酒浸鮭魚類、或は戰時軍用品等である。

受賞　金杯一箇　銀杯三組　銀杯十五箇　木杯二組　木杯七箇　銀牌一箇　銅牌七箇　賞狀四十八通

村上種川の碑

村上種川碑　　近衛都督兼議定官陸軍大將大勳位　彰仁親王　篆額

越後三面川、發源羽後朝日嶽、曲折十餘里、經三面村至御境、岐而爲二、曰見出、曰又衛、自又兵衛數町、又岐而爲二、曰芝居股、曰堀川、至大海戸、合流注于海、見出以下諸流、皆爲鮭魚產育之所、鮭盖魚以九月自海入川、冬月宿于沙石間、二月之末孵化成形、至五月長二寸許、而入海漸長、復入川、十一月十二月爲採捕之候也、三面川屬舊村上藩、及藩主綜理公立、勵精圖治、鑿溝渠、闢荒蕪、治績甚多、尤鋭意漁利、乃命規芝居股若干町、竪密柵以橫截中流、排列竹簀遏魚、而使產卵柵內、謂之種川、嚴立規制、以禁捕魚、於是魚苗歲增、遍滿諸流厚肉、味美、塩醃以售于他州、村上鮭魚之稱、籍々著于四方、先是藩士靑砥綱義稱武平次、有材幹、夙用心育魚法、藩因命之、掌督其事、綱義殫思竭力、百方經畫、以圖增殖、漁事由此大開、藩賞其功、增祿爲七十石、事盖寶曆明和間後綜理公之置種川、頗資其遺法云、明治四年藩廢、官許士族請、漁採如故、種川其他所收、歲或至數萬金、輸納魚租及學校堤防諸費、蓄積其餘、以充士族授產之資、十年第一博覽會開、乃列醃鮭、且陳魚子化生之方、官賜褒

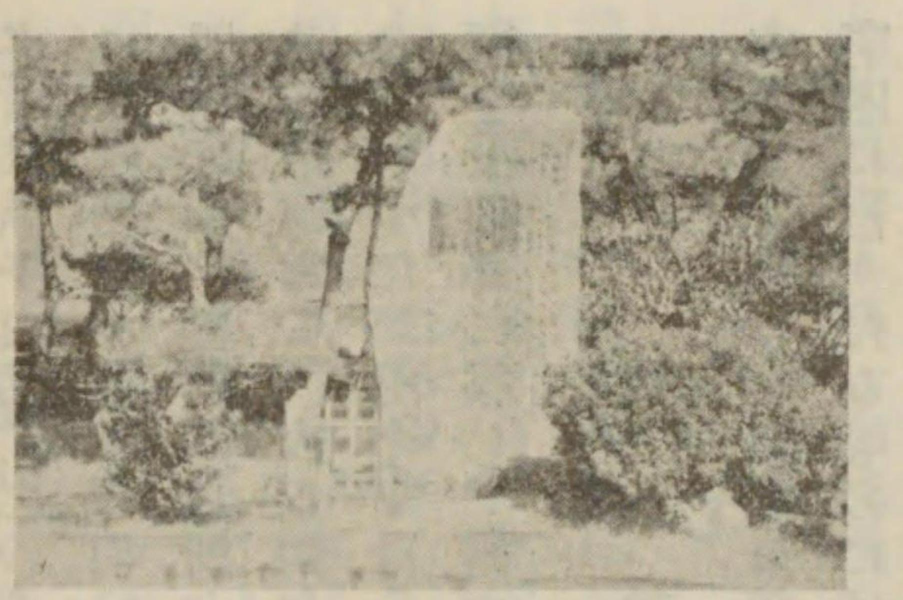

村上種川碑

狀、十四年第二博覽會、特賜一等賞詞、大意謂、以人智資天造、廣爲國益、不特本邦養魚模範、示之歐米諸國、應無愧矣、十五年士族協同創一社、曰村上鮭產育養所、依舊法更設科條、以爲永存法、他縣亦往々求魚種、效其法、以涵養之、十六年有水產博覽會之設、又列陳種川形模、官追褒綱義遺功、賜金五拾圓以旌之、嗚乎安永天明之際、昇平日久、上下恬愭、奢侈成風、沈酣聲色狗馬之欲、逸游怠惰一無所爲、公生是時、卓然不爲世風所囿、能注心本務、以建久遠之業、可謂偉矣、然盛美之事、必待積累而後成、非可一朝而致、嚮使綱義無掓造之擧乎、雖以公之賢、其益國利民、欲望如此之盛、恐不可遽得焉、則綱義之功安其可少、宜乎官賜之以厚賞也、頃士族胥議、將建石紀事以傳不朽、來乞余文、余亦嘗注籍村上、義不可辭、乃摘其梗概而叙次之、詞曰

眡其鄕學　堂舍鼎新　入其邑里
蠶桑雲屯　何以能再　賴三面川
川中產魚　味甲鱗群　爰謀蕃殖
惠利士民　成終開始　有君有臣
立法甚善　執事甚勤　烝然罩々
漁獲如山　或鱻或薨　販運益般
遺澤所被　延及後昆　褒章有燦
令問昭宣　噫嘻休哉　永世不泯

附記碑の撰文は文科大學教授從五位文學博士島田重禮氏、書は元老院議官從四位勳三等嚴谷修氏（號一六）なり。

三面川舊時漁業成績

三面川鮭魚場は、歴代の藩主が毎歳之を公賣に附したものであつて、其落札人の納める所の金を運上金と稱した。其運上金の高下は物價の高低、其他の事情に因る所があると雖も、亦前年の漁獲の多寡如何によるものとする。

安政以後、維新に至る年間の漁獲高の統計は、文書の徴すべきものがなき爲め、之を詳かにする事は出來ぬけれども、元祿以後嘉永の間に至る迄の運上金は二三の舊記に誌せるものがあり、又間々漁獲の狀況の一斑をも記せるものがある。今之を併せ記して種川の成績の一斑を示す。

鮭川の運上金は元祿十六年には、金二百四十六兩三分と三貫二百八十三文であつたが、鮭の漁獲高漸く減じて、寛永五年には金七十八兩三分と五貫八百三十六文とある。天明元年に至つては下渡、入船、三本杉、坂下、市ノ瀨、釜淵、姥ヶ懷、柳海、杉船、指網場、都合十ヶ所で僅かに五兩三分となり、同三年には公賣を止めて漁獲を停止せしめるに至つた。是は未だ無い事であつた。

順軒記事（順軒、名は世秀、村上の人で順軒記事は其著はした日記である。）に當時の狀を記してある。即ち

二三十年以來年々鮭不足に捕れ、御運上金も段々減少致し、近年は御運上金高右の通り（五兩三分の事を云ふ）にて入札少々づつ增減之有り、鮭不足故却て値段宜敷く、近年は生鮭一貫匁大樣錢一貫文位に賣買致候へ共、年々川師ども損負も之れ有り候由、夫故其頃は尾頭其儘の生鮭を振賣にも之無く平生見候事は稀にて、客來饗應甚だ珍饌に致候。

其後三年を經て寛保元年に至り豐漁をなした。

順軒記事に曰く、

前に記す如く二三十年來北國海邊鮭希にして價貴く甚だ珍膳とす。今年寛保元年辛酉の秋、此地大川は云ふに及ばず、細流に至るまで海水の通ずる處鮭あらざることなし。價亦甚だ卑し。貴賤となく之を食して腹に滿つ。三十年以前の如しと云ふ。今秋も例年の如く入札下直にて、落札のもの大に利を得たり。

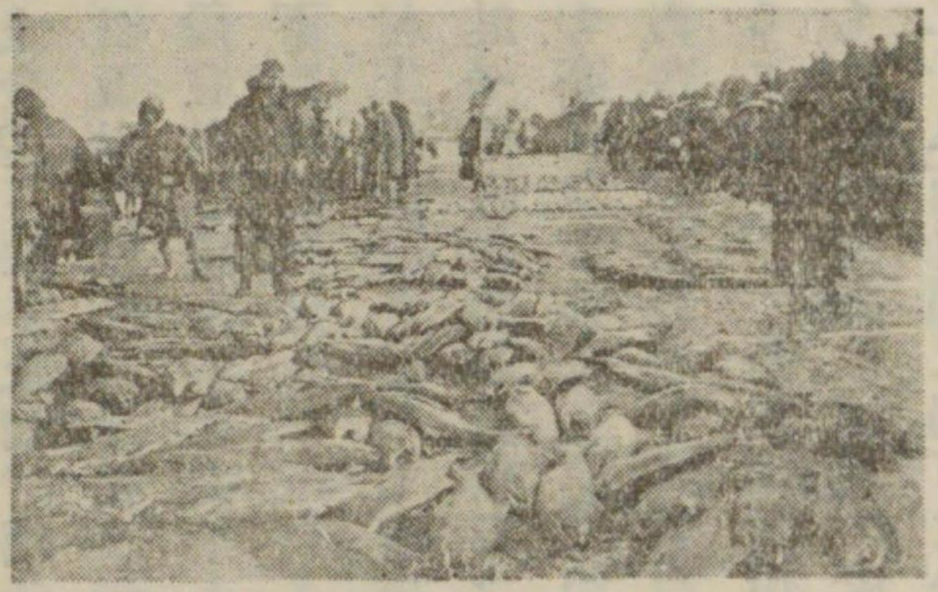

（三面川鮭の配當）

是より毎年鮭の稀なることなく、運上金も追々上つて來た。寛保二年には三十兩餘、三年には五十兩餘、それより百兩、百五兩となり、寶曆中に至つては三百四五十兩以上に上つた。實に古來未だ曾てない所であると云ふ。順軒記事に依れば寶曆五年も豐漁で、初鮭正味百匁につき十五文位、十月中旬頃は十文、下旬以後は五六文となつた。又六年も豐漁であつて、十一月中百匁に付七八文より六文となつた。此年總川漁獲高四万尾餘と云ふ。又十年も豐漁であつて十一月の相場一貫目につき四五十文、鮭卵一升三十五文、又當年總川で鮭代の錢四千貫文餘、金詰千兩の賣買であると云ふ事である。又十一年、十二年も豐漁で百目に付き五六文乃至八九文であつたと云ふ。安永二年の記事に曰く

七八年以來、前々より鮭不足に捕れ、別けて去年辰秋は鮭不足。然れ共値段却つて宜しき故、御運上金滯りなく上納、網子共に損失なく相應に之れ有り、當巳秋は十月上旬より捕れ始め、下旬には每日五七百或は千斗りづゝとれ、百目三十文から二十文、十七八文まで五七日賣買之れ有り、段々値段宜しき故當年は去年より宜く相仕廻し、其上川方岩澤村出入に付き御運上金高の内二十兩御引き下され置候

舊村上藩に於て始めて種川の彊域を定めて鮭蕃殖の事を圖つたのは寶曆、明和の間であり、そして嚴に鮭子保護の法を定めて、種川の制を完うしたのは寛政六年である。以來鮭の漁獲漸く增加し、運上金も亦從つて昇騰し、寛政の末に至つては千兩乃至千六百兩に上つた。之れより後、事情によつて高下があつたと云つても其平均は千兩を下らない。（古老の話に、高い時は二千兩以上に達したことがあると云ふ。）是或は物價の騰貴した所があるとは云へど、鮭魚の增加したのに由らぬものはない。即ち物價の騰降は種川の成績を顯はしたものに外ならない。明治以後の統計を見ると、五年には公賣高二千八百餘圓に過ぎなかつたが、後漸く昂つて四千圓となり、八千圓となり、一萬圓となり、十五年には三万四千圓に達するに至つた。漁獲高の如きも年を追うて增加し、十七年の如きは七十餘萬尾に上つた。斯かる有樣なる故當年の如きは鮭の輸出方に差支へ、却て値段も大に下落し、種川の老鮭の如き一尾僅々一二錢に値したことがあると云ふ。實に未曾有の豐漁と云ふべきである。寶曆五六年の如きは豐漁の時であつたと云はれて居るが其漁獲高は僅かに四萬尾に過ぎぬ。（是は精確の統計ではないけれど、當時一般に傳唱された高である。）之に比して明治十七年乃至二十年頃は殆んど數倍の增加をなしたのである。然るに近年漁獲高の河海相伴はない現象あるは一の原因許りではない。

一、十九年以來近傍海岸に多數の起し網を用ひる事
二、河口即ち制限區域内に頻りに地引き網を用ひる事
三、鮭魚濫獲と鮭子蕃殖法の不充分なる事
四、森林濫伐の爲め水源枯涸して河川の荒廢を來したる事
五、途中に於て灌水のため他方に分水され、夏期に於ける水量の不足を來し居る事
六、此の川によつて恩惠を享けて居る地方人が餘りに之を顧みぬ事

瀨波防砂林

瀨波町と瀨波溫泉との間に濱山といふ一帶の丘陵があつて松の樹が蔚然として林をなし、瀨波と村上との間の二百町步に近い田畑は之れによつて風砂の害を免かれて居る。實に地方有數の防砂林と云ふべきものである。口碑によれば、此松林は昔村上町の大年寄土田覺左衛門の力によつて出來たと云はれるが、舊記を調べて見れば決して一人や二人の力によつて出來たものではなく、又十年や二十年の短歲月の間に出來たのでもなく、村上町と瀨波町との協同經營によつて成つたもので、實に數百年の長い月日を要したものである。

此所に始めて松の植林を行つたのは凡そ二百三十餘年前にある事は疑を入れぬ。村上町役場所藏の舊記には、古來の日記によつて次のことが載せてある。

瀨波濱山の砂大分吹き立ち年々町中田畑つぶれ申候に付申立、松の木五千本七湊、藥師山牛澤近所

にて小松下され置き、町中六百八十間餘町塲割に致し、瀨波共に三月五日より同十日迄に植付廻申候。松山新田近所、瀨波境の相爭も重ねて出で申すべきやと心元なく存じ、松山庄屋、新田庄屋、瀨波甚右衛門其他組頭呼出し承り申候處、先代大和守樣時分言ひ分け御座候ひて、境古來の通り相立て申候。松山の西方すずきが池の前にさかさま谷と申候處迄瀨波分の由、今度松の木植え申す所は何方よりなりとも砂よけになり申す樣に構なく植え出し申候

右は貞享元年（二三四四榊原侯時代）三月の日記に載せてあるもので、此頃漸く七湊藥師山近所の小松を移植したものと見える。之を植えるに村上町と瀨波町と共に各丁塲割を定めたもので、村上町のは左の通りである。

廿七間、塩町。　廿九間、片町。　四十間、安良町。　四十二間、長井町。　五十八間、上町。
卅七間、小町。　五十八間、小國町。　廿三間、寺町。　四十八間、庄内町。　九間、加賀町。
廿八間、細工町。　十七間、久保田町。　五十八間、大町。　廿四間、羽黑町。　七間、大工町。
十二間、鍛冶町。　五十八間、肴町。

村上町大年寄より先づ藩の奉行所へ松苗下附の願を爲し、其許可を得て各町の年寄組頭に人足を引連れて山へ行き、其松苗を役人から受取らせて各自場所に植え付けさせるのである。其人足の扶持と云ふは左の如き割合で渡したものである。

米合六石二斗四升七合五勺
　但し松五千本なり。一人に付き七合五勺宛
瀨波家端より六百間なり、松山近所迄　此人足は八百三十三人

　但し一人につき松六本植えなり。
　内
米五斗三升五合　瀨波町へ渡す
　但し丁塲五十間、此人足六十九人、一間に一升三勺當り。
　殘り五石七斗三升二合五勺
　此丁塲五百七十五間、一間に九合九勺宛但し丁塲延有之に付如斯。

此の樣にして植え付けた後、藩からは之を保護する爲めに左の如き達しを出した。

覺

此度瀨波濱山に植え候松木の儀は申すに及ばず、先年相觸れ置き候通り、下草、濱なす等一切こぎ申すまじく、若し相背き候はゞ組之者目付け廻し見出次第に急度曲事に可申付候
　貞享元年子三月廿三日

其後元祿十七年（二三六四年同侯時代）九月には左の通りの高札を立てた。

此所に植殘、枯枝、下草等に至る迄一切こぎ取るべからず、若し猥之輩於有之可爲曲事者也。
　申九月

此高札は最初一枚を立てたものであるけれど、尙ほ嚴重に取締る爲めに子年には四ヶ所に建てる事にした。松苗を植え付けても其のまゝ砂どめをせずに置いては成長せぬ故、年々松垣と云ふものを作つ

たものでゝ又多年の間根氣よく之れを續行したものである。之れを作るには、松の植え付けをなすと同じく村上町の各町と瀬波町とが丁場を定めて分擔したもので、大年寄から奉行所へ先づ左の通りの願書を差し出した。（內藤侯時代）

奉願口上之覺

一、松枝何百何十束

右者飯野濱山溜砂之垣仕度奉存候間、例年之通り御願申上候、被下置候はゞ難有奉存候以上

月　日（延享四年十月なり）

此の如き願ひをして松枝を貰ひ受け、それより各町に分つて松垣を作ることであるが、役場から各町へ廻す廻狀の寫しと云ふものを見るに中々注意を加へたものである。

何所

一、何十間　何町

右之通明廿三日天氣能候得者濱山松垣致候間各御出可有之候。尤場所受取之組頭は明朝六ッ半に肴町升形迄罷出候樣に御申付可有之、各並人足之義者山居前追分にて相揃候樣に御申附可有之候

一、御役人樣方御出不被成候內に山へ入猥に松枝切不申候樣に御申附可有之候

一、本木一本より枝三本より外に切申間敷候

卯十月

一、前日に瀨波へ可申通候事

一、町々間數を松枝荷數に書横折紙二枚に而相認可申事

松枝は丁場の長短に應じて分配するもので、少い時は二百束、多い時は五百束を要し、其年の都合によつて違ふのである。丁場の如きも固より一定して居らず、大低三百五六十間位より三四百間位なものである。舊記によれば、寶暦年中に一時見合せた事もあつたけれども、之れを行ふこと百餘年の久しきに亙つて、役場の年中行事の一つとなつて居たものである。此松林は斯の如く村上町と瀬波町とが協同して經營したものであるが、藩では常に之れが監督を加へたもので、天明頃に至つては年々山林奉行が出張して檢分を遂げたものである。其模樣を見ると、役人四人程、足輕兩三人を引連れて出張し、案內として村上町大年寄數人と十人の足輕を引連れて之に從ひ、一々現場の巡視を受けるもので、凡そ三日位の日子を費したものである。元來森林と云ふものは藩では要害に必要のものとして大切にし、特に松林の如きものは百姓所有の山と云つても之れを取締り、猥りに伐採等はさせぬものであつた。明和七年（二四一六年内藤信凭公時代）の達しに

御林、雜木林並百姓山松生の分は前々國法として御要害の御採用に被定候處、近年猥成儀有に付此度御書附を以て猶又被仰渡候間、村々庄屋組頭小前の者に至る迄嚴敷可申附候。此己後不埒の儀有之は急度御穿鑿可被遂之段仰出候間、心得違無樣に可相守候。

右に付此己後晝夜に不限廻り役人被差出候筈に候。右御林支配之村方平日心附御用木盗取候哉、又は御林內不埒の儀有之候はゞ當人捕置、廻役人不見附己前に支配の村方より早速可申出候。若又當

人不相知候はゞ、其支配村より遂詮儀可申候。若隱置候哉又は詮儀等閑に致候はゞ、支配村方へ越度可被仰付候。品により地續隣村へも過料可被仰之旨御沙汰に候間心得違無之樣に可致候事。

とある。誠に嚴重な達しで森林を支配する町村に於ては一日も忽にすることが出來ぬ譯である。故に村上町に於ては山廻りと云ふものを置いて常に見廻らせたものである。然るに寛政中に此見廻りを怠つた爲めか、濱山の中に松木を伐採し、或は其技を伐取つた跡が多かつた。そこで藩では村上町に對し過怠の罰として、松五百本の植付方を命じて將來を戒めたことがある。今存する所の松は當初植付けた儘のものかと云ふと、さうではない。幾度伐採したか詳かではないが、文政中に公賣したことがあり、又作事用として伐つたこともあつて、其跡へ植嗣ぎをした事は勿論である。前に述べた通り、此防砂林によつて風砂の害を免れる田畑が村上と瀨波との間に二百町歩弱程あるが其の田園から産する物は村上茶で殆んど十萬斤以上も出來、其の他に干瓢南瓜の類が金高にして、五六千圓も出ると云ふことである。而して之が二百餘年の經營によつて出來たものとすれば、昔の人の心力を費した事は甚だ大なるものであつて、村上瀨波兩町の人は決して其れを忘却してはならぬ事と思ふ。此林は現今國有保安林に屬して居る。松は赤松であつて、樹の最も高いのは四十尺に達し、林の延長は二十五丁、面積四十一町八反五畝十五步である。

村上茶の沿革及び現狀

村上茶の沿革は服部春次氏の調査に依り、多少の加除を行ひたり。文体は原文の儘を採用せるを以て特に文語体となせり

村上茶の開祖

元和年間(一六一五—二三年頃)村上義明の城主時代に村上町大年寄役に德光屋覺左衛門なる者あり。村上地方の産業振興の爲めに經營せる所多し。覺左衛門見る所あり、村上地方永續の産業として先づ茶に指を屈せざるべからずとなし、元和六年宇治及び伊勢より茶實を購求し、有志に奬勵勸誘して播種せしむ。當時の製茶法は今明ならずと雖も、寛文の頃より黑蒸と稱する粗惡なる茶を製出せるが如し。而して黑蒸茶は近年まで「村上茶」と稱して越中伏木港及び本縣長岡地方に移出し來り、明治二十年頃は其移出高年々約一萬斤を超えたりと云ふ。

榊原侯本多侯時代の製茶

延寶二年領主榊原政倫、茶畑役銀と稱し、茶畑一反步に永五文五分を課稅す。當時茶園の繁榮以て知るべきなり。元祿年間茶商佐藤儀左衛門始めて茶芽を摘採して一種の製法を案出す。所謂眞摘製にして鼈甲茶及び地製茶と稱するものを製造せり。然れども其の所得園圃の貢稅を償ふに足らざるを以て茶業無益となし、茶園を田地に改むる者出づるに至れり。

寶永二年領主本多忠孝、茶畑役銀を廢す。文政年間瀧波藤兵衛眞摘製を中興し、釜熬茶を製して始めて奥羽地方に移出し、販路を開きたるも得失償はざる爲め、製茶の業漸々萎靡の傾向を呈せり。藤兵衛屈せず、天保元年羽後秋田に於て荒蕪地を開墾し、年々茶實若干石を輸送して之を播種し、以て產茶を奬勵せり。

內藤信親公茶業を奬勵す

當時領主內藤侯大に茶業の衰頽を憂ひ、臣水谷金左衛門に國產掛を命じ、茶樹培養及び製茶法を研究せしむ。天保十三年三月藤兵衛の子重兵衛に製茶賣弘め方を命じ、茶業者へ布令を下せり。

弘化二年小田仁平茶業を開始して專ら賣買に從事す。之れより先き天保十年矢部喜四郎茶業を開き、又專ら賣買に從事せり。嘉永四年八月領主重兵衛に旅出茶取締を命じ、茶業者へ其旨を布令す。

茶旅出の儀に付小國町重兵衛へ取締方被仰付候處、密に陸並に津出致し候旅人有之哉に相聞不埒の事に候、依之以來靑茶賣買致し候節、何村何町誰より買受候段、取締人へ相斷改を受け、且町在共製茶出來次第町村役人立會の上是又取締人の改を受け候上、湊出判差出可申事、

一、町在共呑用の外、旅人、地商人とも一切商向にて旅出の分取締人方にて致、賣買自己にて取引不可致事

一、眞摘粉茶飛葉茶の類、一斤に付冥加錢三文五分宛、番茶は一文五分宛相納可申事

右の通り御仕法替被仰出候に付、此旨相守可申候、若相背候もの於有之は急度御咎被仰付候間、心得違無之樣可申付候、此段御沙汰に付申達候以上

亥八月　　取次役

前書の通り御仕法替被仰出候間、諸事心付取締方入念可申候事

小國町　重兵衛へ

爾來月を經る間に漸々禁を犯すものあるを以て、萬延元年三月領主、重兵衛に輸出茶願書に連署すべき事を命ず。

宇治茶製法を傳習し、製茶法を改良す

安政六年五月山城久世郡觀音堂村栗生喜三郎方職工柳田九兵衛（丹波水上郡中村の人）外四名を雇聘し、重兵衛の雇人森梅太郎以下四人をして宇治玉露法を傳習せしめ、以て製茶法を改良す。瀧波家の製茶に九重の名あるは此に始まる。蓋し九兵衛、重兵衛兩名の冠字を取れるなり。本年復た宇治地方より職工五人を雇ふ。領主命ずるに御用茶の製造を以てす。十二月領主より左の沙汰あり。

村上小國町　重兵衛

其方儀御領內茶商渡世の者、旅出候茶より冥加錢取立方仕法申立、去る丑年以來當申年迄金百三十兩餘御益相立、右御益を以て町鄉中にて園穀の助成を得、右は必竟心配行屆御益筋に相成候に付、帶刀被成御免、年々冥加錢の內より永く十分の一被下置候事

申　十二月二十六日

翌文久元年重兵衛は又宇治地方より職工九人を雇ひ入る。十二月廿六日領主重兵衛に苗字御免の旨沙

汰あり。翌二年重兵衛又宇治地方より職工五人を、翌三年四人を雇ひて盛に宇治製法を傳習す。重兵衛の此の法を始むるや、同業者間に紛議を醸し、非難の聲高かりしも顧慮せず、子重平と共に鋭意素志を貫徹するに力めたりき。

慶應二年四月村上藩國産係より重兵衛へ輸出茶取締方を達し、且つ同業者一般へ布令する所あり。即ち

茶旅出取締方の儀に付、嘉永四年八月中夫々御仕方法替仰出も有之候處、近來不正の儀も有之、且其筋改方も不請湊へ相送り、跡より出判等願出候族も有之候哉に相聞、不埒の事に候、依之別紙御達面の通り、取締方被仰出候間堅相守可申候以後心得違の族於有之は無御用捨急度御咎可被仰付候、其旨向々へ不洩樣可被相達候、此段御沙汰に付申達候以上

寅四月　國産役

瀧波重兵衛へ

前書の通猶取締方被仰出候間諸事心付入念相改、若心得違の族も有之候はゞ早々可申出候事

此年領主より重平へ、父重兵衛を助け多年製茶改良に盡力したる功を嘉し、苗字帶刀御免の沙汰ありき。

此年（一説に三年）重兵衛、佐藤市兵衛、小田仁平、矢部仁三郎等相謀り、横濱の茶商高木榮助（當時新潟に寄留）と約し横濱に輸出販賣の途を開きたれば製茶の業頓に振興せり。

村上附近に製茶法の改良を傳ふ

村上の北、三面の對岸、螺峯山麓に羽下の淵村あり。一部落にて、從來茶樹多きも製茶の法を知らず。僅に疎惡なる黒蒸茶を産するの外、多量の生茶を販賣す。重兵衛之れを遺憾となし、明治三年自資を抛ち、自家雇人を遣はして宇治製法を傳へしむ。今日同村製茶を産する寡からず。且つ製茶を以て生活を營むもの全村の八割に上るが如きは蓋し此に基くものなり。明治七年茶業有志者一社を興し、茶業の發達を計り、矢部仁三郎社長たり。村上に茶業の社團あるは之れを嚆矢とす。然るに事志に添はず、翌八年止む無く解社し、製茶も亦振はずなりぬ。

綠茶再製及紅茶の製法を傳習す

明治十年藤澤村（今の保内村の大字）平田五郎八と云ふ者、重兵衛に就いて宇治製法を學ぶ。此年農商務省の上林熊次郎來りて綠茶再製の米國需要に適する旨を説き、本縣村松に該製法熟練者ある事を傳ふ。乃ち翌十一年重兵衛及び其雇人近藤兼太郎及び小田仁平村松に到り、該製法を學び、歸りて村上に其法を擴め、再製社を起し、矢部仁三郎と謀り、瀧波重兵衛自ら再製茶百數十梱を横濱に携行し、三井物産會社に依賴して之を米國紐育に輸出したり。同年十二月上林熊次郎再來して紅茶製造を奬勵す。有志相謀りて株主百名を募集し、再製社を併せて村上製茶會社を設け、更に紅茶製造をも始めて仁三郎社長たり。瀧波重平自資を投じ佐藤政助、近藤卯藏を靜岡縣紅茶製造傳習所へ派遣して紅茶製法を傳習せしむ。

明治十五年瀧波重平、丹波水上郡中山村萩野國助を雇ひて製茶の改良を圖る。此年石田與平治製茶業

を開き、明治十七年山城及び駿遠地方の茶業を視察す。此年重平新潟茶業取締所頭取に推薦せられ、更に中央本部會議員に選まれて靜岡千葉地方の茶園及び製茶法を視察す。之れより先き大倉新潟支店と村上との間に茶爲替法を設けられしも不便少からざりしを以て、重平此の行を機とし、同横濱支店に於て大倉喜八郎と約し、村上に於て爲替を辨ずるの法を依頼し、歸郷後矢部仁三郎と計り、翌明治十八年以來之を實施して大に輸出の便を開けり。其他共同運輸會社又は日本郵船會社と約し、瀨波港より輸出する所あり。重平、仁三郎、仁平及び長四郎等專ら之を斡旋せり。

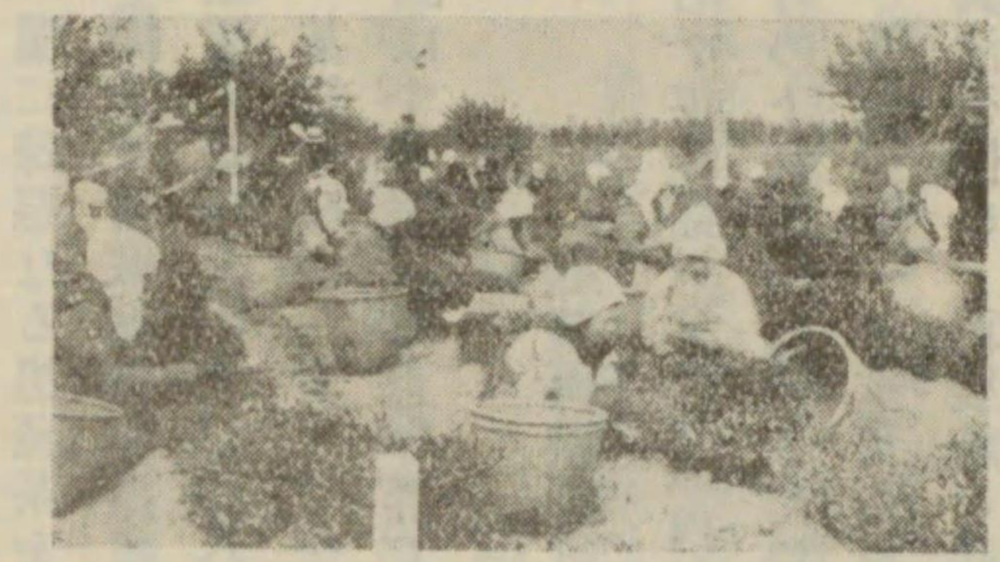

（茶摘之圖）

此年重平、下總より職工安藤幸助を雇ひ、翌明治十九年茨城縣結城郡結城町盛殖社々頭天野庄之助以下六名を雇ひて、自家職工をして傳習せしめ、且つ同業者にして希望の向は隨意來りて修習するに委せり。石田與平治此年山城、駿河地方を巡遊して製茶法を傳習せり。

明治二十年十二月農商務省訓示により岩船郡茶業組合を設置す。翌二十一年大日本農會村上支會を設置す。同二十三年重平初めて磚茶を製し、綠茶と共に之を浦塩斯德に輸出試賣せり。越えて二十五年に至り、樺太より北蒲原郡島見浦の人高橋甚五郎に託して注文あり。更に數百枚を輸出す。此年有志者、共同組合を組織せり。

村上茶業商會組織と製茶法の研究

明治二十七年五月矢部仁三郎を會長として村上茶業商會を組織し、會員の製茶を集めて荷造を一定し、商會の名を以て横濱四拾八番館米人に試賣せり。同三十三年與平治職工須智萬次郎を宇治町より雇ひ、製茶法を改良す。同三十八年西ヶ原農事試驗場を經て、滋賀縣より南部綱次郎を聘して製茶法を傳習し、同三拾九年大林技師を聘し、茶園の改良法及び製茶法を傳習し、翌年には又再び南部氏を聘して西ヶ原綠茶、標準茶製造法を傳習せり。

斯して製茶事業は明治末年より大正の初年にかけて其の隆盛を見るに至れり。然るに近年各家庭に於ては却つて清涼飲料、紅茶、珈琲等の使用の漸時增加せると共に、一方海外へ輸出せらるゝもの亦漸減せる等の爲め、綠茶の需要減じ、(價も亦低減となりて)甚だ不況の狀態を現すに至れり。加ふるに最近數字上に現はれたる狀況を見るに、茶園反別に於ても、將又製造戶數及び年產額に於ても以前に比較しては遙かに減少せり。茶業は村上地方のみならず本郡に於ても、產業の全般より推して重要なる位置を占むべきものなるは言を俟たず。故に今にして之が展開策を講ぜざれば、折角の村上茶をして萎靡せしむるに至るならんと當局者は苦心されつゝあり。前述の如く之が盛衰は影響を及ぼす所廣大なりと雖も、事實に徵し、栽培面積を著しく增殖せんとするが如きは恐らく勞して効なき計劃ならん。然れども現在の茶園に對しては栽培剪技等を周到にし、其の經營をして合理的ならしめ、且つ製造技術の向上進步を促して以て斯業收益の增加を謀るべきは勿論にして、又須らく一般の努力を要すべきなり。郡農會に於ては左の如く茶業改良奬勵方法を指定せり。

一、肥培管理に注意せしむる事、(特に深耕及び剪技を勵行すること)

一、寒傷防止を周到にする事、

一、講習、講話に依り肥培の方法並に製茶技術の進步を圖る事、

一、茶園及び製茶の品評會を開き製茶競技會を開催せしむる事、
一、茶業組合をして販路の擴張を圖らしむる事、
茶業講習所の建物は鍛冶町にありしを昭和五年村上驛の北方踏切の側に移轉せり。

德光屋覺左衛門頌德建碑

大正十一年六月茶業功勞者德光屋覺左衛門の頌德碑を羽黑町東林寺境內に建て、永く其功績を頌する事となせり。篆額『德光千秋』の四字は舊藩侯內藤信任子爵の揮毫にかゝるものなり。

德光屋覺左衛門頌德碑誌

從三位子爵內藤信任篆額

余讀東林寺所藏及村上町役場保存古記錄等、距今槩三百餘年即元和寛永之交、此鄉知有名士稱德光屋覺左衛門者、而如其祖先世次、俱不可知其後雖、如經一二代至元祿若元文年間、逢一家廢絕之不幸者、亦欽明確矣、蓋似一鄉豪族而、世任大年寄役者、唯幸其性行及事業各書約略一致、有足信憑者、曰資性寛厚而寡欲、接人謙遜絕無矜誇之態、奴婢亦終日、無聞怒罵之聲者、一家靄然春風常滿堂矣、幼而好學兼善書畵東林寺、藏稱自筆肖像畵者、據之其齡如踰古稀者、而溫容有可掬者焉、翁長而就職也、恪勤精勵孜孜無倦、以此町政擧一鄉輯睦、無不敬愛翁者、翁平居視無鄉產可稱物貧戶不鮮也、深憂之常以與公益富一鄉、爲己任矣、元和六年翁拜伊勢太廟、途過宇治伊勢到處見茶樹繁茂蔽壟圃、忽思是或可移植於吾村上試而可也、則購種子若干、齎還播下於菜圃、既而皆善發芽其勢亦熾也、翁喜曰可也矣、則頒與種子於鄉人、且諄諄懇示養植法、又曰是雖一小樹、苟克繁衍於戶戶乎、優足與鄉黨之財源、使子孫永蒙其惠矣、衆皆感奮而奉敎矣、於是人人相勸告、與翁協力努傳播、以是至翁晚年、村上町茶圃既占數十町云、翁嗣子某次立及創製黑蒸茶者、汎開販路於遠近、遠近稱村上茶而珍重、其名聲籍甚於隣國、茶業之氣運勃然興隆隆乎不可禦也、是非本郡全越各地相競而擡頭、其勢如燎原之火焉、方今縣下稱茶業地者、其數頗多矣、就是等溯始則發其源於翁者恐當不鮮焉、果然翁於越後茶業其功亦大哉、抑翁之偉業、不止於此吾村上西郊有百六十餘町之耕地、地素肥美唯以瀕日本海、秋冬之交値於一朝海風蓬勃怒濤奮躍將呑大地、則十三町之沃壤欻變沙礫、翁常憂之、欲設防砂林以保護耕地、遂請之當時城主堀直寄、直寄嘉之則與牛澤山之稚松移植之沙邱上、翁大喜之、時率役夫孜孜力於經始焉、雖然此業至難、非咄嗟可奏功者、幸嗣子克繼紹遺志雖二業着着進其步略就其緖、林業則不幸値於延寶年間之大風害、積年勞劬一朝歸挫敗矣、某不屈雖盡心力於恢復、遂似不能收全功、德光屋斷絕後、村上町役所繼續而不怠、貞享元年更請城主榊原政倫、補植松樹布禁伐令設監守等、費多大苦心與歲月、至於安永五年漸達翁之志云、今也沙邱之松樹欝蒼遮斷猛風、而保護西郊一帶之耕地矣、其地宜於桑樹、宜於蔬菜、最宜於桑樹、故其全部幾屬之園、其他唯僅不過爲寓公之觀、因此觀之翁之對此二業、如有深意者、唯無文獻可徵者、豈得不惜耶、雖然新興古來絕無之茶業、以招徠今日之昌運、排除歷世所艱之風災、以保護沃壤矣、是固雖非無後人輔成之力、翁首唱以示範於後人、寄與村上地方之功寔可謂偉矣、宜哉當時城主既嘉其偉功、許苗字帶刀之特典、以褒異之、明治初年官又追賞是等功勞、而下賜銀杯矣、夫翁之德業業已如此矣今也、欲有人欽翁之高風訪其芳躅、東林寺裡唯見翁夫妻之墓石蕭然存于碧草間耳、加之絕家以後烏兎怱、既二百五十年、其間風餐雨蝕碑面不留文字片影矣、是志士仁人揮淚而浩歎、俳佪顧望不忍去者非無故也、鄉之有志者相會歎曰、若此則鄉人非所以報古先恩人之道、

則相議曰、速修理墓石塋域、且刻德業於石、建墓側顯揚其幽光、傳之百世以、可報無窮惠澤也、又曰不欲私義、舉醵貲於衆、滿坐無一異言、議即決矣、發起者某與余有舊、來告其故、且請誌之、余素淺學不文、自能知不任其事矣、故再四固辭焉不聽、乃蒐收補綴古記錄以塞責

大正十一壬戌年六月

清水義敷撰

前田仁太郎書

堆朱堆黑の沿革及び現狀

堆朱堆黑の沿革は服部春次氏の調査のものに依り多少の加除を行ひたり。文体は原文のまゝを採用せるを以て特に文語体となせり。

彫刻髹漆の技術の發達

村上物産たる堆朱堆黑及び木彫堆朱堆黑の沿革を叙するには先づ村上の建築界と彫刻界との變遷を述べざるべからず。由來建築は彫刻を生み、彫刻は髹漆を呼ぶは嗜好の自らなる趨勢なり。而して緻密精巧なる大建築は自ら工匠の砥石なり。口碑に依れば、昔村上は技術精巧の工匠に富めりと。今尙ほ近縣に於ては「村上大工」の贊辭によりて其の聲譽の名殘を傳ふ。　予想ふ其等名工の輩出は寺院建築の盛なりしに因ると。

抑寺院の建立が建築、彫刻、髹漆の技術發達の因をなしたるは本邦歷史上に於ても明かなる事實なり。村上漆器工藝の變遷又斯の如し。然かも區域と人口とに比し、過多なる寺院の建築は著しく工匠の技倆を琢磨せしめたるものなり。

山邊里村大字門前の耕雲寺は（明治十九年全燒し今は其後再建のものなり）應永元年（一二〇五四）楠正成の曾孫正勝僧となりて此地に來り、建立する所にして、末寺四百八十を有し、村上町字羽黑町の龍皐院は其の一にして文安三年の建立なり。工匠及び漆工の鑑定に依れば本寺末寺共に建築彫刻髹漆等京都風を存すと云ふ。果して然らば當時若干の京都工匠漆工當地に來り、此建築に從事したるべく、從つて此事業が村上の彫刻術の髹漆術發達を促したるなるべし。

寺院建立頻繁

降つて天文年間（一二〇〇年頃）に至り、村上を中心として、寺院の建築は頻々として興れり。就中最も頻繁なるは村上賴勝（義明）の時代にして、短きは一年長きも僅か六年を隔つる每に一寺の建立あり。斯して在城二十年間には一院七寺建立せられたり。元和四年堀直寄代つて領主となるや大に土木を起し、城廓及び邸宅を增築し、又城下家臣の家屋及び數町の建設あり。而して此の工、寬文元年より五年に及ぶ。時に京都より特に木匠伊太郎外四人を召して工に與らしむ。寬文二年羽黑神社の破損せるを以て之を再建し、京都より漆工を召して其の神輿の髹漆に當らしむ。寬文七年榊原政倫代つて領主となるや、藩士荒山市右衛門を漆奉行に任じ、永島市二郎、鶴田三郎四郎、大貝八重郎、江坂傳七郎、沖五郎太夫、光用次太夫、若林會兵衛、高橋半助、戸田又市、澁澤茂右衛門の拾名を屬して大に領內に漆樹を栽培せしめ、以て工藝を奬勵したる爲め、斯術は着々進歩しつゝ享保年間に及べり。當時漆工としては藩士に中山五右衛門あり、町家に一世山中佐七あり、彫工に山脇杢兵衛ありて共に名工たり。

杢兵衛本姓は橘氏なり。其の祖紀兵衛は楠正勝に事へて功あり。正勝僧となりて越後に來るや紀兵衛も亦同僚六人と共に之れに扈從す。耕雲寺の建つに及んで遂に民となり、後世々村上に居り工匠となる。

内藤弌信公工藝を奬勵す

享保六年内藤弌信領主となるに及んで益〻工藝を奬勵し、作事係須貝次郎藏、山林係鈴木理右衛門、藤田直右衛門をして更に領内に漆樹を增植せしめ、之が爲め特に貢税を免じたり。當時彫工には山脇杢兵衛、板垣伊兵衛、漆工には二世山中佐七あり、延享、寛政の間、彫工山脇杢兵衛、板垣伊兵衛、稲垣八郎治あり、漆工に三世山中佐七、石田善七あり。以上又共に名工たり。

羽黒神社の祭日に用ふる山車は舊來の保存物にして、彫刻精巧、金龍銀籠、丹翼青鱗、燦爛目を眩するもの少なからず。山中佐七の調書に依れば、全体髹漆を施したる六輛は大半享保寛政年間に於て、上記漆工の手に成りたるものなりと云ふ。又山車中文化製もあり、嘉永製もありと云ふ。

寛政文化(二四六〇年頃)の間には前記の外に更に彫工に富樫與助、漆工に成田善太郎ありて又名工たり。佐七の弟新助(明和八年生)彫刻物を髹漆するに漆に紅殼を混じたものを用ひ、凹部は刷毛にて凸部は指頭にて塗ることを案出したり。爾來同家は勿論石田善七、成田善太郎等も該髹法に依れりと云ふ。後漸々改良して朱又は紅殼を混和したる漆液を案出せり。

佐七の次子出でゝ矢部氏を冒し、覺平と稱す。刀室、印籠等の髹に長ぜり。杢兵衛の次子三作別に家を成して長兵衛と稱す。初代板垣伊兵衛の孫利八入つて之を續ぎ、二代長兵衛と稱す。長兵衛の實子某

別に家を成して三作と稱す。又伊兵衛の女婿を稲垣八郎兵衛と稱す其子八郎兵衛、同周左衛門、利八又八皆名工たり。

堆朱堆黒の起り

文政の頃(二四八〇年頃)江戸に玉楮象谷と稱する人あり。或は曰く、今の堆朱揚成氏の數代前の揚成(代々號揚成)の門弟ならんか。堆朱堆黒の製作を以て諸侯の愛顧を蒙り、名聲あり。當時村上藩士にして江戸詰なる頓宮次郎兵衛、象谷に就いて堆朱堆黒の技を學ぶ。次で同藩士澤村吉四郎復入りて之を學べり。

一説に曰く、村上藩士にして江戸定詰なる頓宮源兵衛、何れより修得せしか詳かならざるも、木彫堆朱堆黒を製作して以て獨り樂しむ。幾くもなく此人藩籍を脱し、往く所を知らず。然るに天保年間同藩士にして江戸定詰なる澤村吉四郎(治右衛門と改む)製作品を見て愛翫措かず、頻りに模倣製作し、且つ次男某をして髹漆を助けしむ。

同藩士久永老松軒、岩付太郎左衛門等江戸詰中、澤村に就いて其技を傳習す。斯くして村上藩士間に木彫堆朱堆黒の技漸く流行したれども、唯これ江戸詰藩士間に於ける公職餘技の道樂に止まりしのみ。而して其技始めて村上城下に現はれたるは文政以後とす。蓋し江戸より歸國したる藩士が流行の源をなしたるなり。折柄藩主工藝奬勵の布告を受けたる時なるを以て、工匠連は本業の傍ら盛に此技を學び、各自得意の技を振ひたりき。當時城下に於ては之を模造堆朱堆黒と稱したり。偶々三條の畫工五十嵐華亭藩主の命に依りて來遊し、久しく滯留せる爲め、其畫風又浸染して遂に木彫堆朱堆黒の上に

も現はるゝに至れり。此際一新機軸を出して斯界を統一し、革新を加へて以て今日の基礎を定めたるは前記板垣周左衛門なり。周左衛門文化二年を以て生れ、長じて稻垣家を冒す。多藝多能にして總ての遊藝殆んど通ぜざる無く、就中俳諧は加賀町の白露觀に、畫は華亭に學びて共に師の賞讃を蒙れりと云ふ。特に木彫の技に秀づ。文政十二年、齡二十五にて伊勢參詣をなし、京都、大阪、大和、四國等を周遊し、東海道を下つて江戸に出でたり。偶々東谷の名聲を聞き、門に入つて學ぶこと半歳、大に得る所ありき。歸國後二三の徒弟を助手となして家業の傍ら木彫堆朱堆黒に嶄新の技を揮ひ、文房具其他を製作して販賣せり。天保年間矢部覺平、木彫の平面を指頭にて塗漆する法を案出せり。此の如く村上塗器は漸々面目を新にすれども、憾むらしくは土地僻陬にして顧客稀少なるを以て、周左衛門は自ら携へて新潟、三條、米澤、庄内地方に販賣す。其頃(弘化年間)周左衛門の斯業熱心の廉は藩主内藤侯の聞に入り、奬勵特待を受くること數次、遂に苗字帶刀合印を許さる。乃ち姓を有磯と稱し、周齋と號せり。

有磯周齋靈腕を揮ふ

次いで嘉永年間藩主、藤基神社を建立するに當り、周齋撰ばれて其工に與かる。乃ち縱横にその靈腕を揮ひ、社殿の彫刻は殆んど彼の手に依りて成れるものなりき。斯く重ね々の光榮に彼が名聲は更に加はり、從つて製作品も世の愛翫を加ふるに至れり。其の頃周齋は更に販路を江戸に開き、自ら出張販賣を試みたるに、元來風流を好みて交友廣きが爲め費用多くして出納相償はず、借財のみ嵩みたれば其の後出府販賣を見合せたりき。又當時堀田金次なる者も江戸及び秋田地方に販出したりきと云ふ。斯くて販路漸次廣まると共に世の嗜好も增加し、製作繁忙を極むるに至れり。此所に於てか周齋は彫髹等を自ら行ふに堪えず、妻をして下塗及び光澤消等の技を傳授して以て業を助けしめき。然るに需要は益々加ふるを以て、追々徒弟を養ひて業を助けしむるも、暫くして尙ほ且つ之にも及ざるに至れり。此に於て周齋思へらく、彫刻髹漆兩技一手に行ふは、工藝の發達上、策の得たるものに非ずと。乃ち其雇人漆工山中佐七、矢部覺平の兄弟に髹漆術を傳授す。爾來彫髹分業となれり。

周齋の子幸三郎(天保八年の出生にして、妻の實家即ち中村又四郎家よりの養子なり。後周齋の名を襲ひ、二代周齋と稱す。)稻垣八郎兵衛(周齋の實兄)、山脇長兵衛(周齋の實弟)、島田庄八(岩船町の人、良齋と稱す)等は皆周齋に學びて造詣する所深し。其他兄弟親族中彫刻を業とする者頻りに其の技を模し、技倆漸く進み、八郎兵衛、長兵衛等は彫刻を、佐七、覺平等は髹漆を各々其門弟に傳ふ。かくて工手數を加へ、技倆進むに從つて木彫、堆朱堆黒の旨目は、愈々範圍を擴張したりしを、慶應年間に至り、偶々佛壇佛具に加工するに至り、一層之を施す技を始めたるに、世の耳目を新しくして大に喝采を博し、遂に村上特產の評を得るに至れり。

此時に當り藩士間に於ける工藝も漸次發展し、岩付太郎左衛門は其の甥岩付浪之亟に之を傳へ浪之亟は桂川在三に傳へたり。其間之を模作して研鑽する者多く、而して其技又漸く進む。當時磯部忠政は製弓家として、且つ刀室類髹漆の名手として聞え高く、其の門に學ぶ者も亦少なからず。桂川在三最も彫漆に熱中し、遂に木彫堆朱堆黒に鎌倉彫を折衷して一新機軸を出せり。

維新の變亂のため發達頓挫す

斯の如く木彫堆朱堆黑は年と共に益々改良進歩をなし、漸く村上物產たる名聲を高めんとする趨勢なりしが、折柄血腥き風雲は日本全國に漲ぎり、江戶の往復、櫛の齒を引く早飛脚の叱咤に大平の夢は忽ち破れ、彫刀漆刷毛は其の姿を潜めて玆に陣刀鐵砲の持ち出さるゝ時とはなりぬ。軈て低氣壓は岩船郡を襲ひ、彈雨は平林口に降り、次いで硝煙岩船口に漲り、銃砲の響と共に鐵騎空を驅つて飛來し、一藩退却を呼號すれば藩內忽にして寂寞、城櫓忽にして炎上、世は堆朱堆黑の沙汰や何所、要害要處は血と肉とにて堆朱に彩らるゝ事とはなりぬ。次いで鼠ヶ關の砲聲を最後に風雲漸く鎭まり、數月を經て藩衆追々歸還し、村上商業界の秩序除々に復舊せしも、木彫堆朱堆黑の生命は殆んど恢復の見込なかりき。彫刀漆刷毛再び四方の工塲に動くとも店頭顧客の影を見ず。從つて當業者は皆失望の眼を交せしが、一二三堅志の徒の鼓舞奬勵によりて僅かに其の命脈を保つ內、漸く顧客の現はるゝに至りて販路も開けたり。士族側に在りては廢藩の爲め自活の途を講ぜざるべからざる必要より、曩日の道樂は今や公然たる生業となすに至れり。就中桂川在三は最も巧妙にして多くの作品を出し、商賈堀田金次之を助けて販賣の事に當りたりき。

漸く全國的に紹介さる

明治十年第一回內國勸業博覽會の擧あり。周齋は椅子を出品して花紋銅牌を、山脇長平は茶棚を出品して花紋牌を、山脇三作は筆筒を出品して褒狀を賞與せられたり。初代周齋は時に古稀を過ぐる二歲、彫刀を揮ふの力亦昔日の如くならず。故を以て山脇長平出品の茶棚に意匠考案を授けて其の製作を助けたりと云ふ。二代周齋能く父の業を受けて精勵す。明治十一年新潟市敦賀屋村田某氏より佛壇の注文あり、父周齋の意匠の下に刀を揮ひ、技を盡し、術を極め、以て心血を注ぐ。偶〻翌十二年父は卒しぬ。七十五歲なりき。翌十三年漸く竣工す。即ち前後二ヶ年を經たり。其の價一千五百圓、世人耳目を聳つ。子を周太郞と稱す。萬延元年を以て生る、此頃丁年前後に當る。父を助けて其の工に服せしが、痛く此の技の圖書と相待たざるべからざるを感じ、遂に斯學に志すことゝなせり。即ち東京に出でゝ書家瀧和亭の門に入り、周亭と號す。學ぶこと四年、技大に進む。歸來後は之を彫刻に應用して更に作品の面目を一新せり。

世の需用は年と共に加はり、從つて製作者を增し、遂に彫刻業者は所謂版木屋の徒に至るまで其の彫刻を行ひ、彫工にして食器雜具類の塗に從事する所謂塗師屋に至るまで、其の髹漆を行ふに至れるを以て、粗製濫造の品市塲に現はるゝの弊を呈せり。周亭等深く之を憂ひ、明治廿六年四月山脇長平、林滿太郞外五名と共に村上工藝會を組織し、以て斯業者を統一して技術の進步と販路の擴張を謀る機關となせり。

世界的に紹介さるるの機至る

此年米國閣龍に世界博覽會の擧あり。商賈栗山彥三郞此の機に乘じ、之が販路を海外に擴張せんと志し、當業者に出品を勸誘し、且つ資金を貸與して製作を奬勵し、以て出品せしめ、親しく渡航して會塲を視察し、歸國後萬國工藝界の趨勢の報告をなして當業者を刺戟鼓舞せしめたり。之れ村上漆器が海外輸出の因をなせるものなり。此の際周亭は書棚を、板垣伊平、高田耕平は隅棚を出品して各々銅牌を授與せられたりき。

明治三十一年京都に全國漆器漆生産府縣聯合共進會の擧あるや、有志者斯業の奬勵法を設け、出品者へ資金を給して製作を補助せり。而して成績良好、概ね賞を得たり。此時初代周齋は特に追賞せられたりき。翌三十二年二代周齋卒す。年六十三歳。此時商賈小杉祐次郎漆器店を開き、專ら販路擴張と工手保護の衝に當れり。同三十八年八月周亭四十六歳を以て卒す。日本漆工會競技會及び東京漆工會競技會には明治二十五年以後毎會斯業者の出品あり。其他博覽會、共進會、展覽會、競技會の有る毎に相競ひて出品し、而も毎會賞を受くる者少なからず。故に技益々進み、業從つて振ひ、後進彫工中には出藍の譽ある者も輩出し、斯業は年と共に發達して以て今日に及べり。

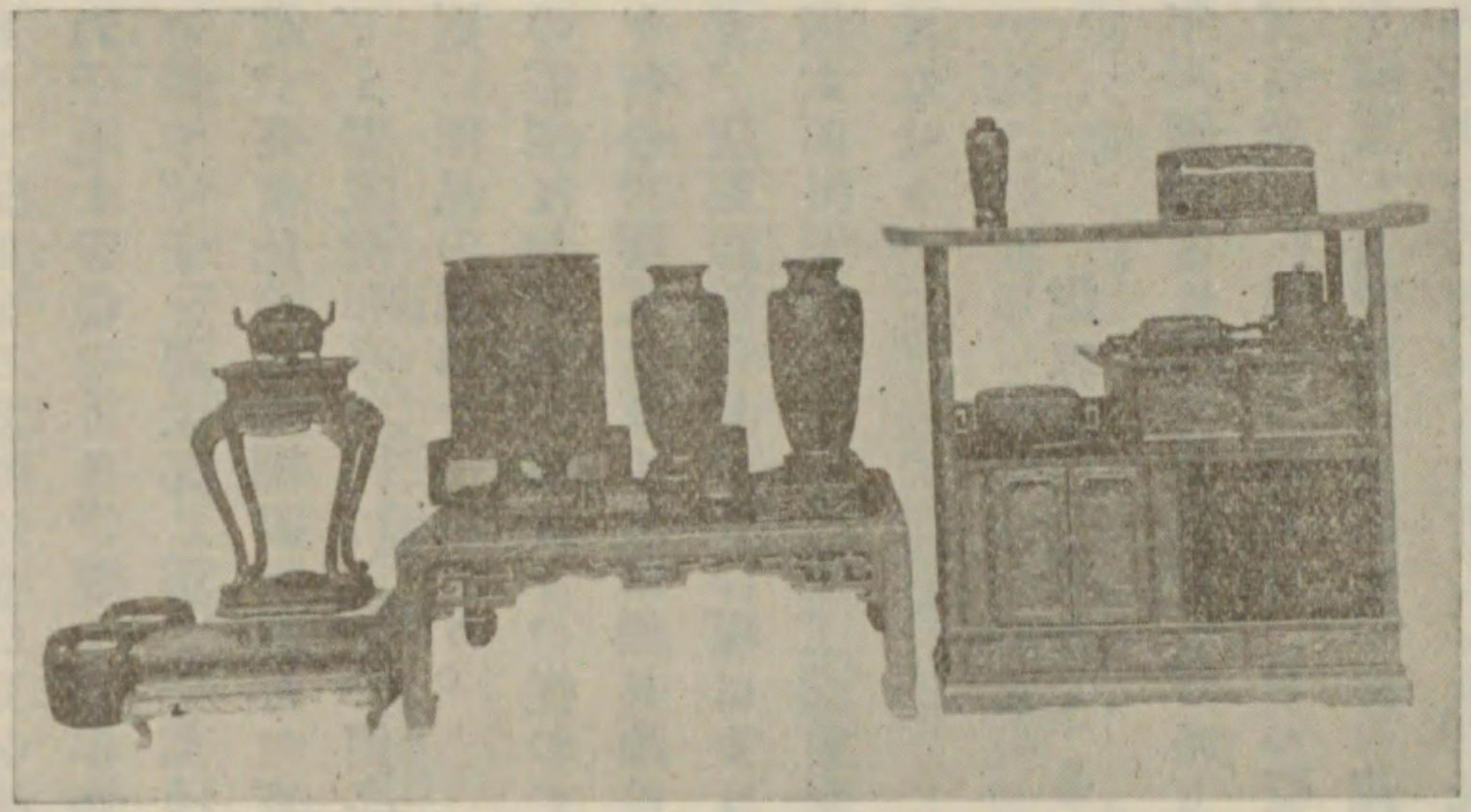

（村上堆朱堆黑）

村上漆器の沿革概略此の如し。之を要するに單に「村上漆器」と稱するは本堆朱堆黑と木彫堆朱堆黑との總稱なり。言葉の泉に曰く、『漆器に先づ刻らむと思ふ深さ程に朱漆を塗り上げて模樣を刻り上げにせるもの。底に朱を塗りて上に黑漆を塗りかけて朱のところまで刻り詰めたるを堆朱と云ひ、其の黑漆なるを堆黑と云ふ。又其の模樣の唐草の如く蔓の如くなるを「ぐり」（屈輪）と云ふ。多く香合、硯箱などにす。』以て堆朱堆黑を知るべし。されば其製作は頗る長き歳月を要すると、工費不廉なるとの爲め、迅速に且つ多數の需用を充たす能はざる等の種々の不都合なる点よりして、勢ひ茲に彫材髹漆の模造品を製作するの已むを得ざるに至れり。之れ木彫堆朱堆黑の始めなり。明治以前に於ては、町民側に在りては家業の傍らに營まれ、藩士側に在つては道樂として行はるゝに止まりたるも、明治以後追々需用の增加と販路擴張とに從つて專業者增加し、且つ漆髹分業も益々確實となりたるを以て彫刻の技、髹漆の術愈々精巧を進めたり。加ふるに村上工藝會の設置は能く時機に投じ、斯業を統一して基礎を强固にし、勢力を助長したるものなり。

昭和五年の秋、村上工藝會及び村上木工組合聯合主催の漆器競技會を郡産業館に開く。兩者共百餘點の出陳に止まる。小規模の會なるも、內容は何れも舊套を超越したる、極めて創作的意匠の下に時代嗜好の趨勢に伴はんとする有意義の實質を具備せるものなり。漆器は鄕土粹を保存せる堆朱堆黑に依然として傳來の誇を示せる以外に、彫刻、髹漆共に劃時代的作品の嶄然頭角を現せるを看取さる。加之今次の審査は主として、此の創作的作品の奬勵と云ふ方針の下に、嚴正公平に特殊の方法を以て行はれたるものにして、審査長は本縣地方商工技師小沼直、審査員は板垣伊平、小野爲郎、佐藤利雄、島田眞佐夫、矢部英六の諸氏なり。其結果は板垣孝一の黑莨セット、山貝音次郎の地球型香盒、伊與部幸吉の面刻盆、鈴木甚吉仝上、中村啓太郎の堆黑大茶棚、中島金次郎の手筥、板垣由太郎の卷莨入、本間久江の葉卷入等優秀と認められたり。以て最近の傾向を察知するを得べし。

小野爲郎は版畫の研究に沒頭し、堆朱堆黑の彫刻、彩漆の上に一新機軸を開かんとして努めたる結

果、創作的作品の産出を見るに至りぬ。

漆樹の栽培と漆液

四百年の歴史を有する堆朱堆黑は、漆樹の栽培と大なる關係を有す。寛文年間(二三三〇頃)榊原侯は漆奉行を置き、大に領内に漆樹を栽培せしむ。享保年間(二三八〇頃)内藤弌信公は更漆樹を增植せしめ、信敦公又大に增植を圖られ、村上漆の名は高かりしが、明治以後に至り漸次衰頽に傾き、樹齡老いたりと雖も苗木を植えて革新に努めず、現今に在りては村上地方に漆樹を見る事稀なるに至れり。山邊里村及び猿澤方面に僅かに舊体を存するのみ。最近の統計を見るに、本郡漆畑の見積段別十六町六段步、漆液の產額二百七十餘貫目、價千五百八十餘圓とす。

衰頽の原因は一にして止らずと雖も、安價なる支那產漆の輸入に依る。其影響は極めて大なるものにして、地漆の栽培は遂に收支相償はざるに至れり。其の結果栽培法の粗放となり、樹液亂搾となり、遂に枯死せしむるに至る。而も之れが改苗を行はず。

村上漆器に使用する漆液は極めて品質の優良なるを選び、支那產漆液を使用するものなく、且つ油の混入使用等をなさゞるを以て、堅牢なる點に於て、又優秀なる點に於ては定評を有する處なり。之れ本郡產の漆液が其の品質優良なるを以て最も之に適合せるを證するものなり。

山邊里織の沿革と現狀

村上藩歷代藩主の勸業に努力せしは上記の次第なるが、內藤信敦公藩主となるや、產業の發達に特に意を注ぎたる結果、桑の栽培、養蠶の奬勵は遂城下に近き山邊里村に於て、小田氏によりて山邊里織を創業せしめ、百六十餘年後の今日益々其聲價を高からしむるに至れり。今其沿革を記さん。(小田傳右衛門初代光貞及五代光安の自筆日記及傳記に依る)

山邊里織の創業

山邊里絹織業は寛政末年(二四六〇年頃)小田傳右門光貞を以て始祖とす。晚年兒孫に語つて曰く、『人の此世に處するや徒に祖先の遺產に之れ賴り、偷安爲すことなきは、上は國君に對し奉り、下は祖先にも慚づべき極みならずや。余生れて幸に家產を擁し、衣食の勞苦を要せずと雖も、一家業を創始し、國恩に報ずる所なかる可らず。然れども余や年齒既に耳順を過ぐ、汝等の奮起に待たざる可らず。惟ふに越後は農事盛なりと雖も、工業の見るべきなし。一旦獲得せし蠶業の如きは、他國人の加工を經て再び輸入せられ、其間利益の壟斷せらるゝもの少なからず。由來機業は家內工業の一種にして、子女皆之れに從事せられ、且原料豐富なれば此地として最も適切なる事業なり。汝等奮勵努力宜しく斯業の創設を圖るべし』と。長子宇右衛門(後に傳右衛門光安と改む)遂に決意して其大成を誓ひたり。一日宇右衛門事ありて近鄉石住村某家を訪ふ。談偶々機業の事に及ぶ。某曰く『吾に長機器具を藏すること久し然れども、即今無用に屬す。若し君にして之に志あらば、請ふ之を購求せよ』と。宇右衛門曰く『君

機織の法を知れるか』と。曰く『吾長女機織の概要を知るも窮乏其極に達し、機業に従事する能はず。君吾が長女を雇ひ、其機織に當らしめらるれば幸なり』と。宇右衛門之れを諾して歸る。蓋し他日必ず父の目的を達し、期する處あるものゝ如し。時に寛政の末年なりき。

文化十年始めて絹織物（生龍紋地）を織成して三條町に販賣す。之れ實に當地絹織移出の嚆矢なり。然れども當時の機織法未だ完からず。其賣價亦原料諸費用を償ふに足らざりしかば、傳右衛門發奮大に勉め、且つ子女に勸奬措かず、慘憺遂に其目的を達し、始祖傳右衛門の素志始めて大成せられたり。文化二年弟長四郎分家して益ゝ家業に從事し、主に他國顧客の外交に當りたり。

文化十三年西陣の職工を聘し、袴地其他機織の傳習を受け、其風合の如きは丹後平（本練平袴地を云ふ）奥州仙臺平（夏袴地）の機織に倣ひ、十日町根津蕪木兩商店に取引を開始し、又江戸呉服店に販出し、大に販路を開拓すると共に一新機軸を出すことを得たり。

村上平袴地一名精好平

文化文政中（一八〇四年頃）には村上平袴地と稱し（精好平とも云ふ）、經に練糸、緯に生糸を用ひ、或は着尺地、帶地、諸織物等各種（村上平又は村上縞の名稱を以て）販賣せり。時に村上藩主内藤侯斯業の隆盛を嘉賞し、進みて江戸呉服店惠比須屋（嶋田八郎右衛門）槌屋（田中四郎左衛門）其他有數の諸店を紹介し、其販賣に便すると共に機織の優良、職務勉勵の廉を以て御用聞を命ぜられ、且苗字帶刀合印等の格式を許されたり。

文化十三年六代傳右衛門光保は、特に帶地綾織等の織成及染色法等新たに發明する處あり。同年四月藩主御着服の組織御用を命ぜられ、加ふるに藩主江戸屋敷に銘撰役所を設置せられ、製品の販賣に便し、奬勵大に勉めらる。弟長四郎は專ら地方販賣に從事し、奔走盡力せる廉を以て藩主より旅帶刀を許さる（辭令略す）。安政二年六代傳右衛門機業勉强組織進歩の廉を以て藩主より次の如く申渡さる。

『其方儀父傳右衛門の通り御用聞被仰附、年々俵拾俵づゝ被下置候事』其後益々組織に改良を加へ、機業に勉强なるを以て、藩主之を嘉賞され、金二百疋の御褒美を賜ふこと前後四回に及べり。褒狀左の如し『御用御召物織方格段出精相勤候に付爲御褒美金貳百疋被下置候事』文政七年弟淸藏分家せるも尙ほ傳右衛門機業に從事せしむ。爾來時勢の推移により、屢々業務の變遷に遭遇したるも、創業者の素志を固守し、倍々改良を加へ斯業に盡瘁して大に販路を擴張したり。

左に小田長四郎機工塲及び山邊里織物株式會社の沿革並に事業の概況を記さん。

小田長四郎機工場

小田長四郎は（上記由來參照）文化元年、初代長四郎、小田傳右衛門より分家して機業の擴張をなす。初代長四郎の機業に力を致せるの功を賞し、金若干を賜ふ。初代長四郎、謂へらく、機業は多く婦女子の手を要するを以て、藩中婦女子をして之れに從事せしめば國家の利を裨補するに足らんと。此の年藩の役所に向つて其の意を陳す。藩主之を嘉し、初代長四郎を以て傳習御用掛とし、長四郎を藩士の家に就け、以て之を傳習せしむ。

生龍門地の外に袴地、帶地等を製作し、十日町に販路を開く。文政七年藩主内藤侯、初代長四郎の機

十二年十一月藩主、銘撰役所を立てゝ長四郎を以て世話掛とす。天保二年織る所の品を村上縞と稱

し、江戸吟味役所に送り、茲に始めて江戸に販路を開く。同六年藍場を屋後の北部に設く。是より先き藩制村落に染場を置くことを許さず、長四郎即ち染場を瀬波に設く。瀬波は山邊里村を距ること一里、日日行きて染工を監するに不便なり。因て情を陳じて染場を其邸中に置く事を請ひしに許され、茲に之を設けたり。同七年五月長四郎其の功を認められ、帯刀を許さる。其の文に

日下組山邊里村　長四郎

其方儀従先年袴縞絹紬縞之類機方引請地方捌方等相働致出精候に付追々御益筋相立一段之事に候依之地方帯刀被成御免候此上彌出精可致事

丙五月十二日

幕府節儉の令を下し絹物使用を嚴禁す

十三年幕府より節儉の令下り、絹物使用を嚴禁せられしにより、既制の織物は財布として賣却す。乃ち絹綿交織なる室山縞を制して時機を俟つ。十四年始めて庄内酒田地方へ玉紬を賣弘む。

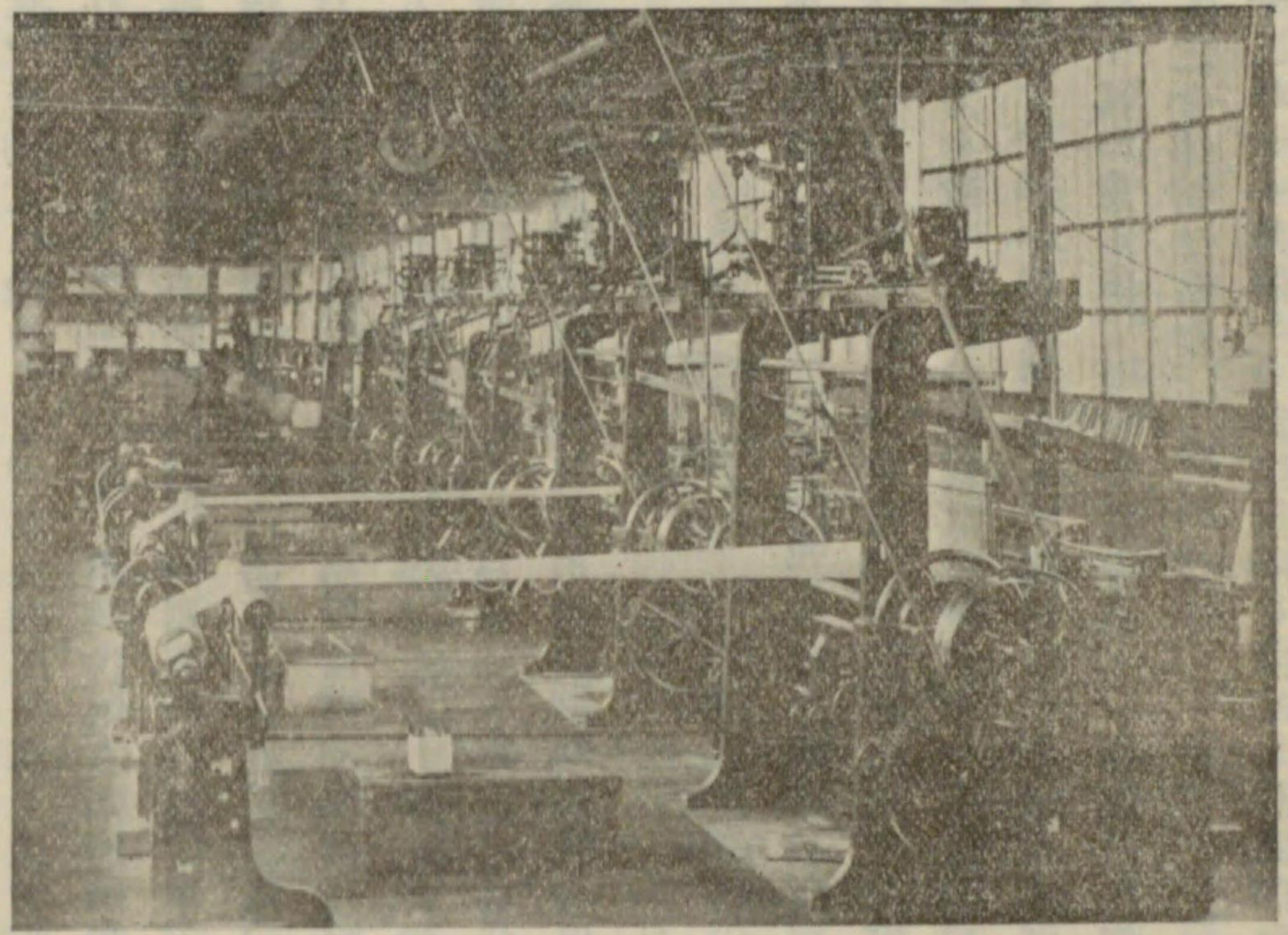

（小田機工場）

嘉永六年安政初年頃江戸は對外的關係と震災のため商工業頗る不景氣に陷りしも、只一人長四郎は之を繼續したりき。よつて藩主其勞と功を賞して金若干を下せり。二代長四郎安政中に家を繼ぎ、苟も織物の名聲を博するには先づ染草を撰み、糸の色を好くせざるべからずとなし、日一夜思を凝して染法を究め、遂に藍麴及七葥黄色の染法等を發明す。慶應元年五月二代長四郎旅帯刀を許され、後地帯刀を許さるるに至れり。三代長四郎明治五年再度販路を東京に開く。九年同業者組合を設けて他の粗製濫造を戒む。

村上縞を山邊里織と改稱す

是より村上縞を山邊里織と改稱し、工場を築造して織場と糸繰場とを擴張したり。翌年本練半に改良を加へ、經を太くし、緯を細くして暑寒兩用に適せしめ、聲價を博し諸方の注文雜踏せり。殊に東京三井呉服店は特に之を賞讃し、大に其賣弘めに力を盡せり。明治十六七年の交不景氣となり、十八年最も甚しく、袴地の需用大に減ぜり。此時に當り事業を縮少し、職工をして徒食せしむるに至らん事を恐れ、絹綿交織物の洋服地並に純絹洋服袖裏地を製造せり。明治二十三年販路を京都、大阪、名古屋に開き、明治二十八年七月第四回內國勸業博覽會に出品して有功銅牌を受く。此時三代長四郎審査補助を命ぜられ、結了後褒狀として銅牌を受領せり。同十一月染色の大改良をなし、岡色染は全部アリザリン色素を用ゆる事とし、益々信用を博すに至れり。其後三十二年五月八王寺に開きたる一府九縣聯合共進會に出品して二等褒賞を受け、此時又審査員に任命せられ、三十二年新潟縣染織聯合會を組織し、副會頭となる。翌年撚糸車に改良を加へ、從來の八つ車式に比すれば、撚上高に於て殆んど

五割の量を增加するの利便を得たり。五月袴地極暑平を織出して好評を博し、ために生產の增加となり、工場の機關整頓をなせり。三十四年三月本縣染織聯合會頭に推薦せられ、同年八月本縣主催一府十一縣聯合共進會織物部審查員、三十六年四月第五回萬國勸業博覽會審查委員に命せらる。卅八年本練平に改良を加へ、經を細くして八ッ入となし、琥珀地のものを織製して之を別製本練平と名付けたるに、時好に適せるを以て江湖の賞讃を博し、前途益々有望となれり。三十九年十一月東京府外九縣聯合共進會に袴地を出品して一等賞金牌を受け、又同會に多年盡瘁せる廉を以て農商務大臣より左の如き功勞賞に銀杯を賜へり。

夙に意を機業に傾け殊に袴地並に洋服裏地の改良を圖り研鑽多年品位大に進み販路益々加はり以て山邊里織の名聲を博するに至る其功績稱揚すべし仍て玆に之を賞す

明治四十年以來朝鮮京城、大連に袴地の販路を開き同年東京府勸業博覽會へ袴地出品一等賞金牌、同年九月韓國京城博覽會へ袴地出品一等賞金牌を受く、其他各府縣へ出品して夫れ〳〵入賞せり。明治四十一年五月半練平に改良を加へ、琥珀地のものを製造して之を聖明平と名づく。地質柔軟にして襞積立ち、良きこと他に類似品なきを以て大に需用者の賞讃を博せり。大正元年十一月西野式力織機二臺を購入し、專ら綾平の織製に努め、大正二年七月村上水電株式會社に於て電力供給する事となりたるより、電動機を取付けて力織機及撚糸器械、糸繰器械等の運轉に應用す。富山縣主催一府八縣聯合共進會に際し、農商務省より審查員を命せらる。

大正十一年六月本縣商品陳列所創立二十週年に當り、故三代長四郎に對し、同會長より左の如き追彰狀と銀盃を受く。

夙に地方產業の發達に盡瘁し本會をして今日あらしむるもの實に君の力に負ふ事大なりとす玆に本所創立二十週年に當り其の遺績宣揚の微志を表せむが爲め記念品を贈り以て之れを追彰す

現在同機工場主は五代長四郎なり。以上は概略を記したるものにして、目下工塲の增設、最新式器械の購入等、能率增進を計ると共に品質の改良を圖りつゝあり。

其の他各地に出品して入賞し、前年は大禮記念京都大博覽會に洋服裏地を出品し、優良國產金牌を受けたる等、入賞の數枚擧に遑あらず。同工塲は年々の隆盛と全國各地よりの注文激增し、工塲視察者の絕ゆることなし。同工塲前年の產額は袴地四千七百餘反、洋服袖裏地二万餘碼十六萬圓餘とす。販路の主なるもの東京、京部、大阪、神戶、橫濱、名古屋、北海道、關東、東北、北陸、朝鮮京城、關東洲、大連、縣下等なり。

山邊里織物株式會社沿革

山邊里織物株式會社絹織物製品は元來優良なる袴地各種、洋望裏地の生產にして、內地到る處の有力吳服店、洋服店は取引せざる處なく、又海外に販出し、歐洲方面より取引開始の照會頻りなりと云へり。袴地及着尺地に於ては遠き傳統的サベリの生產なるも(山邊里織沿革と由來參照)、年を逐ふて洋服流行を認め、現在產出する洋服裏地、袖裏地に於ては當會社取締役小田助作に於て明治十七八年以來研究を企て、苦辛の結果海外より流行見本を蒐集し、明治二十年頃より精良なる洋服裏地、袖裏地を創製し、生家小田長四郎の工場に於て製造販賣を試み、明治三十年獨立して工塲を建設す。

元來、希望としては第一、內地需用を充實し、第二、舶載輸入絹織物を防遏し、又は將來大に輸出せ

んとするを以て目的とし、最も地質耐久、染色堅牢に付ては研鑽多年最善の方法を選み、三都及名古屋、神戸、横濱、北海道各商店に於て、當會社製品をして第一の信用を置くに至り、又新領土其他至る處取引あり。茲に於て「サベリ」の名は年を逐ふて好評を博せり。一度需用せる商店は三十餘年變る事なく取引繼續をなし居れり。大正二年營業組合を變更し、株式會社の名を以てせるも益々研究を怠らず、以て今日に及べり。同會社前年の產額數量左の如し。洋服袖裏地九五三疋(二八、五九〇碼)東錬袴地二、一四二反、着尺二〇疋、此金額十萬六千二十九圓、製品の販路、主なる都市左の如し。

東京、京都、大阪、名古屋、神戸、横濱、北海道、新領土、縣下、其他

七、村上藩十騎

村上藩には武勇に優れた勇士が尠くない。特に村上藩十騎と稱する者は、東照公徳川家康が最も優秀なる麾下の與力十人を選んで、伊豆國韮山の城主たりし内藤家の祖信成公に賜つた家臣である。下村助兵衛、江坂市藏、脇田又三郎、永井彌左衛門、淺井久兵衛、石田久藏、近藤九郎左衛門、兒玉傳兵衛、安藤清藏、岩瀬助右衛門の十士が夫れである。之れ等の人は信成公が其後駿州府中の城主、江州長濱の城主となり、次いで二代信正公が攝州高槻の城主となり、伏見、大阪の城代となり、三代信照公が駿州田中の城主、大阪城代の際にも隨つて常に忠勤を盡し、村上城主に所替となるに及んで、主公に從つて當地に來つたのである。而して二百五十年後の維新當時に於ける下村八九郎、江坂正明、脇田又三郎、永井三藏、淺井篤平、石田九藏、近藤鉀一郎、兒玉金八郎、安藏清藏、岩瀬氏明の諸士は

其の後裔である。右の中永井、下村、近藤、兒玉、岩瀬の諸氏の家は一旦斷絶したものであるが、信親公の時に於て、功臣の跡を湮滅せしむべからずとなして再興せしめられたものである。

八、戊辰殉難諸士略傳

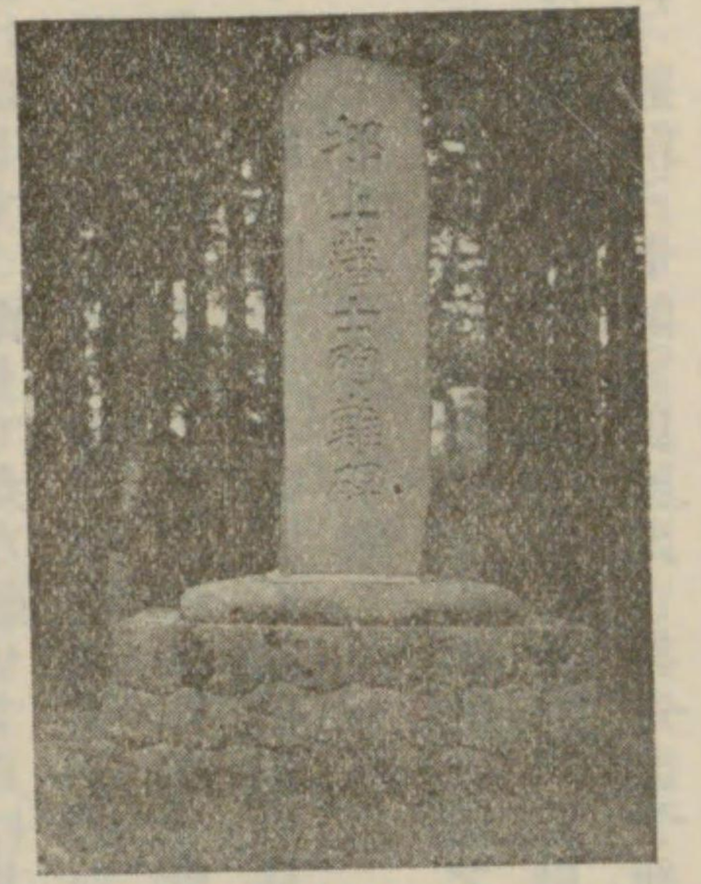

(殉難碑)

本編は進藤養素翁の誌に依り、多少の加除を行ひたり。翁曰く、此編は光德寺方丈澄海白根氏の囑に依り、既輯稿本を刪修改竄す。明治維新當時余は年少にして其前後の事情を審かにせず。故に若林安靜、長尾右門の兩翁に質す所多しと。邨上藩戊辰殉難碑は藤基神社の境内に在り、舊邨上藩士相圖り殉難諸士の英靈を慰めんため、明治四十三年十一月建設す。島田正忠の書なり

戊辰殉難諸士略傳

恵昭院文明憲德居士　鳥居三十郎

鳥居三十郎は鳥居内藏助の嫡男なり。世々村上藩主内藤公の執權職となり、祿七百石を食む。戊辰の役奥羽越の諸藩同盟して幕府を佐けて以て官軍に抗す。官軍進んで越後に入る。當時村上藩の老君藤翁公は江戸の邸を發し、信州に至れば路塞りて通せず。逗りて岩村田に(信民公生家の藩地)在り。

會々藩主信民公病んで卒せらる（慶應四年七月十一日）。藩臣相議し、社稷の絶えんことを慮り、庄内藩主酒井侯（信思公夫人の生家）の一族禎吉郎君を迎へて後嗣とさんことを決す。次いで官兵村上城に逼る。是れより先藩領なる三條の廨下に屬するもの三萬石あり。出でゝ其地を守備する者、與板、長岡方面の各處に轉戰して同盟軍に參加する者、老公に隨ひて信州に留る者、江戸より海に航して歸國の途に就きたるもの等ありて、各自意に任せたる爲め、城下に在りし藩兵は老幼を併せて僅かに二百人に過ぎず。而して衆寡敵せず竟に其の支ふ能はざるを知り、火を城に放つて庄内に走れり（八月十一日）。干戈平定の後、朝廷同盟各藩の主謀者を徵せらる。氏は藩老の上席に非ざるも、一藩の存亡を一身に荷ひ、進んで主謀者となり、自ら官に訴ふ。朝廷其罪を論じて死を賜ふ。乃ち明治二年六月二十五日村上町安泰寺に於て自裁す。享年二十有九。寶光寺の先塋に葬る。

追悼碑

明治十六年八月、朝廷下詔、使戊辰之役、東北諸藩首抗命者、得置後奉祀、舊村上藩老鳥居三十郎君亦與焉、乃乞江坂氏子次郎爲嗣、配以其女、越四年脇田某等、胥謀將建石以紀其事、來謁余文、君諱和祚、通稱三十郎、鳥居氏、其先出于新田氏勇將亘新左衛門、至裔孫喜兵衛、從東照公屢立戰功、後仕村上侯、世爲老職、考諱和利、妣鳥居氏、慶應二年君襲職、明治元年奥羽亂作、王師入越後、命村上討會津、而會津亦屢遣使發兵助己、時藤翁公在東京、最勝公病暴卒、老臣數人、奔命四方、其在城者、惟君及内藤某、而君尤任事主機要、闔藩倚以爲重、既而會津勢建甚、急促村上發兵、於是君決策與會津合、以拒　王師、戰屢不利、乃燔城走莊内未幾事平、朝廷徵首助逆者、君奮然就道、既至待命數月、朝議處斬、乃監送村上、遂以二年六月廿五日受刑、年廿有九、親姻請遺屍、葬之寶光寺、君爲人外和内剛、沈敏有器局、其臨死顏色不變、從容如平日、觀者皆爲洒涙、娶久永氏、有一女、即配次郎者、嗚呼天下之事、有理當然而勢不得然者、若戊辰之變、仗順敵愾、大義固當然也、然村上僻處北陬、與京師懸隔、訛言紛興、國是不定、加之東接會津、北與莊内隣、以區區孤城、攝于强藩之間、威驅勢脅、進退不得自主、異議一發、城社蘩粉矣、於是君冒大不韙、以當禍難之衝、以一死代闔藩數千人之命、其事頗與衛孔達晉董安于相類、而時事之難處、更有甚焉者、此論世者所宜察其心而悲其遭逢之不辰、不忍復援常理以苛繩之也、君之將就刑村上、余往與之訣、君袖出國風一首曰、他日幸勿相忘、余常欲作傳以紀述之而未果爲也、則碑文之任非余誰銘曰

大厦之覆　患延四隣　爲禍爲福　所處使然
天恩蕩々　澤及黃泉　蒸嘗有主　君其可安

明治戊子首春　子爵内藤六十麿篆額　島田重禮撰文　生方裕書

述懷　去年の秋さりにし君のあと追ふて　ながく彼の世に事ふまつらん　和祚
五月雨にぬるゝ我が身は惜からず　御恩の深き君を思へば

三十郎辭世の詠歌の跋に兒玉成章左の如く誌さる。

夫君爲社稷甘死者、固國人之所知也、猶其死之日也、私聚親戚朋友、呑茶、酙酒、談笑移時、且揮筆將百余紙、皆充其所求而後引坐人訣之、更不及滴涙、從容就死處矣、嗚呼如君、生平不能字、而此日所書、到遒淸麗如斯者、眞是其心肝之鐵石、雖古忠臣有所愧（滿福寺所藏の幅）

鳥居君哀辭

嗚呼、福善、禍淫、天道之常、維彼影茸、福祿如茨、維玆、良人横罹咎殃、少妻啼室、老母哭堂、茫々蒼天、果不可問耶、抑、天道幽昧、偶失其當耶、嗚呼、自古敦無死、死而得所、君子是强、英々明靈、和而且剛、一死靖國、聲烈愈光、彼不義而壽、臭如糞穢、玆貞固而夭、芳如芸香、人世百年、旦暮相望、天定勝人、豈愆殃慶、嗚呼、明靈、其又何傷、風凄々兮、雨蕭々兮、如目其容、如耳其聲、嗚呼、已矣、何日而忘之、

己巳孟秋　　　　辱知島田禮再拜

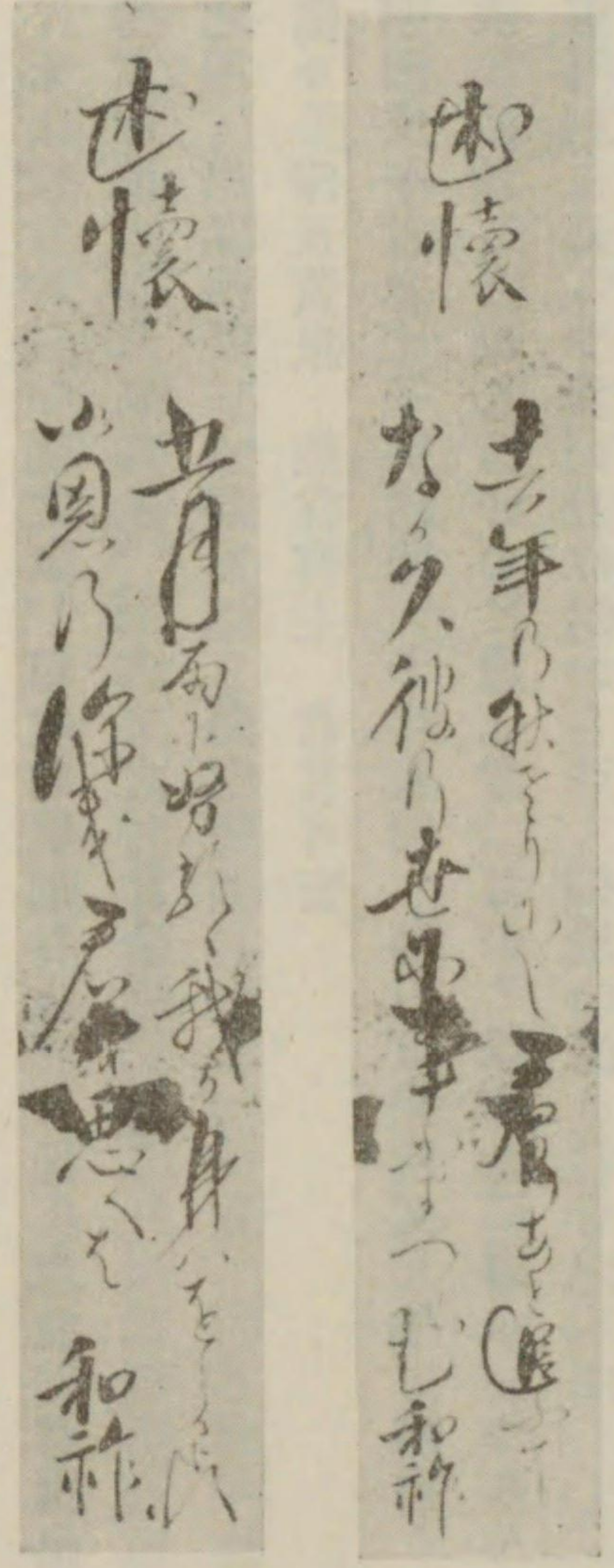

鳥居三十郎筆蹟

良知院信譽敎門居士　　淺井土左衛門

淺井土左衛門は夏目吉兵衛の弟にして淺井氏を襲ぐ。食祿三百二十石、書記役たり。戊辰の役村上城の陷るや庄内に走り、越後方面なる關川口に在りて小隊長となる。慶應四年九月十一日、官軍進んで氏の陣地を衝く。乃ち氏は部下を勵まして雷村の壘を固守せり。然れども官軍は迂廻して關川の本陣を襲ひ、腹背に敵を受けたり。玆に於て氏は關川の軍に合せんとして一方の血路を開き、山を下る。偶々敵の重圍に陷つて遂に捕へらる。官軍氏をして降を勸むれども聽かず。却つて之を罵詈せる爲め、終に小俣川の畔に斬られぬ。時に年二十六、後村上寶光寺に墓碑を建つ。

法林院義山忠貞居士　　中島大藏

中島大藏は知久式藏の二男にして、中嶋氏の後を襲ぐ。食祿三百石、漢籍を學び、擊劔を能くし、藩主信民公の小姓たり。戊辰の役官軍越後に入り、長岡城を陷れ、進んで與板城に在り。慶應四年五月二十八日、我が藩兵は會津、桑名諸藩の兵と倶に與板城を夜襲し、一は本與板、一は馬越村より左方に向つて進擊す。時に氏小隊長となり、馬越方面信濃川の堤に據り、沼澤を隔てゝ官軍と對峙す。官軍よく防ぐ。氏遂に敵丸に殪る。年二十有二、墓碑は村上寶光寺に在り。

自性院達譽大道居士　　江坂與兵衛

江坂與兵衛は藩老江坂久右衛門の弟なり。江戸の藩邸に生る。分家與兵衛に養はれ、其の後を繼ぎ、食祿二百三十石、初め正之助と稱す。藩主信親公に仕へ、近習より累進して側用人に至る。嘉永四年信親公老中に任ぜられ、功を以て所領三條邑の內若干村(一萬石)を良地と交換せらるゝや、邑の事務頗る紛糾せしかば、與兵衛赴きて之を理め、其の處置の宜しきを得たり。邑內中の口川に瀕するの地、往々水害を被りしが、長岡藩の地も亦同じく害を被れり。因つて長岡藩と謀り防禦の方法を定め、幕府に其の工を施さん事を請ふ。此時與兵衛周旋頗る力め、遂に之を許さる。斯くて工を八王子村に起し、幕

府吏を遣はして之を監督せしむ。其の竣工後諸村復た水を患へず。長岡藩にては河井繼之助に命じ、又村上藩は與兵衛に命じて共に其の事に參せしむ。

信親公老いて尚ほ政を聽かれ、專ら與兵衛に任じて事を執らしむ。時に天下漸く多事を告ぐ。公夙に古兵法の用に足らざるを知り、西洋式を施さんと欲し、與兵衛を召して其事を任せしめらる。與兵衛命を奉じて曰く、藩士頑陋にして今洋式を興さん事甚だ難し、然れども當今の世、徒に古法を墨守するは國家の利とする所にあらず。臣不似なりと雖も死を以て之を行はんと。藩士を奬勵して專ら洋式の練習を行はしむ。人之を惡み、誹誣頻に起り、豚犬と呼ばるゝに至る。與兵衛、毫も之を意に介せず。然る內に征長の役起る。藩主信民公大阪に赴かれ、藩士又多く之に從ふ。皆輕裝して銃を携へしが、或者甲冑を被り刀槍を提ぐべきを論ず。然れども與兵衛之を斥けて聽かず。役終つて始めて洋式の利を知るに至る。之より與兵衛の勢威益〻隆盛となる。老臣某等之を忌みて相軋轢す。時に遇〻某罪を得て國に歸る。國人以て與兵衛の陷る所となし、益々之を惡む。既にして東北の亂起り、會米諸藩使を遣はして同盟を要求す。村上方之に應じて兵を出す。西軍來り攻む。藩兵庄內に走りしも、與兵衛は職を罷めて國に居り、老臣久永某等と留まつて歸順し、且つ兵を出して先鋒たらしむ。此に於て國人之を惡むこと益〻甚し。亂定つて後朝廷首として兵を起せる者を徵す。藩執政鳥居三十郎をして徵に應ぜしむ。翌年三十郎命ぜられて國に歸り、死を賜ふ。某々の徒最も之を悼惜し、密に相謀りて怨を與兵衛に報ぜんとし、三十郎の處刑に先つ事五日の夜、與兵衛遂に其の徒のために暗殺せらる。實に明治二年六月二十日なり。時に年四十七。寶光寺に葬り、後東京青山青原寺の先塋に移す。與兵衛人と爲り方正、沈毅、才幹あり、常に事を爲すに遂げざれば已まず。事公家に關すれば輒ち身

を忘れて力を盡し、事を處するに最も愼密、常人の及ばざる所ありきと。

瑞光院觀應一止居士　**小田部重藏**

小田部重藏は寶田源太左衛門の三男にして、出でゝ小田部氏を襲ぐ。食祿百石、供番たり。戊辰の役に際し、大砲手として與板、寺泊の間に轉戰す。慶應四年六月十八日、志戸橋、山田の官軍を砲擊するや、官軍、軍艦をして海上側面より氏の陣地を砲擊せしむ。仍つて氏は其保つ能はざることを認め、之を他に轉ぜんとす。時に軍艦より發射したる砲彈は氏の右足及び砲車を碎く。然れども氏は從容として應戰の策を戰友に語り、後送せらるるの途中遂に卒す。享年三十四、遺骨を村上安泰寺に葬る。

誠心院興譽至願居士　**中根勘之亟**

中根勘之亟は勘右衛門の嫡子なり。直心影流の擊劍を能くし、又柔術を修め、兼ねて漢籍を學ぶ。戊辰の役中官軍を與板口に防ぐ。慶應四年五月二十七日詰旦、兩軍酣戰中膝骨に負傷し、次いで敵の包圍に陷り、其の遁るべからざるを知り、割腹して斃る。時に年二十三歲なり。遺骨を村上寶光寺の塋域に葬る。

大了院忠山道義居士　**佐藤文吾**

佐藤文吾は彌惣左衛門の嫡子にして擊劍を能くす。戊辰の役村上城陷るや、直ちに庄內に走り、關川口を守る。慶應四年九月十六日、回復戰に加はり、三方より敵を掩擊す。氏は關川の以東より進み、其の村端に達したるも、我が軍利あらず、退きて越澤の萱山に據りて對戰中敵彈に殪る。時に年二十

五歳。小國村に葬りしが後村上寶光寺に改葬す。

柴田耕治

本源院幽峯惠林居士

柴田耕治は鑄之助の嫡子にして食祿五人扶持五兩、中小姓たり。漢學を修め、又擊劍を能くす。藩命に依りて洋式兵操を修業す。初め小姓となり、小納戸役に進み、江戸の藩邸に移住せしも、後居を藩地に復す。戊辰の役官軍越後に入る。時に氏軍事周旋方となり、同盟各軍の間に奔走し、且つ敵の動靜偵察に力を盡すこと少くなからず。慶應四年五月二十八日官軍を與板に夜襲し、激戰中に斃る。時に年四十二、遺骨を村上寶光寺に葬る。

牧大助

牧大助名は元善、遜堂と號す。父の後を受けて大助と稱し、食祿五人扶持五兩を賜ふ。漢籍を修め、中小姓、代官役たり。戊辰の役、村上城陷るや、早く官軍に降り、其の先鋒隊となりて庄内小鍋口を攻む。小俣村に在りて敵の狙擊する所となり、遂に殪る。慶應四年八月二十六日なり。時に年四十三。官軍之を七湊村中子村に神葬す。

父大助は子直、本姓は樋口氏より出で、牧氏を繼ぐ。姿貌魁梧、天資豪邁にして才辯あり。人と論議し苟くも屈下せず。少うして郡吏となり、累進して衛士に擢んでられ、再び郡政に從ふ。其職に在ること前後四十年。尤も法令に通じ、能く獄訟を斷ぜり。大助嘗つて新潟を經て三條に赴くことあり。其新潟の海關を過ぐるや、從者をして高く槍を揭げて行かしむ。關吏叱責し之を横ふべきを命ず。大助曰く、余は士人なり、途を行くに槍を提ぐ、何の不可あらむと。遂に吏の言に從はずして過ぐ。其苟も身を屈せざること概ね此の如し。

三條に代官たる際、一日三條と一の木戸との間に横死者あり。時に一の木戸は高崎藩に屬す。村民禍を他に嫁せんと欲し、竊に之を三條町の地に移す。三條町の民之を爭ひ、互に固く執りて相下らず。道に載すること數日、遂に三條郡衙に訴ふ。大助之を理め、高崎藩の吏人と出でゝ之を檢す。爭議起り刀痕の有無に及ぶ。然れども屍体既に腐爛して蟲蛆を生じ、殆んど辨ずべからず。大助斷じて曰く、屍体刀痕あらば蟲必ず鐵氣を帶びむと。乃ち刀を拔きて蛆を刺し、高崎吏人の前に出して曰く、請ふ試みに之を嘗めよと。吏逡巡して難める色あり。大助之を嘗むるまねして鐵氣ありと爲し、且つ論じて曰く、屍体三條町に向つて斃る。一ノ木戸村の民追ひて之を殺せるなりと。高崎の吏辭塞り、遂に其民に命じて之を收めしむ。大助果斷能く事を處す。故を以て郡政其の宜しきを得、民皆悅服せり。

進藤多吉

善進院顯譽淨章居士

進藤多吉は練治の嫡子にして、食祿三人扶持五兩、中小姓たり。槍術を能くす。戊辰中、官軍太夫濱に上陸し、次いで新發田城に入り、將に進みて村上城を攻めんとす。時に庄内及び米澤の藩兵村上に在り。相連衡し、夜半に入り、結束して官軍を中條驛に襲擊し、大に之を破る。氏は先鋒隊中にあり、敵彈に殪る。時に慶應四年八月七日の拂曉なり。年二十六、遺骨を寶光寺に葬る。

島田鐵彌

信隆院忠山義鐵居士

島田鐵彌は五郎右衛門の三男なり。時中流の擊劍を能くし、青山氏門弟中錚々の士たり。戊辰の役中越後各地に轉戰し、敗れて八十里越の嶮を越え、會津を經て庄內に投じ、以て官軍を鼠ヶ關に防ぐ。兵亂定まりて後、藩中二派に分れ、軋轢して止まず。明治二年六月朝廷鳥居三十郎に死を賜ふ。氏之を以て江坂與兵衛の所爲に基因するものと誤認し、竟に意を決して之を暗殺す。後官、彈正臺巡察使を遣はし、犯人を搜査せしむ。乃ち前非を悔い、自刄して其の罪を謝す。之れ明治三年一月十九日の夜なりき。享年二十一、寶光寺に葬る。

寛恭院念譽清光居士　菅　巳　子　次　郎

菅巳子次郎は鄕右衛門の二男なり。戊辰の役、軍に從ひて三條を守る。官軍太夫濱に上陸して新發田城に入る。爲めに中越後に在る同盟軍前後に敵を受くるに至る。是に於て其の一方を開き、村松方面に退却せんとす。時に見附方面の官軍五十嵐川に沿ひて三條を衝く。乃ち村上軍は該川の堤塘に據りて大に殿戰に力を盡せり。氏も亦此の防戰に參加せしも、遂に敵彈に殪る。時は慶應四年八月、享年十七歲。墓碑は村上光德寺にあり。

心觀淨光居士　依　田　錬　次　郎

依田錬次郎は文右衛門の弟にして、居合新心流の皆傳を受く。戊辰の役村上守備隊中に在り。慶應四年八月十一日城陷るや、別路を經て庄內に走る。氏元來眼病を患ひ、時に米澤藩兵の塩野町陣屋を引揚ぐるを見、官軍の尾擊するものと誤認して發砲し、戰を挑みたるも、顧みて己一人の克く爲すべきに非ざるを覺り、布部村妙童寺に至り、其の門の閾に踞し、割腹して死す。時に年四十三、墳塋は布部村に在り。

賢譽了善居士　加　茂　敬　吉

加茂敬吉は金六の嫡子にして退藏の甥に當る。戊辰の役に際し、官軍新發田城に據り、將に進みて村上を攻めんとす。庄內及び米澤の藩兵は村上に在り。黎明相與に官軍を中條驛に邀擊して大に之を破る。氏も亦此の戰列に在りて終に銃丸に殪る。時に慶應四年八月七日なりき。享年廿一、寶光寺に葬る。

梅源院霜山明消居士　梅　澤　喜　三　郎

梅澤喜三郎は喜六の嫡子にして三之間の給使たり。戊辰の役中關川方面雷村の山壘に據りて淺井氏の部下に屬す。慶應四年九月十一日敵の包圍に陷り、支ふること能はずして遂に走る。其の際足部に貫通銃創を蒙り、步行甚だ困難なり。玆に於て自盡せんと欲し、戰友の走る者を呼びて介錯を乞へども皆聞かざるものの如くにして去る。會々篠田甫作後れて過ぐ。氏絕叫して曰く、先生亦吾を棄つるかと。怨むものゝ如し。甫作之を顧みれば首を伸べて旣に介錯を待てり。遂に淚を吞みて之を斬り、首級を其父に送る。時に年十六歲、後關川村に墓標を建つ。

秋譽敎學信士　大　栗　峯　右　衛　門

大栗峰右衛門は食祿二人扶持、足輕なり。戊辰の役老いたるを以て從軍せず。慶應四年八月十一日官

軍遂に村上城に迫る。事の急なるを聞きて城に入りて守る。曩に村上に駐屯せる庄内、米澤の藩兵は既に退き、我が藩兵の城下に在る者老幼合せて僅に二百許り、衆寡敵せず、遂に火を城に放ち、藩臣相携へて庄内に走る。氏一人鎧を着け、自若として動かず。端坐して遂に火中に斃ると云ふ。官軍其忠勇を賞し、光徳寺塋域に地を相して厚く之を葬る。時に年六十なり。

神葬す。

闘　菊　太　郎

闘菊太郎は食祿二人扶持三兩二分、一統禮格たり。曩に藩の公用書を携へて江戸に至るの途次官軍の捕ふる所となる。降つて其の先鋒隊となり、庄内口小俣村に在り。慶應四年八月二十六日進撃に參加して銃創を受け、村上病院に後送せられ、九月十日院中に歿す。年二十六、官軍之を七湊村中子山に

八　幡　萬　里　之　助

理性院了達日忍居士

八幡萬里之助は船橋佐一兵衛の弟なり。出でゝ八幡家を嗣ぐ。食祿二人扶持、足輕なり。戊辰の役庄内に走り、闘川口を守る。慶應四年九月十六日闘川回復戰に加はり、三方より掩撃す。氏時に闘川本道より進みて村端に達し、激戰中股に銃創を受く。戰友其退却を勸むれども肯んせず、終に第二の敵彈に殪る。年三十一、後村上寳光寺に墓碑を建つ。

九、村上藩と金革隊

本編は進藤養素翁の編述によるものなり。翁曰く。大正十一年中新潟每日新聞に、金革隊々長小林政司の日記に關する記事を揭ぐ。明治維新の役に官軍の先導となり、後援となり、各地に轉戰せる越後義勇兵に三隊あり。居之隊、北辰隊、金革隊之なり。明治三年二月に至りて三隊合一し第三遊軍と稱し、兵部省直轄となり、九月解隊して各其鄉邑に歸籍す。抑此の金革隊と我が村上藩とは戊辰の際に當り、關聯する所頗る多し。故に此記事に依り、多少の訂正を加へ、且つ金革隊の概要を抄錄して當時の史蹟を傳へんとすと。（文体は口語体に改めて記載す）

慶應四年戊辰（明治元年）五月十一日新發田藩領蒲原郡大野村の百姓小林政司（時に年三十六）なる者が附近鄉村の有志百七十八名を集めて義勇兵三小隊を組織し、自家を屯營所となして居つた。

幕府時代中越地方には各所に博徒の團体があつて賭場を公開し、一種の營業の如き習俗があつた。團中には親分、子分があつて秩序を保持して居るが、團と團との間には往々鬪爭をなすことがあつて、殺伐の氣分が常に充ち、浮浪の徒が多く來り集ると云ふ。今俄に百七十余の壯者を糾合したるは蓋し是等の徒をも誘致したるものならんか。（文中の註書は編者の附記なり以下同樣）

長岡城は官軍と對峙して戰鬪尙ほ酣なる時、官軍の一隊は船艦に搭乘して松ヶ崎に上陸し、太夫濱に露營した。七月廿七日小林政司は單身竊に太夫濱に行き、官軍の參謀に謁して陳情する所があつた。而して長州藩の干城隊に附屬すべき內命を受け、夜に入つて大野村に歸り、直に出兵の準備をなした。翌二十八日黎明沼垂驛に達し、信濃川を隔てゝ新潟を攻め、二十九日官軍の嚮導をなし新潟に入つた。

八月一日官軍の四小隊と共に大野村に凱旋した。其の夜對岸にある酒屋村を襲撃し、火を放つて二百の賊兵を走らせた。九月十四日進んで津川口に至り、十月金革隊の隊號を賜はり、諸藩兵と同一の取扱を受け、小林は隊長の命を蒙る。十二月七日村上城を守衛し、且つ藩臣降伏者取扱の命を受け、十五日更に左の命令があつた。

金革隊長　小　林　政　司

今回村上藩降參人別紙十六名其隊へ御預け被仰付候事　十二月(別紙)

家老脇田藏人、家老内藤鍠吉郎、家老鳥居三十郎、用人杉浦宇右衛門、同藤田新兵衛、中根勘右衛門
同山田武左衛門、同廣瀬隼太、同近藤幸次郎、同杉浦新之助、同柴田茂左衛門、同鳥居與一左衛門、
同水谷孫平治、同川上泉太郎、同平井伴右衛門、同高橋佐次右衛門　以上

家老以外悉く用人となつて居るのは蓋し當時用人として届出でたものであらう。實は藤田新兵衛は大目付役兼元締、杉浦宇右衛門、中根勘右衛門、山田武左衛門、近藤幸次郎は大目付役、柴田茂左衛門、鳥居與一左衛門、水谷孫平次は町奉行役、平井伴右衛門は大納戸役、高橋左次衛門は普請奉行役、廣瀬隼太、杉浦新之助、川上泉太郎は書記役であつて何れも評席以上の者である。(評席とは藩政を評議する席に列する者を謂ふ。)

十七日新發田を發し、十八日村上城に入る。十九日降伏人脇田、内藤、鳥居の三家老以下十六人(歸順後村上に來り、庄内町善龍寺に入り謹愼して罪を待つ、編者誌)を受取り、他の降伏者を監視して城内に屯營した。明治二年二月六日運動先で村上藩士山脇機三太無禮があつて其の場に殺害した趣を御本營に届け出でたり。

慶應四年八月十一日村上城が陷ると藩臣の大部は庄内に退き、其藩兵と合して羽越の國境に防戰し、家累は温海村温泉場に在つて、庄内藩の降伏と共に歸順した。十月初旬相前後して歸藩し、村上町の各寺院に分置せられ謹愼すべき命を受く。自分は年少であつたが、父に隨つて細工町の本悟寺に宿した。庄内町專念寺も亦十數人の宿處であつた。山脇機三太(初め鉉四郎)此の斑中に居る。而して何等の勤務も無く日月を費す爲め、酒を嗜む者等は或は竊に町家に行つて其の無聊を慰めたこともあると云ふ。機三太久保多町の某商家にありし時會々金革隊兵が隊伍をなして市中を警邏して其の店前を過ぐ。機三太は之を見て失言をなした。(一説に、藩士進藤次郎次(多吉の弟)なる者が夜間街路に出でゝ往々隊卒を擲倒した。然れども彼は柔術を能くしたので一兵卒の抗敵すべきではなかつた。隊中では相傳へて常に之を警誡した。機三太の容貌は稍ゝ彼に似て居る所があつたので次郎次と誤認せられたのであると云ふ)二三の兵卒は隊列を脱し刀を抜き其の店に入つて來た。機三太は禁錮の身でありながら他處に居つたのを慚ぢ、屋後より逃れて專念寺に還らんとした。途中に小流があつて獨木橋が架してあつた所を渡る時跌き倒れた。其の所へ追兵が逼り來つて之を斬つた。附近に家族の寓があつたので急ぎ荷ぎ入れたが終に死んで了つた。機三太は劍を善くした。若しこの時、謹愼の責なかりせば寸鐵を帶び居らざりしと雖も必ず觀るべきものがあつたに違いないと時人は語つて居つた。

十二日御本營から左の御達があつた。

金　革　隊　へ

別紙之通願出候間引渡可申事　二月　(別紙)

首謀之家來鳥居三十郎儀別紙之通東京へ差出可申旨以御附木（附木の二字不明、或は附札か、編者誌）御差圖相濟候處、當時金革隊御預中の者に御座候間、繫藩家來共へ御引渡相成候樣御差圖被成下度此段奉願上候以上

内藤三郎家來
器械方　八子子六

三月五日鳥居三十郎、同藩重野兵馬、矢部金兵衞へ引渡さる。

鳥居三十郎（時に年二十九）は三月七日村上を發す。大目付役伊勢朔平、中小姓五月女滿三、徒目付役松永文左衞門、肝煎役澤井八十一郎、元締手附役板垣錄之助、下横目役花田廣助、土屋久之助外に足輕五名警衞し、家宰武藤茂右衞門隨従す。二十三日東京へ着し、澁谷の藩侯別邸に居る。五月十四日左の令達ありたり。

昨臘依　御沙汰取調差出候刋逆首謀鳥居三十郎今般刎首被仰付候條於其方所置可及言上事

五　月　　軍　務　官

内　藤　三　郎

五月十六日村上藩重役より差出せし、藩地村上に於ての所置の願聞届けらる。

五月廿日東京發程（警護及び道筋は前に同じ）、六月三日村上に還送され、鳥居家の菩提所たる安泰寺に入る。同月廿五日同寺に於て自裁す。之れを爲すに先だち厠に至つて放尿をなせるに沛然として逸走した。座に復し莞爾として曰く、善矣と。而して茶を喫し、席に居る者と徐に款語すること數分時であたつと云ふ。實に亦心氣が常と變らぬことを知るべきである。此時の警衞兼檢使は、正使として目付役矢部金兵衞、副使として番頭役進藤彥右衞門、介錯は山口生四郎、篠田甫作の兩人にして、生四郎刀を取る。此時の刀は關の兼則にして、現に山口駒吉方に秘藏せらる。明治十六年八月朝廷より命あつて、家名を復興し其の祀を繼承せしめらる。

家　名　再　興　之　寫

元村上藩士族　故　鳥居三十郎遺族

故三十郎儀維新の際王師に抗し叛逆主謀の罪により家名斷絕被申付候處特典を以て自今家名再興差許候旨太政大臣より御達相成候旨本縣より被達候條此段及通達候事

明治十六年九月一日　岩船郡長　伊　藤　退　藏

四月六日の夜、隊卒篠村勇が村上藩人の爲めに殺された。八日篠村を殺した村上藩人四名の姓名を御本營に申達し、即刻召捕へられて罪科に處せられた。

山脇小市（後に玄眞）は山脇大藏の嫡子である。大藏は夭折し、弟鉉四郎（後に機三太）其後を繼ぎ、小市を養嗣子となす。故に機三太は小市の養父である。機三太が害に遇つた時小市は年廿三、養父の横死を慨嘆し、復讐の志あり。若林虎男（時に年卅、後に安靜）、高橋左司馬（悌次郎、時に年廿七）若林準之亟（虎男の弟年廿七）は共に小市の從兄であつた。故に小市が仇を討たんとするに當つて、之が助太刀を爲したのである。中條驛の北端に野中と云ふ處がある。篠村勇は此地に隱捿して居た。思ふに之れは一身の危難を慮り、隊長の了解を得て村上を距る六里の境に潜居して居たものであらう。村上片町に小林甚六（平左衞門の弟）なる者があつた。篠村の博徒の友である。故に若林等は甚六を誘つて先導となし、四月九日（小林政司の日記には六日とある。）夜に入り、篠村の居を訪ふ。

山脇小市、若林虎男は屋前に潛み、高橋左司馬は屋後に居つて警戒し、甚六と若林準之亟は屋內に入り、甚六の同輩で其の博徒の子分と僞り稱した。親分である某は篠原に對して債權あることを甚六から聞知して居つたので、準之亟は其の償還の督促に來た者の如くにした。が勇は談話中に、甚六等の眞意は債務に關する事ではなくして、危機の身に迫れるを覺り、跳起きて行燈を蹴つて闇黑となした。勇は側の刀を提げ闇に乘じて屋前に逃る。小市は刀を揮つて斬り、勇は創を負ふて田間の徑路を取りて走る。準之亟と小市と虎男は追蹤し、左司馬も亦別の路から之を追ふ。準之亟が勇を捕へた所を左司馬來つて之を斬つた。其の鋒端が誤つて準の拇指下及び左膝上に觸れた。小市は勇を刺し殪して、即夜相携へて村上に歸つたと云ふ。準之亟の創傷は出血が止まず且つ黴菌の爲め侵され一日を越えて四月十一日肴町西寶院で歿した。

復讐事件に關して本營より撿按され、村上藩に預けられ、幾もなく其の罪を宥された。小市は後兵學校に入り、西南の役に肥後の八代口を攻めて銃創を負ひ、隻脚を失つた。後陸軍中尉に進み、十七年三月病んで村上の鄕居に歿した。

十五日左の御達があつた。

金革隊長　小林政司

今般內藤家へ舊領地下賜村上城御引渡相成候に付兼而御預被成置候十五人の者同藩より請取の者可罷出筈に付可引渡候且其隊轉屯先之儀者追而當局より可及指揮候

右之通從本府仰に付申達候條可得其意候也

四月　　　村上局

十七日降伏人十五名同藩重野兵馬、高橋新左衛門兩人へ引渡した。

右十五人は某月日東京に召致せられ、紀州侯の邸に御預けとなり、次いで美濃加納藩永井侯濱町の邸に移され、後其罪を免されて歸藩した。

五月朔日村上から中條驛へ轉陣した。

慶應四年八月村上城が陷つた時、城下に止つて官軍に降つた一部の藩士及び家族等は城門外の飯野、堀片の邸宅に假居し、其十月下旬庄內温海村から歸藩した家族であつて、居所が城廓內に在るものは村上町、又は近鄕の村家に寄寓し、十二月に至つて城の北郭なる表新町、裏新町の居所に入ることを許さる。翌二年三月曩に各寺院に謹愼して居つた藩士に恩宥の命があり、そして二の丸、三の丸の邸宅は金革隊が中條驛に屯營を移した後皆其の舊宅に住することが出來る樣になつた。

十二月二十一日中條から水原（當時は水原縣と稱す）に轉營を命ぜられて同處を守衛した。

是の月民部省より戊辰の役に際して賊徒掃攘の砌、盡力少からずとして、小林政司に其の身一代苗字帶刀差許し、三人扶持を下し置かれた。明治三年二月東京に移り、元淸水邸內に屯營し、從來の居之隊、北辰隊、金革隊を合併（九個小隊）して第三遊軍と改稱せられ、佛蘭西式の訓練を受くることゝなつた。四月十七日駒場野に於て練兵の天覽があり、行幸供奉御後軍第十三大隊の中に編入せられて、終日調練があつた。五月二十四日松田秀次郞、遠藤七郞、小林政司の三名第三遊軍一同の總代となり、賊徒平定の今日、鄕里には父母妻子もあり、歸籍して先祖の家業を勉勵したいとのことを兵部省に願ひ出で、九月廿日願に依り解隊申付ける旨達せられた。元金革隊に屬する解隊當時の人員は小林を合せて百二十二名あつた。十月七日大野村に歸り、九月付兵部省より小林政司に其の身一代新潟縣

貫屬士列に加へられる辭令があつた。

小林の日誌中には更に解隊人員の歸籍地を再記し、新潟縣に五十三名、新發田藩地に五十五名、菊間藩地に五名、高崎藩地に三名、村上藩地に二十一名、柏崎縣に一名、關宿藩地に一名とあつて其の計百三十九名となり十七名の差がある。（活字誤植の理由に依るならん）そして村上藩地に二十一名とあるのは三條陣屋管下に屬する町村のものであることを知る可きである。

一〇、藩主と領民

村上歴代藩主が善政を施すために、如何に苦心されてありしかは、其當時の記錄に依つて、最も明瞭に、最も詳細に知る事が出來る。內藤信敦公が寛政七年（二四五五）藩主に就任後、初めて江戸邸から、村上へお出でになつた。其前後の準備から道中の模樣、約一ケ年間村上に在城されて又江戸へお歸りになつた、其の間の種々なる行事、領內を巡視されて親しく民情を知らるゝと同時に、孝子節婦の表彰を行ひ、高齢者の慰安に努められ、以て民の心を安んぜられた事、又其當時の寺院、社家に對する取扱ひ、町村の政治に預かる吏員卽ち大年寄、御用聞、年寄、御用達、組頭、（以上は町に於ける吏員）大庄屋、庄屋、（以上は村に於ける吏員）に對しての巨細に渉る心遣ひ、之れ等の人々の權威、人民との仲間に立つての職務執行の狀況等、あらゆる方面に渉つて知る事が出來る。同時に封建制度の藩主と領民との關係が、今日の地方行政官と人民との關係の比較でなく、全く陛下と臣民との關係に類似して居る点に肯くであらう。本編は『寛政七年殿樣御初入部より、御發駕まで、諸用留帳』と稱する、村上町役塲所藏の記錄中より摘記したものである」（文体は原文の儘とし、說明は編者記述）

藩主（信敦公）初御入部

藩主の御入部につき、準備方に對する通牒及記錄

寛政六寅年十一月十三日

一、久保多町御馬塲御普請所へ、大年寄お見舞申上げ候。御作事御役人御出役當月上旬より始む。

一、先年御入部の節、並に此の度御入部の心得、組々より書付を以て申上候樣仰せ出され候。右心得書當町より、左の横折帳に相認め差上ぐ。

一、御入部以前に橋々破損の處、取り調べ申上べく候。

一、初御入部の節、お出迎ひ場所の儀、瀨波町の手前へ罷り出で申候、即ち左の通り。

大年寄　年寄　御用聞　御用達

羽黑神主江見大和儀、裝束にて、松原瀨波町と村上町の境へ罷り出で、御祓献上仕り申し候。お出迎ひ候者、病氣差し合ひ等之れあり候へば、二三日前に申上ぐべく候。

一、御入部の節、お通り筋、掃除入念、敷砂いたし、銘々の宅前へ、水桶さし出し置き申し候。

一、殿樣御入部御祝儀、御城へ申上候節、大年寄兩人、年寄十七人、町々用聞、

右銘々扇子二本づゝ差上げ申候。扇子五本惣町中。

右惣代となり、大年寄一人お禮相勤め申し候。寺社殘らず、御禮相勤め申し候。

一、御入部遊ばされ候お歓びとして、大年寄、年寄、御用聞は即日相勤め、寺社組頭は翌日相勤め申候。麻上下着用

一、お國お巡りの節は、お通り筋の町々年寄、町々境へ罷り出で申し候。大年寄一人はお出迎ひ、一人はお見送りとして、町境兩口へ罷り出で申候。

一、殿様五社へ御參詣の節、大年寄一人は御門先へお出迎に罷り出で申し候、一人は羽黒町端へお見送り仕り申し候。お通り筋の町々年寄は、其町限りお出迎ひ仕り、並に天神社へも、大年寄一人、片町年寄罷り出申し候。卯四月殿様御入城の節は

一、町々火の元を大切に致し、別してお通り筋の町々は外へ、立申さず候様、當節蚊やり火等まで心付申すべく候。

一、火の廻りとして、組頭一人、添人一人、一町内時々相廻り申すべく候。

一、辻小路立番の儀一ヶ所に組一人を以て立付着用、添人二人づゝ差し置き申すべく候。

一、鍛冶屋、綿屋、油〆屋其外、諸職人等まで、御入城なされお濟みまで、物靜かに致すべく候。

一、お通り筋の町々に、材木其外石土類なりとも、積みおく事、並に干物等相成り申さず候。

一、亂心体の者之れあらば、お通り筋へ出し申さず候様、申付けべく候。

一、お通りの節、町々へ走りの者町端へ罷り出で候て、お先拂より二三町先へ、御見なられ候はゞ町内へ打水、掃除等入念になし申すべく候。

一、お通りの節、店の掛物一切相成り申さず候。

一、お通り筋の町々より、松原まで、遠見一人差し出しおき候事。

一、御入部の當日、年寄はお出迎ひに罷り出づるにつき、月番組頭は諸事心付取り計ひの事

一、御入部の當日お通り筋の家に簾をかけ申すべく候尤もお出先巻き上げ置き申すべく候

一、犬猫鶏の類、お通り先きへ、出申さゞる様致すべき事

一、御入部の日、平林まで、遠見二人、但御出極められ候はゞ知らせ申すべき事。岩船町へ、同四人内二人は岩船へお着極り候はゞ知らせ申すべき事。二人は岩船にてお供揃の極り候はゞ知らせ申すべき事

一、御入部前後とも、町々夜行心得の事。但し六月上旬より

一、殿様御當着の日にお待合せ宿の儀

町役人宿　瀬波町　養泉寺

御用聞　善福寺

御用達　善福寺差合差(かかり)　千手寺

一、殿様へ御祝儀申上候節、麻上下羽織袴並に寺社、組頭、年寄、庄屋相勤め候分等、書付を以て申上候様に仰せ付けられ候

寛政七卯年正月元日

一、御高札、御名御改めにつき、取り集め明日差出す様、仰せにつき、安良町年寄藤八を以て、御役所へ差上げ、同日御名お書き替出來

正月十四日

一、殿樣益々御機嫌よく、御超歳遊ばされ候、お欽び明十五日前々の通り相勤。お取次衆よりお廻狀の寫

江府よりお飛脚來り候處。殿樣去る四日御剪髮濟ませられ候段申來り候。右お歡びのため明十五日廝上下着用前々の通り、相勤め候樣お達し之れあり候以上　二月十四日

右の通り仰せ出され候につき、大年寄全主一統、惣町年寄此度は廝上下、組頭は羽織袴。但し明和二丙年日記見合せ、右振合を以て此の如くに候

三月三日

一、江戸表に於て去月十一日、殿樣御國へのお暇仰せ上げられ、御取り納め御座候旨、御役所より仰せ聞き候。尤も膽物としての御事に候。右の趣き、拙者共より組々大庄屋中へ相達し候樣仰せられ候につき、廻狀を以て申達す。立島組へも幸便に申達す。

四月廿二日

一、殿樣お通り筋の町々の道普請致し候樣、去冬より、年寄中へ申聞置き候につき、今日猶又申達す尤も近々より取掛り申べき樣相達す。其後諸事見分のため、大年寄惣町中へ相廻し候

一、殿樣御入部前後は御用も多く候間、例の通り月並期日十日二十日定日にて年行事所へ寄合致すべき事相達す。

一、御取次殿よりお廻狀の寫。手紙を以て申達し候然ば

殿樣御緣談御表向仰せ合はされ相濟み、並に去る十一日右お願ひ御先年市岡丹後守樣を以て、御用番樣へ差上げられ候。依てお歡びのため、明二十七日裡付上下着用お勤め。尤も前格の通り相達候以上　四月廿五日

一、御取次殿よりお廻狀の寫。廻狀を以て申達し候。然らば、御入部並に御巡村御道拵への塲所見分のため、御徒目付殿一人、井堰方一人明後十日左の通り、組頭に廻村之れあり候間、道筋、傍にさし切等いたし、差支へ無之樣取り計ふべき旨お申達之れあるべく候以上

五月八日

伊久美達次

牧庸之進

組々大年寄中

年寄

十日より始

村上町　相川口より

門前村へ向　日下組

新保組　上海浦組

瀨波町　岩船町

小口川組　殿岡組

追啓休泊の儀は差掛け申付けらるべく候間、申合取り計ひ之れあるべく候以上

十日大年寄並に片町年寄、大町庄內町年寄兩人罷出

御出役

鈴木安右衛門樣

木村松藏樣

道筋御見分の上、南は村上町支配、北は山邊里村相川村支配に候間追て普請の節、双方立ち會ひ、道の中央境に以來其心得にて取り計ひ候樣被仰せ聞候。尤も其場に、日下組大庄屋佐藤八郎右衛門大年寄中村直助立會ひ、承知致し候

一、右お役人殿同月十五日牛澤口よりお歸り、山居道御見分相濟。町役先日の通り罷り出大年寄藤山善藏出勤。

一、御廻狀申達し候。然ば江戸表よりお飛脚到來の處、去月廿四日、殿樣召され、御登城遊ばされ候處、御緣談お願の通り仰せ出され候旨申來り候、依て御歡のため、麻上下着用明後四日前格の通り、お勤め寺社其外とも先例の通り、お取り計ひ申すべく候以上　六月二日

右お歡び大年寄並に帶刀御免、御用聞麻上下其外平服、寺社組頭とも相勤。

六月四日

一、殿樣多くは廿三日頃御發駕にて、來月二日方、御着城遊ばさるべく相聞き候。此段其元方より組々へも、內々通達之れあり、可然の旨、今日お取次殿より仰せられ候につき同日組々へ拙者より通達いたし候。

廻狀を以て申達し候然ば、來る廿日例の通り御城拜見仰せられ、五つ時、町宿へ相揃案內之れあるべく候此段申達候以上

六月二十三日

一、江見大和殿より、御子息を以て申し越候。承り候へば、お江戸表　殿樣今日御發駕遊ばされ候由依つて自分切り今日より御着城まで、御道中御安全の御祈禱修行致し候間、御届申上候と申來り候につき、翌二十四日御取次衆まで申上る。七月朔日御祈禱のお被祓大納戸へ差上候旨届有之。

一、江戸表御飛脚到來の處殿樣去る十五日御暇蒙らせられ、仰せの後兩御丸御拜領物遊ばされ候段申來候。依て御歡びのため來る廿六日麻上下着用、お務め前々相勤め候者へも御達し之あるべく候

一、殿樣今二十三日江戸御發駕、來月二日御入城遊ばされ候此段申達候以上六月二十三日（御取次お三人組々へ）右御歡び相勤候面々、年寄組頭迄麻上下着用

一、町々にて七夕祭は例年の通り、七月朔日より子供稽古等相成らざる旨申觸れ候、尤も殿樣御入城後は例年の通り相心得申すべく候、朔日二日は差留め候

一、殿樣お通り筋拜見の者は、店の敷居內莚にても敷き、尤もひさしは莚なし。拜見は勝手次第。寺院方なりとも板敷の處は相成らざる旨申達。

一、右同所格子覗き拜見相成らず。依て格子の簾を取り拂ひ、格子立切り又は取りはづし見透し之れなき樣申達。

一、瀨波濱お出迎場所こしらへに、六月廿九日寺町年寄治助、人足引連れ罷り越し候。尤も右町年寄中へ相屆。

一、お出迎に罷り出候面々、七月二日朝五つ前揃へ罷り出候樣相達。

一、瀨波お待合宿にて晝飯の儀は、大町年寄作右衛門の世話にて、養泉寺へ相賴み此方より賄人遣はし、晝飯いたし候但し廿人前程。

一、嶋田內匠樣瀨波町へお出相成り候につき、通し御案內小町組頭一人羽織袴にて瀨波境松原迄。

一、縦山治左衛門様右同斷、塩町組頭一人右同斷
一、夏目治郎右衛門様岩船町へ、お出相成り候につき右同斷、上町組頭右同斷、七湊村境迄
一、殿様瀨波町より、お出極り候節は、通御案内追手御門まで。但し大町甚兵衛邊迄寺町組頭麻上下羽織上帯緒引

七月朔日

一、穢多非人へ年行事所より申付け候は、殿様お通りの節、不作法の儀之れなき様、火の元等大切に致すべく申付。
一、七月朔日夜四つ時前鄕御會所より、急ぎ御用の由にて早速罷り出候様申來候につき、大年寄中村直助罷り出候處、
殿様津川驛御晝より御不例に御座遊ばされ候。依て明日御入城御座なく候旨仰せ出され候。此段町々年寄、御用聞へ廻狀を以て相達。江見大和、東山主膳へも此旨相達候様仰せきかせられ候につき、右町年寄傳右衛門申達す。

七月二日

一、殿様津川にて御逗留遊ばされ候御機嫌伺として、牧庸之進様、大年寄兩人罷り出候
一、七月二日朝六つ半時、江見大和殿より美濃之亟殿を遣はし候は、殿様津川驛にて御不例御逗留遊ばされ候旨、年寄方より相聞き候につき、御目出度御着城成らせれ度き様、自分にて御祈禱修行致候届之れあり。其旨お取次ぎ御役まで、右同人より申上候由之れあり候。（次に祈禱修行の事、大庄屋、用聞等津川迄御機嫌伺ひせし事、御守札差上げたる等の記事あり）

七月九日

一、殿様益〻御機嫌よく昨八日津川驛御發駕遊ばさる。
御泊　綱木　五十公野　黒川　　御晝休　岩船
明後十一日御着座遊ばされ候此段申達候
一、朝五つ時大年寄、年寄瀨波町養泉寺へ相詰め御用聞、御用達千手寺へ相詰め候。
一、瀨波町年寄六郎治金藏方へ大年寄兩人立寄。
一、瀨波町へ牧庸之進様御出勤、御休所へ大年寄兩人御挨拶に罷り出で候。
一、瀨波濱御出迎場の事。東山主膳より二三十間も手前に大年寄、御用聞、年寄、御用達。又二十間程も手前に御奉行所。
一、殿様御通り遊ばされ候とも、其儘瀨波町裏道通り松原へ罷り出で、夫より年行事所にて袴にて拜見致し候。
一、御着城遊ばされ候時分、大年寄兩人御奉行所御取次殿へお歡び罷り出候。年寄右同斷御用聞も相勤む。
一、羽黒町年寄は年行事所より、罷り歸り、羽黒への御代參お出迎相勤。
御出迎相勤候面々左の通

大年寄　藤山善藏　御用聞　大和屋　久左衛門
同　中村直助　同　播摩屋　甚藏
御用聞　伊與部助次郎　同　宮川屋　彥治郎

大町年寄　作右衛門　御用聞　堺屋　三右衛門
上町年寄　又八　仝　庄内屋　彌治兵衛
長井町仝　伊助　仝　米屋　喜右衞門
安良町仝　藤八　仝　新潟屋　助右衛門
小町仝　源兵衞　仝　大藏屋　平兵衛
寺町仝　治助　御用達　近江屋　平之亟
細工町仝　十右衛門　仝　金屋　忠右衛門
小國町仝　常右衛門　仝　越前屋　覺兵衛
鍛治町仝　七郎治　仝　八百屋　惣助
肴町仝　彌助　仝　同　又右衛門
庄内町仝　彌惣右衞門　仝　肴屋　文右衞門
片町仝　助右衛門　仝　大工棟梁　甚藏
同町仝　七右衛門　仝　同　彥市
羽黑町仝　傳左衛門　仝　同　金右衛門
塩町仝　太兵衛　仝　木挽棟梁　長左衛門
加賀町仝　仁右衛門　仝　屋根屋　太右衛門
御用聞　小松屋　儀右衛門　仝　同　太治兵衛
仝　小松屋　六右衛門　仝　疊屋　平四郎

御用達　鍛治屋　清四郎　御用達　日雇頭　太七
仝　蠟燭屋　彥左衛門　仝　菓子屋　善兵衛
仝　大町　甚兵衛　仝　紺屋　幸七
仝　塩屋　儀兵衛　仝　加賀町　甚六
仝　油屋　惣助　仝　合羽屋　久米右衛門
仝　同　藤兵衛　仝　石屋　新六
仝　小國町　斧右衛門　仝　大町　利左衛門

（豫定通り七月十一日内藤信敦公には所謂大名行列を以て、正々堂々と初御入城せられたる事ならんも其記事なきは遺憾なり）

藩主在城中の諸行事

七月十五日

一、江見大和殿より丹波殿を以て申越し候は、今日四つ時前、殿樣御代參として、中嶋熊治郎様お出相成り候。尤も前以て御案内等之れなく、急の御事に候。依て御同人様へお尋ね申上候所殿樣御内證の御參の旨に仰聞き候。先日御代參には御初穗金百疋、今日は金五百疋に御座候。

一、殿樣明十六日五つ時御供揃にて、光德寺、安泰寺へ御佛參遊ばされ候。依て御通り筋道掃除に念を入れ、大年寄一人は追手御門先、一人は安泰寺門前邊へ罷出で、大町、小町、塩町、右町の年寄は、町分境へ罷り出候様にとの御沙汰につき右の趣き申達。

追手先大町寺町口に右兩町より組頭一人づゝ添人一人づゝ、小町口右同斷。小町安泰寺、法音寺小路へ立番、塩町利兵衛、市衛小路同斷

大年寄中村直助は追手先、大町甚兵衛門口邊まで罷り出で、大町年寄作左衛門は甚兵衛店角へ罷り出。お歸りの節、大町助次郎側右見渡しの場所へ罷り出で居り。町お組殿お先拂ひ大町助次郎、甚急の用向き利助前より御往復共。朝五つ時前より町役人罷り出づ。御通行は九つ時。

（以下記錄に依り、藩主の在城中の模様を記事体にして記載す。）

七月廿六日　殿様御家中御巡廻として、六間町、菓子町、本町、上町を巡視相成る。通路は飯野御門より、飯野傘松を通過し御徒町、菓子町、上町より飯野御門に入り山邊里御門へお出で、堀片御通過と定む。

七月廿七日　殿様久保多町馬場に於て、御乘馬あり、後同所より秋葉脇、土居御通り立堰より御乘船の上瀬波へお下遊ばさる、日暮れにお歸城遊ばさる。

七月廿九日　天氣次第お川原にて花火御見物の事なりしも風雨のため延期して、八月朔日に漸く御見物遊ばさる。（御花火拜見に出る町年寄等は羽織着用、脇差を帶し、提灯を持たせおく樣達しあり。大年寄中村直助も羽織袴に出でたり）

八月三日　殿様御社參詣遊ばさる。

天神社　八幡社　神明社　愛宕社　羽黒神社（編者曰、此の時未だ藤基神社當地になし）

八月十一日　殿様御初入部御祝儀申上候樣仰せ付けられ候。

大年寄　年寄　寺社　御用聞　御用達

右御年頭御禮相勤め候面々仰せ付けられ候。差上物の儀は別紙出席順書の通り

覺

御鏡餅	御豆粉包 御熨斗包	江見大和	仝	瀬波町	大龍寺
扇子	淨土宗	淨念寺	仝	瀬波町	善福寺
仝	仝	淨國寺	扇子	法華宗	經王寺
仝	仝	專念寺	仝	仝	妙法寺
御禮扇子	眞言宗	自在院	仝	仝	妙性寺
仝	仝	西寶院	仝	仝	長法寺
仝	仝	最念寺	扇子	淨土眞宗	善行寺
仝	仝	眞福寺	仝	仝	善龍寺
仝	仝	彌勤寺	仝	仝	光濟寺
扇子	禪宗	滿福寺	仝	仝	等覺寺
仝	仝	善澤寺	仝	仝	行恩寺
仝	仝	常福寺	仝	仝	願淨寺
仝	仝	龍皐院	仝	仝 西ノ方	西眞寺
仝	仝	長樂寺	一束一本	湯殿行者	十輪寺
仝	仝	寶光寺	御禮扇子	仝	觀音寺

仝　寶性寺　仝　清敎院
仝　法音寺　仝　大寶院
仝　養泉寺　仝　吉祥院
御禮扇子　山伏　大智院　仝　儀寛坊
仝　仝　極樂院　仝　瀨波町　千手寺
仝　仝　寶重院　仝　岩船町　神宮院
仝　仝　保全坊　仝　八幡宮社司　主膳
仝　仝　定山坊　仝　十二社々司　和泉
仝　仝　智樂院　仝　瀨波氣比宮社司　濃信
仝　仝　觀照院

外大年寄、御用聞、年寄御用達前揭の人々より扇子

寬政七年正月六日年頭の禮として朝六つ半時御城へ參り御禮申上ぐ。お勤の方々左の如し

御奏者　美濃部八大夫　嶋田新左衛門
　　　　鳥居數馬　久永亘理
進物お取次　櫻井太郎左エ門　石黑甚助
　　　　島田新助　夏目彌門
　　　　近藤門彌　五月女甚五右エ門

殿樣御幼年（編者曰當年十七歲）中御機嫌よく御入部も滯りなく、それ以來益〻御健かにゐらせらる

ゝに依り、明十六日五社へ御代參仰せつけられ候間此段お達し之れあり候以上

正月十八日三の丸御會所へ四つ時前左の通り者共同道致す樣仰せ付けられ候。

大年寄御用聞、年寄惣代二人、組頭惣代二人、御用達惣代二人、年行事一人、在町一宗一派二ヶ寺院づゝとあり。（以上に依り前揭寺院の外のもの揭載す）

淨土宗　岩船町　弘願寺　仝　塩谷村　高泉寺
仝　女川村　弘長寺　仝　岩船町　寶勝寺
眞言宗　岩船町　最明寺　仝　同　長慶寺
仝　同　成就院　仝　同　海天庵
仝　同　五社寺　仝　同　楞嚴庵
仝　同　岸源寺　仝　同　藤泉庵
仝　九日市村　塔光寺　仝　同　地藏院
仝　桃崎濱　龍福寺　仝　山邊里村　光德寺
禪宗　七湊　海藏寺　仝　小川村　金源寺
仝　下助淵村　長延寺　仝　大場澤村　普濟寺
仝　山屋村　阿彌陀寺　仝　新保村　大儀庵
仝　差合村　光明寺　仝　布部村　妙童寺
仝　有明村　光淨寺　仝　同　龍泉寺
仝　殿岡村　龍源寺　仝　三面村　龍穗寺

仝　天神岡村　常榮寺　　仝　養福院

仝　日下村　鑑定寺　　仝　觀法院

仝　間島村　仲雲寺　　仝　養樂院

仝　柏尾村　柏樹庵　　仝　寶明院

仝　鵜泊り　泉龍寺　　仝　岩船町　明王院

仝　門前村　移春庵　　仝　八日市村　不動院

法華宗　岩船町　本證寺　　仝　有明村　文殊院

淨土眞宗村上町　光淋寺　　仝　大葉澤村　天龍院

仝　同　本悟寺　　仝　仲間町　大行院

仝　同　西敎寺　　仝　七湊村　和光院

湯殿行者塩谷村　鳥福寺　　仝　寺町　大聖院

仝　差合村　金別院　　仝　宮前村　大葉院

修驗　智禪院

殿樣御初入部御祝儀として右の通り名前の者共へ、御目錄並に錢、町中組頭惣町中へ下しおかれ候。

金二朱宛　寺院　　金百疋宛　大年寄へ　二人

金百疋宛　伊與部助次郎　宮川屋彥次郎　錢一貫文　大和屋久左エ門　播摩屋甚藏　外御用聞

錢五百文宛　御用聞　惣町年寄　一七人　錢三百文宛　同組頭一四九　御用達三二人

錢五十貫文　惣町中　錢二百文宛　年行事二人

錢三百文　伊之助　錢一貫文　定　郎

錢五百文　非　人　錢一貫文　穢　多

惣町中へ下しおかれたる錢五十貫の割

一羽黑町　八八軒　長井町　五六軒　上　町　二九軒　大　町　三八軒

小　町　五四　庄内町　一〇九　加賀町　五四　久保多町　一〇七

下片町　七九　上片町　七一　塩　町　一一八　寺　町　四六

大工町　三三　安良町　六七　小國町　八三　鍛冶町　五〇

肴　町　一三〇　細工町　八七

計　一二九九　一軒につき三十八文五分宛

正月廿一日四つ時御供揃ひにて、五社へ御參詣遊ばされ候。御道筋の儀は、天神より八幡、それより順々羽黑より御歸路、長井町より御歸城遊ばされ候。此段筋々へお申觸之れあるべく候。

一、江見大和殿より申出候は、社家並に巫女より御祝儀として御鏡餅献上仕り度旨願ひ出で候。

藩主領内の御巡視

一、此度御領分御巡村の儀、來月中旬仰せ出され候、御休所修覆等手輕に致すべき事

一、賄の儀上下共に一汁一菜に限り酒堅く無用の事

一、農業の者はお通り筋にても、お構ひ之れなく。尤も當日養ひ草等を燒き候儀は無用たるべき事、

一、御休遊ばされ候村方は勿論、近村共に物靜に相心得、尤も御本陣近所は無用のもの猥に徘徊は無

用たるべき事、
一、御胴勢に至るまで、諸事不禮等之れなき樣相心得申すべき事、
一、火の元別して入念大切に御心得べき事、
右の通り仰せ出され候間心得違ひ之れなき樣相心得べき事　辰二月（右の通牒と共に各町村に九十歳以上の長命者並に孝子節婦等取調べ方御出されたり。）
御巡村の儀は兼ねて中旬の仰せだしに之れあり候處、此節天氣揃はざるにつき、下旬の御積りに相成り候此段申し達候以上

御巡村につき御案内帳

一、田　二十町八反二十八歩　一、畑　百七十六町六反八畝二十一歩
計　百九十七町四反九畝十九歩　高　千三百四十七石五斗八升九合
取米合　四百八十六石七斗八升七合
一、町數　十七町　一、本家　七百八十六軒八分
右竈數千五百一軒
去七卯年御改人高
一、六千二百七人　內男三千百七十人、女三千三十七人
此譯　惣町中　五千九百二十九人、寺社　百八十八人、穢多　二十八人、非人　六十二人、
一、寺　三十三ヶ寺　淨土宗三、眞言宗五、禪宗八、法華宗四、淨土眞宗九、湯殿行者四、
一、社家　四軒　修驗　十五軒

御巡村　初日　上郷兩組、　二日目　下在兩組、　三日目　上海浦組、
右來る十日御初巡遊ばされ、天氣次第に御巡村の積りに仰せ出され候。此旨組々へも其元方より御申達之れあり候樣存じ候。
一、四月十日岩船町より上鄉へ御巡村につき、朝六つ時に用意し、町々年寄出勤し、大年寄は同刻より出勤し、兼ねて申達しおき候場所々々へ罷り出候。
殿樣は四つ時前御出馬、七つ時過ぎ御歸城。
一、四月十一日下在へ御巡村につき、昨日の通り相達し、四つ時殿樣御出馬にて、七つ時過ぎ御歸城御巡村の際に孝子節婦九人、九十歳以上の高齢者十三人に對して、御祝儀として俵子二俵宛を御下し置かれたるもの左の如し
一、父並祖母に孝行　小町七郎右衛門伜　幸　治　郎
一、兩親に孝行　元細工町當時塩町　紋右衛門
一、母に孝行　鹽　町　治右衛門
一、母に孝行　庄內町彌助弟　三　治　郎
一、父母に孝行　庄　內　町　平　之　亟
一、父母に孝行　下　片　町　彥　六　郎
一、養父に孝行　仝　町　久　次　郎
一、父母に孝行　仝　町　松　之　助
右の者共へ、今日　殿樣御通行の節、右町々において下しおかれ候。尤も殿樣御通遊ばされ候少し先

へ鄉方御徒士目付殿お出で、其者へ右お書付を御讀み聞かせられ候。其内に殿樣御通り遊ばされ候。
右お禮として、其町々年寄同道致し、左の通り相勤め候

御奉行所　御徒士目付殿　御取次衆　町御組御小頭衆

右下されたる米のお手形、卽日お渡相成り候に付、右町々年寄相渡しお米は十三日にお渡なされ候。
其節町々年寄差添へお藏へ罷り出で候。

一、十二日は雨天、十三日は御精進日につき、御巡村御延引仰せ出され候。

一月十四日　上海浦組へ御巡村、朝四つ時前、御出馬にて、七つ七分過ぎ御歸城。右御機嫌伺のため大年寄、年寄即日相勤。

一、母並に夫に手厚し　安良町　淸兵衞後家きよ

右御祝儀として俵子二俵下しおかる。（編者曰、村上町以外の町村にても、孝行節婦として、表彰授賞されたるもの必ずあらんも、町以外の記錄なきを以て、不明なり。遺憾とす。）

一、當祭禮に寺町、大工町、長井町より仕組み差出し候趣き、五月下旬より町々へ相聞き候處殿樣御上覽之れあるにつき、例年とは違ひ、六日に町々相廻り候儀相成り申間敷、御上覽以前は仕組惣町へ相廻し申さず、八日に惣町へ相廻候樣、誰云ふともなく御家中町在一同に申觸候。

一、殿樣御上覽の御場所は、大年寄一人相詰め候樣仰せ付け、朝六つ時過ぎ罷り出で候。御物見は三の丸御會所、元御吟味所の角を御普請なされ、御物見邊は御近習殿、御奉行所、御徒目付殿、御取次衆、御横目付御組殿御圖りなされ候。

一、殿樣御上覽の御前、羽黑御輿居奉幣祝言神樂之れあり候。

御初穗金百疋、右お下しおかれ候。

三之丸より、九つ半時分、惣車出で町々張御番所前にては、藝を致さず、町々年寄宅前にて、藝を致し候處、寺町の仕組は安良町年寄前、大工町仕組は大町年寄、長井町は小町年寄前にて、右町々限りにて、其外は藝なし。

御取次殿よりお廻狀寫。今晩於下渡川御花火之れあり候間、町々の者拜見に罷出で候事に存じ候。町々無作法之れなく、並にお目障りに相成り候場所にて、拜見致さず候樣お申達し之れあるべく候。

三條輪番登城

七月四日

一、三條御輪番上下〆十三人、等覺寺に御到着

一、六日御登城、右につき六日朝六つ半時、御奉行遠藤加苗樣、右等覺寺へお出でなされ、夫より御登城、御輪番五つ時御城下之れあり候て、御若年寄嶋田内匠樣等覺寺へお出で、夫より御使者矢野迭平治樣等覺寺へお出で夫より御奉行縦山治左衞門樣等覺寺へお出で、右につき御通筋の道掃除を申付け、町々年寄は當御役人樣方へ、町分御案内致し候、大年寄善藏は細工町等覺寺近所にてお出迎送相勤。

藩主江戶へ發駕

一、殿様江戸御發駕は八月四日方の由、兼ねて承り及び候につき、其の節は人馬の儀村上宿へ仰せつけられ候につき、今日馬の儀は大町重五郎へ申付候様、年行事所に於て右町年寄作右衛門へ申聞け候。但し馬二十五疋の内、往來用意三疋計りも、引殘り懸けおくべく候様相達す。七月廿六日

覺

一、御發駕御定日來月四日の事

一、御通り筋、道橋掃除

一、御案内の事

一、寄馬村上町にて役馬引殘り馬、小口川組大庄屋許へ別格申達。右組より組々へ割合相の事。但し岩船町共入、

一、町在中御見送の名前帳、朔日までに差出申すべき事、

一、御發駕御定日立島組へ申遣す事、

一、山居前へ御奉行役一人休息宿、東林寺、

一、初めて御發駕に付き、當日詰下助淵に御奉行所役一人宿一軒用意、

一、九日市村へ御代官役一人、堰役一人當日詰宿二軒用意、

一、御發駕後町在中寺社迄御欽びの事、

一、來る二十九日瀬波渡の船、鹽谷濱へ相廻さしむ。右代り船は下渡羽下淵渡船の內にて相用申すべき事、

一、立堰に之れあり、御遊山船、奥臺共につき同日塩谷濱へ相廻す事

一、塩谷町にて同所渡し船並に瀬波立堰より相廻し候船共〆三艘御發駕前々日平林へ相廻し。但し掉さし共差遣はし候事

右之通り書記差遣はし候。御申合せ之れあるべく候。辰七月廿七

右の通り伊久美達次殿よりお渡しなされ候につき、同日上海浦組出會において申入候

七月廿八日

一、殿様明廿九日五社へ御參詣遊ばされ候旨仰せ出さる。此段羽黑町、片町へ相達。但し五つ時御供揃。

一、殿様明廿九日五社へ御參詣につき、大年寄一人天神社へ。一人は飯野門前へお出迎ひ、其外上町長井町、羽黑町の年寄はお出迎、通り筋掃除等の儀前格の通り相達。

右御道順、天神より八幡、神明、愛宕、羽黑。

右の通り遊ばされ御參詣、夫より長井町、飯野門へ御入り遊ばされ候

八月朔日

一、人　足　高　七十六人半

一、本　　馬　四　十　六　疋

一、輕　尻　馬　　一　　疋

外に本馬二疋は會津通

〆　馬　數　四　十　九　疋

右　の　內　馬二十疋人足五十人　村上町

殘　　而　　　馬二十九疋　外馬十疋用意
人　足　　　　二十七人　外に二十人用意

右者郷中へ寄人馬仰付けられ候。割合は村々宰判年行事所へ罷り出て懸合候筈。但し町在共添馬士は馬一疋に一人づゝ、

右に對し、村上町年寄惣代の名を以て左の通り願書を奉る。

奉願口上之覺

殿様來る四日　御發駕遊ばされ候につき、人足二十七人外に二十人用意、都合四十七人、馬二十九疋外十疋用意、都合三十九疋、在中より寄人馬を仰せ付け下しおかれ候様奉願候。願の通り仰せ付下しおかれ候はゞ難有奉存候以上

辰八月　　　年寄惣代　片町年寄　七郎右衛門
　　　　　　　　　〃　　　　　　助左衛門

右奉願御通仰せ付け下しおかれ候以上

　　　　　大年寄　　　　中村直助
　　　　　　　　　　　　藤山善藏

御奉行所

右の通り願出八月二日差出。

八月朔日

一、四日御見送の者名前書上帳郷中と一集に合册、今日御取次殿へ差上。

一、御發駕前日、御機嫌伺ひに大年寄、大庄屋罷り出づ。

　　江坂久右衛門様
　　鳥居求馬様
　　嶋田新左衛門様

右御三人へ大年寄兩人御暇乞相勤。

一、御通り筋町々へ廻狀（御入部の際と殆んど同様の心得書につき文略）

一、殿様明四日曉七つ時御發駕遊ばされ候依て八つ時各〻山居前山先へお揃ひ之れあるべく候、尤も町々御用聞、御用達の面々は右の刻まで間違なく罷り出で候様お申達し之れあるべく候。

八月二日

一、江見大和殿より申越し候は、明日より十八日まで、社頭登りいたし、殿様江戸表へ御着遊ばさるゝまで、御祈禱仕り候。御發駕御祝儀、御欽等諸事代勤丹波相勤申候。此段お屆申上候。右之通り丹波殿を以て申越され候につき同日伊久美達次様へ申上候。

　　郷中より宵詰人馬宿割

一小口川組　　安良町　　二　軒
一殿岡組　　　寺　町　　二　軒
一日下組　　　庄内町　　二　軒
一新保組　　　小　町　　二　軒

一下在の馬　　庄内町　柳かた
一神納の馬　　小　町　安善寺前

八月三日
一、明四日御發駕御見送其外お通り筋心得等の儀、昨日年行事所にて、年寄中へ申達しにつき廻狀は出し申さず候。

御發駕の模樣
一、右お達の通り御用達一同八つ時山先へ相詰候。
一、七つ時御發駕遊ばされ候（編者曰御入部の際と同樣大名公式の行列にて、堂々と練り出でたる樣目に見ゆるが如し）
一、御通相濟み山居前より罷り歸り候節は、羽黑町入口にて夜明け候。
一、五つ時前に我等共、御奉行所御取次殿へお欽相勤。
一、寺社、年寄組頭は五つ時過ぎ追〻御勤候。

八月二十九日左の通り仰せ出され候。
啓江戸表御飛脚到來の處殿樣驛路お出立、御機嫌よく去る十九日御來府候段申來り候、依てお歡びのため明朔日裏付上下着用お勤之れあり候、前格の通りお申傳之れあるべく候以上　八月廿九日
右の通り仰せ出され候間、大年寄並に帶刀御免の御用聞、裏付上下、年寄組頭羽織袴、寺社共にお歡び御勤め候樣申達。

九月十日

啓江戸表御飛脚到來の處、殿樣去る朔日御參庭お目見、首尾よく濟ませられ候段申來。町々お歡びの爲、明十一日麻上下着用お勤め之れあるべく候、寺社其外前格の通りお勤め之れあるべく候。

九　月　十　日　　伊久美達次
　　　　　　　　　牧　庸之進

村上町大年寄中
日下組大庄屋　佐藤八郎左衛門殿

右御歡び着服の次第、大年寄全主町々年寄麻上下、組頭は羽織袴

覺

八幡宮社司　東山主膳
大年寄　藤山善藏
同　中村直助
御用聞　前掲六人（名略）
各町年寄　同十七人（同）
御用聞　同六人（同）
御用達　同三十一人（同）
瀬波町年寄　六郎治
同　金藏
同町交易方引受　嘉右衛門

岩船町年寄　庄右衛門
同　與惣左衛門
同町御用聞　伊右衛門
同　平吉
同　太郎左衛門
小口川組大庄屋　竹内宇源治
立島組大庄屋　嘉藤助太夫
日下組大庄屋　佐藤八郎左衛門
上海浦組大庄屋　本間充右衛門
殿岡組大庄屋　小田道太郎

新保組大庄屋　小田純平
加藤藤太
佐藤八郎太夫
寺澤嘉兵衛
新保組大庄屋後見　定七
殿岡組大庄屋隨役　市郎左衛門
松山村庄屋　勘助
村上町丁分寄案内年寄代小町小頭　太右衛門
同　十助
小口川組通り御案内長松村庄屋　利右衛門

同所新保村庄屋　三郎左衛門
村上丁分御案内小口川組七湊村庄屋　忠藏
殿岡組志田平村庄屋　佐五右衛門
小口川組下助淵村庄屋　九右衛門
同組潟端村庄屋　佐治之衛
同大塚村庄屋　萬之亟
同高御堂村庄屋　甚之助
同今宿村組頭　理助
同九日市村庄屋　儀左衛門

辰八月右は御見送の節書上

第四編　神社と寺院

祖先崇拜は我が國体の本源にして、之が宗敎心と相俟つて、神社の勸請建立となり、寺院の開基建設となりて現る。村上歴代の藩主は神佛の崇敬甚だ厚かりしため、神社寺院の建立多く、一代の間に尠くとも二三、多くは十以上に及ぶものあり。爲めに建築、工藝の術も大に進歩發達を見るに至る。然れども濫設の結果は、堂々たる殿堂伽藍の建築は極めて尠く、山門並に堂塔のいらか、雲に聳ゆるもの僅少なるは餘儀なきことならん。左記建立の年代に依りて表記し、特に舊藩に關係多きもの又は著明なるものにつき、項を設けて記載す。

尙ほ前編藩主と領民の項に於て、寬政七年敦信公御初入部の記事中に、村上藩領内城下に於ける全部の神社寺院名の列記したれば、廢興の狀況等比較參照に資せん。

一、神社寺院建立年代表

紀元	建立年號	城主	社寺名	所在地名	備考
二〇六	文安三年	小泉次郎持長	龍皐院	羽黒町	曹洞宗、山居林、耕雲寺の五世德嶽宗欽和尙の草庵なり。山居及び飯野の地名此れより起る。
二一七三	永正十年	春日右衛門光種	川原稻荷神社	新加賀町	桑中島より、春日右衛門信仰して遷したりと云ふ。

二二〇〇	天文九年	本莊繁長	長樂寺	羽黒町	曹洞宗、萬年山、耕雲寺の末寺本莊繁長の開基なり。釣鐘は元祿八年當寺十世滿元師の鑄造なり。
仝	仝	仝	十二所神社	鍛冶町	祭神大己貴命、少彦名命、本莊繁長、堀直寄、榊原政倫侯の信仰厚し。内藤侯代々先例に倣ふ。
仝	仝	仝	常福寺	羽黒町	曹洞宗、古志郡定正寺の末寺保山恕祝和尚の開山なり。第廿四世の住職竺仙翁の大般若經所藏さる。
仝	仝	仝	東奈彌久志神社	庄内町	祭神は大己貴命、少彦名命、本莊繁長に從つて猿澤より移轉す。此地内は舊東奈彌村地なり。堀直寄の時百石を寄せらる。明治維新前は東立藥師と稱す。
仝	仝中年	仝	十輪寺	大町	本莊繁長本尊を里本庄の山中より當境に移す。佛海上人の木像あり。西國八十八ヶ所の内十五番に當る。
二二一五	弘治初年	仝	愛宕神社	羽黒町	本莊繁長の勸請にして、後堀直寄社殿を再建す。今は廢失す。
二二三六	天正四年	仝	妙法寺	寺町	日蓮宗、久遠山、久成院日扇律師の開基なり。第廿六世性院日寛上人本堂及庫裏を建つ。文化二年燒失し、七世を經て再建す
二二三九	仝七年	仝	西寶院	肴町	眞言宗
仝頃	仝年中	仝	淨念寺	寺町	淨土宗、快樂山、開基は僧淨念始め草庵を營み、十一代萬立和尚寮舍正覺院、西福院を立つ。本多侯榊原侯間部侯の菩提寺なり。
二二四六	仝十四年	仝	光濟寺	大工町	淨土眞宗大谷派、安富氏を開基とす。行基の作と云ふ聖德太子の像を藏す。
二二五九	慶長四年	村上義明	本悟寺	細工町	眞宗東本願寺派、津波倉山、始め本蓮寺と稱し、村上義明母堂の菩提寺なり。二世教惠和尚を開基となす。
二二六五	仝十年	仝	願淨寺	寺町	淨土眞宗大谷派、燒栗山、沙門慶信の開基なり。
仝頃	仝年中	仝	經王寺	仝	日蓮宗、日蓮の子孫印藏日住聖人が開基なり。始め蒲原後猿澤最後に村上に移る。代々の領主に關係深く、榊原侯の御碑所と定めらる。
二二六六	仝十一年	仝	善澤寺	羽黒町	曹洞宗、晃寺山、雲堂和尚の開基なり。文政三年第十六世岱道和尚本堂を再建す。
二二七〇	仝十五年	仝	等覺寺	細工町	眞宗東本願寺派、了惠和尚の開山にして代々藩主に重んぜらる。
二二七三	仝十八年	仝	滿福寺	羽黒町	曹洞宗、體眞山、耕雲寺第十三世剛安壽金和尚の開山なり。
二二七五	元和元年	仝	妙性寺	小國町	日蓮宗、顯壽日晉聖人の開山なり。境内に稻荷神社あり。榊原侯家老清水某の守本尊なりと。
二二七七	仝三年	仝	觀昭院	片町	修驗、現に廢寺となる。
二二七八	仝四年	堀直寄	西眞寺	寺町	眞宗本派、信飯山、平重衡の子孫僧となりて開基す。始め信州飯山にあり、後當地に移す。堀直寄の信仰寺なり。
仝	仝	仝	觀音寺	肴町	眞言宗、大悲山、宗海上人の開山堀侯の建立にして榊原時代擴大す。寛永三年火災にあひ、明治七年佛海上人再建す。

二二七九	仝五年	仝	神明宮	小町	堀直寄飯山城主の時より信仰す。始め川原表に座を占め、翌年今の地に遷祀す。
仝	仝	仝	養樂院	庄内町	修驗
仝	仝	仝	智樂院	仝	修驗、現に廢寺となる。
仝	仝	仝	淨國寺	長井町	淨土宗
二二八一	仝七年	仝	河内神社	肴町	中堺村より遷座す。一ノ宮の末社として祀る。社殿三百餘年を經、神苑古木蓊欝たり。
仝	仝	仝	善行寺	大工町	眞宗大谷派、笠原山、堀直寄の代に創立す後歴代城主特に内藤侯の知遇を受け家老久永、島田其他重臣五十餘名の菩提所たり。
仝	仝	仝	專念寺	庄内町	淨土宗、一心山無量院、開山は心蓮社傳譽上人呑徹和尚なり。松平侯の菩提寺なり。
仝	仝	仝	法音寺	小町	眞言宗
二二九三	寛永十年	仝	羽黒神社	羽黒町	式内神社にして祭神三柱あり。本莊繁長以來代々藩主尊崇す。縣社なり。
二二九九	仝十六年	堀直定	善龍寺	庄内町	淨土眞宗

二三一五	明暦元年	松平直矩	安善寺	小町	淨土眞宗
仝	仝	仝	東林寺	羽黒町	曹洞宗、桂岩山、始め妙心庵と稱す。開山は東應泉梁和尚なり。伽藍は弘化三年に改築す。
二三二〇	萬治三年	仝	寶性寺	片町	光明山、眞言宗、境内に庚申堂と大日堂あり、八百年以上を經たる欅の巨木あり。
二三二二	寛文二年	仝	行恩寺	長井町	淨土眞宗
二三二七	仝七年	榊原政倫	秋葉神社	臥牛山上	初め熊鷹門の側にあり。後火防鎭護としてお城山上地に遷す。
二三四一	天和元年	仝	西敎寺	細工町	
二三四三	仝三年	仝	吉祥院	久保多町	修驗、現に廢寺
二三四九	元祿二年	仝政邦	眞福寺	肴町	眞言宗、現に廢寺
二三六五	寶永二年	本多忠孝	大寶院	羽黒町	修驗、現に廢寺
二三七一	正德元年	松平輝貞	地藏堂	片町	

二三七五	仝五年	仝	寶明院	塩町	修驗。馬頭觀音を本尊とす。堀直寄の御守と云ふ。
仝	仝	仝	觀音堂	仝	久保田町より移轉す。
二三八〇	享保五年	內藤弌信	安泰寺	仝	臨濟宗、護國山、內藤信成公南州に開基せしが後村上に移さる。
仝	仝	仝	光德寺	羽黑口	淨土宗、常照山、內藤侯の菩提寺なり。尙ほ堀直寄公、榊原侯男の墓等あり。
二三八五	仝十年	仝信輝	寶光寺	羽黑町	曹洞宗、迎接山、藩主信輝公の開基にかゝる。開山土澤村雲泉寺の説巖高禪々師なり。
二四〇五	延享二年	仝信興	龍淵寺	片町	現今廢寺
二四二六	明和三年	仝信凭	秋葉神社	久保田町	祭神日産靈命
二五〇九	嘉永二年	仝信思	藤基神社	三之町	內藤侯の祖信成公及信敦公信思公を祀る縣社なり。

寺院を宗派別に記す。

禪　宗。
　曹洞派　龍皐院　長樂寺　滿福寺　常福寺　寶光寺　東林寺
　臨濟派　安泰寺
淨土宗。　淨念寺　惠念寺　淨國寺　光德寺
淨土眞宗。　光濟寺　善行寺　本悟寺　等覺寺　願淨寺　善龍寺　西眞寺
　安善寺　行恩寺　善澤寺
眞言宗。　最念寺　觀音寺　十輪寺　寶性寺　西寶院　眞福寺　法音寺
日蓮宗　經王寺　妙法寺　妙性寺　長法寺
修驗　養樂院　寶明院　大寶院　吉祥寺　觀照寺

二、神　社

縣社藤基神社

縣社藤基神社は、嘉永二年五月の建立にして、內藤侯の先祖信成公及び信敦公信思公の神靈を合祀せらる。

社殿の建築は全部欅材を使用し、精巧と堅牢を兼ねたり。彫刻は巨匠有礎周齋が靈腕を奮ひ、精神を打ち込めたる作にして、實に精巧妙を極む。神寶としては縣社昇格に際し、內藤子爵家より献備されたる、大和包眞作の太刀一振、備前助平作の太刀（村上本町古市喜內奉納）其他神鏡四枚あり。

境内は老松古杉鬱蒼として晝尙ほ暗く、社殿亦莊嚴なり。戊辰殉難士の碑、日清日露戰死者の忠魂碑、鳥居三十郎和祚の追悼碑あり。基本財產は土地並に有價證劵等を合して約一萬五千餘圓あり。東京市外中野町に於ける內藤子爵邸には、藤基神社あり。享保二年の創祀にして、殿宇善美を盡す。秋葉社、稻荷社を合祀さる。昭和四年府下戶塚町より、轉居の際、社殿も移轉されたるものなり。

縣社西奈彌羽黑神社

縣社西奈彌羽黑神社は、稻倉魂命、奈津姬命、月讀命の三神を合祀され、式內神社なり。天文年間本莊繁長、莊內征討の擧あり。凱旋の際羽前羽黑山の神靈を勸請し、寬永十年藩主堀直寄公地を此處に相し、祠を遷して西奈彌神社を合祀し、松千樹を植う。千松山の稱之より起る。城主榊原政邦侯元祿三年に再建し、享保十三年正一位の神階を勅許せらる。現在の社殿は明治十四年に成れるものなり。其祭禮には神輿の下向、繁長凱旋記念の先驅荒馬の行列あり。又屋臺十數台町內を練り歩き、殷賑を極め、其名遠近に聞ゆ。近來神苑を拓き、登臨の遊客多し。境內に日淸日露兩役の昭忠碑、篤志家百武保壽翁の追悼碑あり。又境內に、神明社、八幡神社、春日神社、稻荷神社、愛染神社の五攝社あり。神明社は榊原政倫公、八幡神社は村上忠勝公、春日神社は仝上、稻荷神社は堀直寄公、愛染神社は本莊家重公の建立にかゝると稱せらる。

城山の秋葉神社

城山の秋葉神社は火產靈神を祀る。初め城內熊鷹門（通常秋葉門）の側にあり。寬文七年十月本城天守三層閣雷火のため燒失せるを以て火防鎭護として此所に移す。小社にして社前に內藤信任公の社標あり。祭祀及び社殿の修繕は育養所及び有志によりて行はる。祭祀は每年櫻花爛熳の候に行はれ、滿山人を以て埋むるの殷賑を呈す。

縣社石船神社

石船神社は岩船町明神山にあり。太古、饒速日命（彌彥神社の祭神天香語山命の御父）が天磐樟船に乘り給ひ、諸神を率ひて御上陸遊ばされ、此の地方を開拓されしものなりと傳ふ。岩船地名は磐樟船より轉じたるものにして、神社は延喜式所載なり。神領は元和七年領主堀直寄公が岩船七湊兩村の野方を開發して、一町步を寄進せりと云ふ。神苑は鬱蒼として背後に老椿繁れり。千古の松籟颯々たり。前面は日本海に臨み、渺茫たる海波の彼方に浮城の如く佐渡、粟生の兩島遠く彌彥角田の靈峯と相對し、眺望絕佳にして莊嚴神秘の感あり。

三、寺院

常照山光德寺

光德寺は淨土宗にして、內藤侯の菩提寺なり。當山は奧州白川郡棚倉の常照山光德寺に始まり、內藤信照公孝養のため檀主となり、正保元年（二三〇四）草創さる。當寺の開祖源歲和尙は天正年中（二二三三頃）甲州常光寺の御城にて、信成公に謁し、次いで豆州韮山に隨從し、常照山寺を建て、後駿府に從ひて報

土寺を創立し、慶長二年（二二五七）入寂す。

本堂の中尊は金色等身の阿彌陀にして惠心僧都の作なりと。脇士の二菩薩は鎌倉佛師の作、左右兩朝の二祖は弍信公の建立、江戸佛師の作、惣位牌段地藏菩薩は信秀公の建立にして、江戸佛師の作である。御寄進の品々は寺領百石、祠堂百俵、五人扶持、金二千疋、外に御茶賜料として宇治詰一壺等あり。又堂舍、殿宅御修理より佛法僧具の御寄附等ありて代々の藩主の待遇甚だ厚し。

境域墓地には寛永十六年（二二九五）六月二十九日堀丹州大守藤原朝臣直寄公の墓、元祿十四年（二三六一）榊原政邦男孫七郎之墓、明治初年御逝去の內藤信民公之墓を始め、當臣下の墳墓あり。

護國山安泰寺

安泰寺は臨濟宗にして、慶長七年（二二六二）內藤信成公、駿州府中に在城の砌り、同國安寧寺の徒弟南州をして安泰寺を起さしめ、御領十貫目を賜ふ。其後內藤侯國替毎に其客分として各地に隨從し、弍信公に至り、享保五年封を此地に移さるるや、當寺も亦此地に建立せらるゝに至れり。常に厚遇を以てし、御祿百石を與へ、家老職と同格を以て出入を許さる。

殊に信敦公信思公は歸藩中執政の餘暇、屢〻當寺に於て詩筵を開かれたり。明治二年家老職鳥居三十郎は戰亂の責を一身に引受け、當寺に蟄居謹愼し、六月廿五日を以て自裁せり。歷代藩公の書畵等藏せられ、多くの藩士の菩提寺なり。

耕雲寺

耕雲寺は名刹にして村上藩に關係多きを以て記す。山邊里村門前に在り。越後曹洞宗四大刹の宗たり。應永元年傑堂能勝の建立せし所なり。傑堂は正勝と云ひ、楠正儀の長子にして、弟正元と共に南朝の末に當り、祖父の遺志を繼いで復興を謀り、足利義滿の軍と戰ふこと十餘年。遂に流矢に中つて左膝を傷け、戰ふ能はざるに至る。因つて跡を晦し、僧となりて能勝と稱し、越前龍澤寺に參して、梅山問本の弟子となり業成りて後歷遊して北越に來り、遂に此處に寺を建て、師梅山を請して開祖となし、自ら其の後を承く。傑堂別に慈光寺を瀧谷（中蒲原郡）に建て、顯窓雲洞菴を上田（南魚沼郡）に開き、南英種月寺を石瀨（西蒲原郡）に創む。而して顯窓は慈光寺に住し、南英は耕雲寺に住し、各傑堂の後を承く。敎化普及して法幢大に振ひ、末門近國に蔓延し、其數殆んど一千餘寺に及べりと云ふ。慶長三年村上周防守義明城主の時寺領として百石を賜ひ、元和四年には堀丹後守が五十石を寄贈せり。其後德川幕府より明治維新までの間に於ては幕府より十萬石の格式を與へられ、村上領主よりは代々百五十石の墨付を下附されて來れり。

第五編　人物傳　附口碑傳說

村上藩には傳ふべき人物甚だ多し。忠勇武烈、君國のために一身を捧げし人、武道の練達、拔群優秀なる士、人格崇高にして、育英のため獻身的に盡瘁せし人、政治に產業に、地方の開拓に功献著しき人、學者、詩人、名醫、名工其他枚擧に遑あらず。現に國家社會の重要なる地位に在りて、活動せる人々にして、而も著名な令名高き人、亦尠からず。然れども本編に納むる所のものは、既に物故せる人々にして、而も著名な

る事蹟を殘したる人に限りて、記載する事となしぬ。口碑傳說中にも特に興味あり、參考となすに足るべきものは載することゝせり。

夏目吉兵衞

夏目吉兵衞は村上藩士にして、東照公德川家康の麾下夏目正吉の子なり。父正吉は主公に從ひて戰場に出づる事幾度なるを知らず。戰ふ每に花々しき戰功を立てたりしが、味方ヶ原の戰に於て遂に戰場の露と消えたり。正吉戰死の後吉兵衞は、內藤侯の祖信成公に託されしが、信成公は特に客分として待遇されたり。三代信照公の時に至りて臣下に屬するに至りぬ。

父の戰功に依り、家康公より下賜されたる虎の皮の鞍覆並に刀は夏目家の家寶として代々相傳へ來りしが、鞍覆は村上大町の前田氏の土藏に預け置きしに、明治五年の火災に燒失せり。刀も亦其所在明かならず。正吉戰死の際の記事日本外史に見ゆ。

信玄乃鼓全軍而徐進、山岳爲震、我軍終大敗、信盛走、汎秀死、侍從（東照公）切齒口出沫、勵衆返擊、成瀨正義等死者凡二百餘人、敵兵益逼、侍從自度不脫、欲返決死、士多裘馬步從、夏目正吉在濱松、聞急馳至、諫曰、勝敗常事耳、此非大將授命日、君茅速走、臣請代焉、乃扣其馬南向、以槍鐵策馬、馬走、正吉呼䟽柳武重日、子以我君免、武重欲止共死、正吉揮而去之、自揮槍拒敵、苦戰而死、侍從得間而走、使忠世樹旗于犀崖、以收敗軍、敵以爲大將、爭赴之、侍從因得達城、

安藤淸藏

村上藩十騎の一人たる安藤淸藏は、長久手の役に於て信正公の初陣に出馬せられたる際、功ありて信成公より感狀を賜はり、稗原村の內十貫文を加增せられたり。然るに其後、主君に於て約を踐せられざりし事ありきとて、家督を子與惣兵衞に讓り、駿州にて御暇を上申して藩を去れり。時に年九十歲なり、今安藤氏の家には、右の感狀及び祖淸藏の其子に與へたる覺書を藏せり。其書中に長久手役の事を記せり。

長久手御働の事、（信正公御働の事を云ふ） 尾州岩崎の城には御本城の御方に勘助と申者城主にて御座候。大閤より池田勝入、森野正藏美濃守と三頭差遣され候て右之城乘取候處を御本城の御方へ家康樣御加勢に御立なされ候、右敵三人の內池田勝入、森野正藏打死仕候。殘美濃守は引退申候故豐前殿（信成公）は尾州淸州の城に御留守居に御座候。

紀伊守殿（信正公）は家康公御小姓にて御供なされ、其節故豐前守殿より紀伊守殿に御付被成候侍分同心の內、長谷川三太夫、脇田又三郎、安藤淸藏、御手前衆酒井惣助、岡安竹藏、右五人の者此度彌七郎儀（信正公御小字）十六歲にして初陣の儀に候間、是非とも各賴候間成程取かい候て可給候由堅豐前守より被仰付候。たとへ手前々々何樣の手柄を致候とも彌七郎に付高名させ不申は御せうい有間敷候間、左樣に心得可申由右五人の者共に被仰付候間御供仕罷立候處にほろむしや壹騎のけ申候處所を彌七郎殿被仰候は其鑓付候へ、高名可被成之由被仰付候。其刻彌七郎殿には拙者とこにう（う郎字と認む）と申御草履取兩人付申候間、彌七郎殿へはこにうをつけ申候て、拙者は彼のほろむしやを追かけ申候所にうしろより又ほろむしや一騎彌七郎殿を目にかけ參候て二太刀切申候得共刀のさやへ切付申候。拙者太刀おとを聞付申候間則とつて返し、其者を鑓付仕候へば彌七郎殿馬より

御おり候て御高名被成候。則家康樣へ彌七郎殿拙者に首を持たせ候て御出被成候。菅沼藤藏、齋藤文藏殿迄御披露仕候へば、家康樣御意には今日之首共打捨にて候間、すて可申と御錠にて比類なき手柄仕候とも殊の外家康樣御ほめ被成候。小牧へ御歸陣被成候て次日彌七郎殿を被召出、右之陣場へ御さし被成候刀御取よせ家康樣御覽被成候て、さりとては彌七郎此度は比類なき手柄にて候由、御諚にて候。其以後拙者清州へ罷歸候節、故豐前守殿被仰候やうには此度彌七郎に助太刀打高名被致候事御滿足に被思召候由被仰候而御書物被下候。此度の褒美として禪原村拾貫地御兩判にて頂戴致候。家康樣より御知行被下候は其方に重ていたし候はん由、右之御書物に御座候處に御意之通相違申候故駿州にて御暇申上罷のき申候事。

清藏に下賜されたる感狀『今度無比類仕合付而出し置者也、一、合拾貫文　仍如件
天正十二卯月九日　內三左信成花押　安藤清殿へ』とあり。

寶田蘭陵

寶田蘭陵、名は忠行、字は士仲、百助と稱す。蘭陵は其號にして、寶田修藏の弟なり。少時は放蕩にして書を讀むことを好まず。父兄屢之れを戒むれども悛めず、將に放逐せんとす。漸くにして飜然と悔悟し、學に志す。時に十七なり。遂に江戶に遊び、吉屋隔に從つて學ぶ。專ら經史を修め、孜々矻々として夜を晷に繼いで習ふ。甞て自ら謂らく、苟も道を學ぶ者、刻苦業を修むるに非ざれば、安んぞ能く志を成すを得んやと。即ち司馬君實に倣ひ、警枕を造り、夜之れを枕として寸刻も怠らず。居ること多年、大學に進み、旣に業なりて國に歸る。

享和三年侍講に任ぜられ、俸五人口を賜はり、出でゝ別に家を立つ。從ひ學ぶ者多く、後精勤を以て俸五人口を加へられ、文化中病んで歿す。年四十二。蘭陵資質多病にして、尤も詩を善くす。詩集一卷家に藏せらる。

神谷大椿

神谷大椿は村上藩士なり。江戶に住して醫を業とす。神谷見周は盲目にして鍼術を善くし、出でゝ大雲公に仕へ、三人口を食めり。子無く、大椿を養つて嗣となす。

大椿初め玄京と稱す。幼くして款悟、長人栗山孝康に就きて醫を學び、頗る其蘊奥を究め、國に歸りて綜理公に仕へ、侍醫となる。初め秩三十石を食み、後三十石を加へらる。名聲大に振ひ、治を乞ふ者門に市をなす。時に公庶政を更革し、創めて醫學館を建て、大椿を擢んでゝ館長となす。大椿力を盡して其後進を誘掖す。以て醫法漸く盛となれり。

大椿人と爲り磊落不羈、氣節を以て自ら持し、未だ甞て己を屈して儁ることを求めず。一日執政久永某卒かに病を得、急に人を遣はして大椿を招く。大椿遷延して赴かず。數々之れを促し、遂に駕を以て之を迎ふ。時に某は二の丸に在り、大椿は飯野に居る。相距ること數町に過ぎず。或は其倨傲を諷する者あり。然れども小吏賤卒等にして急を告ぐる事あれば、早速往いて之れを視、風晨雨夕と雖も未だ曾て一度も怠らざりき。少時服部升庵と同學たり。升庵大椿に謂ひて曰く、兄志を得ば其後は何を以て樂となすかと。大椿曰く、余は他の嗜好なし。唯杜康民を以て友とし、性情を養はんと欲するのみと。升庵曰く、余の欲する所と兄と異れり。則ち什器骨董を集めて之れを翫ばんと。果して後二

人の爲す所、其言の如く、大椿は常に淸貧を極め、升庵は頗る富裕をなせりと云ふ。

小田部三平

小田部三平は村上藩士なり。名は定該と稱し、同藩士和田助太夫の第二子なり。出でて小田部氏を繼ぎ、後利右衛門と云ふ。

幼より勇悍にして武技を好む。嘗て超飛の術を學ばんとして友人と共に八幡祠の石燈に就いて之れを習練す。皆出來ず、翌日又行ふ。三平獨り飛超意の如し。衆皆其故を問ふ。三平曰く、余は昨夕獨り來りて之を學ぶ。上下すること數十回にして遂に之れを超ゆるを得たりと。乃ち其足を示す。膝爛れ、脛破る。玆に於て衆皆驚き服せりと云ふ。

三平又居合の法を學び、兼ねて劍法を修む。多年刻苦して其薀奥を極め、飛螢飛燕等を一刀兩斷妙を行たり。擢んでられて居合師範となり、秩百石を食む。名聲甚だ高く、兒童走卒すら其名を知らざる者なし。其子利右衛門繼ぎ、居合師範となり、秩三十石を加へられて百三十石を食めり。

岡村九左衛門

岡村九左衛門、名を昌起、初め泰助と稱し、後九左衛門と改む。晩年又頓入と號す。村上藩士にして大雲公及び綜理公に仕へ、卒より累進して廣間番士に任ぜられ、弓術師範を兼ねたり。幼より江戸藩邸に在り。長じて田安家に臣、竹内悟藏に從つて射を學ぶ。惣藏尤も射を善くし、天下の泰斗たり。九左衛門刻苦して其薀奥を極め、遂に高弟となる。惣藏歿して後幕府九左衛門に命じて之れを監せしむ。門に入る者甚だ多し。幕府命じて三十三間堂を監せしむ。是れより諸藩及び幕府麾下の士來り學ぶ者多く、諸侯亦聘して其敎を受け、名聲一時都下に鳴る。文政十年六月病んで歿す。年七十七。

河合又吉

河合又吉は村上藩士にして、父を新左衛門と稱し、又吉は其の長子なり。軀幹短小にして、資性剛勇なり。少くして馬術を學び、其の秘奥を究む。綜理公に仕へ、江戸藩邸に在りて馬術師範となる。江戸愛宕山の坂甚だ峻急にして、古より馬を駈つて躋りたる者僅か一二人に過ぎず。又吉之を試み、一鞭して易々躋登したりと云ふ。以て其の技の優れたるを知るべし。之れより名聲頓に振ひ、來り學ぶ者日に多し。諸侯亦爭ひて之を聘するに至る。都下呼んで『山の手の先生』と稱し、當世第一の馬術家と稱せらる。（村上藩士籍中に河合の姓なし。傳へ曰ふ。其後故ありて御暇を賜はりしと。）

山田須右衛門

山田須右衛門は村上藩士にして、吉重と稱す。馬術の技に長じ、內藤侯三代信照公に仕へ、食祿七百石を給せられしが、後三百石の加增ありて千石となる。嘗て主公の名代として、江戸城の本丸（幕府）に登城せんとせし時、火災起りて途中の橋梁燒失し、渡る事能はず。諸人堀端に集りて如何せんと評議する時、吉重少しも猶豫せず、直ちに馬を躍らせて堀を飛び越え、御機嫌を伺ひ、使命を全うして歸る。歸途復易々と其の堀を飛び越えて過ぐ。諸人目を驚かし、馬乘の達人と稱せり。又或日兩國橋上にて某大名の行列に邂逅したりし時、吉重は馬足を橋の欄干に靠せて之を避けたり。又嘗て江戸愛

宕山の男坂を登攀したる事あり、或は木材を横たへて之を飛躍したる事もありと云ふ。

小藥九郎右衛門

小藥九郎右衛門は舊村上藩士なり。名は村僧、幼字は德次郎、後源次と改め、又九郎右衛門と稱す。父名は村淳常右衛門と稱し、弓術師範と爲り、俸五人口を食めり。九郎右衛門は其長子なり。狀貌魁梧、膂力あり。少くして江戸に遊び、某に就いて射を學ぶ。居ること數年、頗る其蘊奧を究む。同門に遠藤某と云ふものあり。巧に準を取り、能く的に中つ。或人九郎右衛門に謂ひて曰く、某後進なりと雖も、百發百中、兄と伯仲すと。九郎右衛門哂つて曰く、的に中つるを以て達人となすは甚だ謬れり。余不似と雖も、某と技を同じうせざるを信ず。暗夜各ゝ晝間射る所の跡に就いて之を試みなば、其異る所を知るに足らんと。乃ち一日某と試射す。二人射る所悉く異るなし。夜に入り再び其跡に就いて之を試む。九郎右衛門射る所悉く命中し、某の射る所皆的を失す。觀る者皆歎服す。

九郎右衛門業成りて國に歸り、父の職を襲いで俸八人口を食む。從ひ學ぶ者多く、其名一時に鳴る。一日綜理公侍臣を會して金的を射らしむ。皆拙にして能く中つる者なし。九郎右衛門適ゝ城中にあり。皆曰く、九郎右衛門をして射らしむれば命中せざる事なしと。公之を召して射を命ず。九郎右衛門謹んで命を奉じ、庭に下りて先づ一本を射る。一座皆望を失す。更に之を射る。三度發して三度中つ。是に於て嘆賞止まず。公亦之を賞す。蓋し矢一本は剩餘に屬す。先に試みし所は棄射せしに過ぎずと。

青砥武平次

青砥武平次、名は綱義、世々村上藩に仕ふ。武平次少うして郡吏となり、累進して三條代官に任せられて俸四人口を食む。後加增して七十石と爲り、晩年選ばれて衛士となる。而して更に十石を加へらる。材幹ありて機智に富み、常に意を國利に致せり。

三面川鮭魚を產す。藩主之を蕃殖せんと欲すれども川傍岩澤新保諸村の村民舊志に據りて證をなし、獨り其利を擅にして其意を達すること能はず。明和八年岩澤新保諸村の民、村上の民と其漁場の境界を爭ひ、遂に幕府に訴ふ。武平次頗る力を致し、村上の民をして勝を得せしめたり。是に至り、新に其境に標榜を建てゝ御境と云ふ。此れより漁場の制漸く定まる。後藩主綜理公、種川を設けて鮭魚を蕃殖する法を定む。武平次の施設せる所與りて力ありと云ふ。武平次諸技に通ず。軍學及び檢盤術を學び、其蘊奧を極む。從ひ學ぶ者多し。又農耕の事に通じ、治下の民をして米作法を改めしめたり。明治十六年、水產博覽會の開設あり。舊藩士族、種川の模型を製して之を陳列せり。官武平次の遺功を追褒し、金五十圓を賜ひて之を旌表せり。

淺井定右衛門

定右衛門、字は子陸、名は勝任、喩霞と號し、又休軒と號せり。本姓は杉浦氏、村上藩士なり。少くして江戸に遊び、泉豐洲の門に學ぶ。業成つて國に歸り、大監察に任せらる。時に年二十三。蚤歲此職に登る者古來未だ曾て有らざる所なりと云ふ。

定右衛門爲人剛毅忠直にして、古諍臣の風あり、能く面を犯して主君を諫む。職を奉ずること二十年、事を理めて宜しきを得、一藩以て畏服せざるはなし。年四十餘にして病んで歿す。

嗡霞、詩を善くす。嘗て詩を子弟に課し、數十篇を得たり。裒めて一巻と爲し、豐洲の評を請ふ。豐洲乃ち詩を贈りて曰く、越海秋光興奈何、風流定識日酣歌、喜君紘誦遊焉暇、洋水更搴詩藻多、と。諸餘風流、人をして欽仰せしむ。遺稿一巻あり。その送徹明禪師歸省に曰く、離筵相値玉扈傾。方外久知音千里征。羇客豈堪今日別。久遊莫忘舊詩盟。難留擲錫飛空興。遙憶浮杯渡海情。悵悵遠公蓮社月。幾時重侍老淵明。

藤山善藏

藤山善藏は村上町の人なり。世々商を業とす。善藏擧げられて郷長(村上町大年寄)となる。爲人豪俠にして氣節あり。其の己を行ふや權貴を避けず、毀譽を顧みず、卓然人と異るものあり。郷社祭の信徒等神輿を奉じ、且つ諸種の屋臺を牽きて郭の内外を巡回す。藩主特に三の丸内覽所に出でゝ之を觀る。善藏、嚴裝して神輿を導き、內覽所の前を過ぐ。笠を脱せず。監察其無禮を咎む。善藏曰く小人職を以て神輿を奉ず。笠を戴くは、例なり。君侯出でゝ觀たまふは所謂內覽のみ。爲めに例を破る可からずと。監察復詰むる能はず。

執政某利を事とす。百姓之を怨む。延享三年米價騰貴す。皆言ふ、某のなす所なりと。蜂起して岩船驛に會集し、竹槍席旗將に城下に逼らんとす。善藏之を聞き、急に役夫をして一大酒桶を舁ぎ、隘路に至りて之を伏せしめ、己獨り其上に坐して以て待つ、既にして衆呼噪して至る。善藏厲聲して曰く、汝等何處に往かんとするや。國に刑典あり、妄動を許さず。請ふ所あらば、我汝等に代りて之を成さん。若し成す能はずんば謝するに我が此髥首を以てせんと。衆唯々として退く。善藏歸りて狀を執政に告げ、速かに窮民の請を容れんことを乞ふ。遂に聽さる。是に於て窮民堵に安んじ、封內事なきを得たり。藩主之を嘉みし、特に米二十俵を賜ふ。

善藏詩を善くし、汶滸と號す。阿部北溟の集中、多く汶滸の家に會せし詩あり。身劇職に在りて猶ほ時に文士を招き、雅集を爲せしを知る。

五十嵐又碩

又碩は村上藩士にして、父は又泉と云ひ、鍼術を善くし、江戸の藩邸に仕す。又碩は其長子なり。又碩少にして入澤某に從ひて經史を修め、後戸塚靜海の門に入りて醫術を學ぶ。業稍ゝ進み、次いで長崎に學び、蘭人貌土因に從ひて學ぶ。當時蘭書に乏しく、學ぶ所の書は皆自ら手寫せり。刻苦頗る力む。居ること數年、業成りて藩に歸り、父の職を襲いで藩主藤翁公に仕ふ。初め藩人、蘭醫を卑み、又碩を顧るものなし。安政中會ゝ痲疹流行して死する者多し。獨り又碩の治する所皆癒ゆ。是に於て名一時に噪ぐ。慶應元年膓窒扶斯病厮養の間に行はれ、死に瀕する者多し。藩の醫師皆畏れて診る者なし。又碩獨り謂らく、醫の職たる人の死を救ふに在り。今、人の死を觀て之を顧みず、之れ其職を曠うする者なりと。奮然之を療せんと欲し、日々往診す。幾くともなくして皆癒ゆ。既にして又碩其病を受け、蓐に臥すること數旬にして遂に歿す。年三十九。又碩一子あり、良碩と曰ふ。尙ほ幼なり。法歿籍に當る。藩議して曰く、醫の職に死するは猶ほ士の戰に死するが如し。其功何ぞ沒すべけんやと。乃ち良碩をして其後を繼がしむ。之れ蓋し異例なりと云ふ。

脇山該

該字は子郁、通稱郁藏、退齋と稱す。丹波の人にして村上藩文學たり。退齋、軀幹豊偉、膂力絶倫、少うして江戸に出で、角觝の群に入る。既にして之を悔ゐ、節を折して學に志し、業を倉成龍渚に受く。遂に儒を以て家を成し、市中に敎授す。文政戊寅初めて内藤侯に仕へて文學と爲り、己丑、侯に隨つて藩につき、學政を改修し、文敎を一新す。天保辛卯五月病んで歿す。年四十九。

昔日は劍客より出でゝ物門の高足なりしもの根本武夷あり。俳優に入りて後に理學の名家たりしもの、宇井默齋あり。而かも未だ角觝より身を起せる者ありしを聞かず。退齋の如きは亦奇なりと云ふべし。退齋平日力を文章に用ゐ、最も韓文を喜めり。著に退齋集若干卷あり。

細野子好

通稱檢齋、負山と號す。村上の人なり。產醫賀川子玄の門に學ぶ。子玄始め、產術の說あれども方未だ精しからざるを思ひ、之を究めて遂に說と方術とを始め備ふ。且つ其精を極むと。故を以て子好亦其名一時に高し。而して餘事詩を嗜む。居る所を龍鱗堂といひ、老松檐を蔽ふ。暇あれば則ち其下に吟哦せり。然れども遺稿存せず。其一を錄す。

寒林雪霽洩曒光、策蹇朝登棧道長、樹々着花凝素艶、靑山爲我作新粧、

三宅瓶齋

三宅瓶齋、名は安懿、字は德郷、通稱を相馬、瓶齋と號す。村上藩士なり。郡使より累進して郡事奉行に至り、轉じて砲術師範となりて祿七十石を食めり。諸武技學ばざる所なく、尤も砲火に長じ、其蘊奥を極む。資性質直廉勤にして讀書を好み、身劇職に在ると雖も手に卷を釋てず。竟に六經を究め、子史に通ず。其郡職に在るや尤も意を經屬農事に留め、極力諸弊を除く。

其文書を檢するに愼密にして、多く朱批を加ふ。小使目して朱書先生と稱せり。常に硬言直議して上司を避けず、故を以て群小に忌まる。嘉永の末、封内凶歉、財用足らず。有司藩債を起して以て急を救はんと欲し、屬吏をして往いて水原の豪農に謀らしめしも依違決せず。有司更に瓶齋に命ず。瓶齋乃ち水原に赴き、豪農と面議し、三日にして事成り、納期を約して歸る。而して小人功を嫉み、遽に其議を止め、瓶齋をして豪農に謝せしむ。瓶齋大に怒りて曰く、不信不義、予の爲すべからざる事なりと。即日上書自ら劾す。官長慰諭すれども聽かず。遂に官を辭す。之れ嘉永四年の冬なり。然れども藩主其政に功あるを思ひ、特に邸宅を賜うて之を勞せり。會〻米艦浦賀に來り、國家多事にして財用益〻窘せり。藩主特に命じて再び起たしむ。瓶齋老病を以て之を辭せども聽されず、遂に大阪に赴きて藩債を理す。事畢りて歸る途中、中風を發し、家に還りて歿す。時に萬延元年二月なり。享年六十。瓶齋少うして學に志せるも劇職に居るを以て讀書を專らにするを得ず、年四十、慨然として曰く、斯道吾人一生の負擔なり。人六十年を以て一周となせり。吾尙ほ二十年を餘す。夫れ豈に勉めざるべけんやと。而して儒雅淹博兼て詩を能くし、餘暇呼咏して樂となす。其著す所北越七奇二卷、國

語律呂考一卷、虚子註釋六卷、敝帚集若干卷、其他雜書數種あり。

江見啓齋

啓齋名は長載、初め將曹と稱し、後大和と改め、晩年に至りて啓齋と號せり。村上町の人にして世々羽黑神祠に籍す。

啓齋幼して孤、好んで書を讀む。弱冠、京都に遊び、松岡渾成（山崎闇齋の門人）に就いて學ぶ。居ること六年、業成りて國に歸り、父祖の職を襲ぐ。常に精勤を奉ず。寛政中、藩主綜理公國に就かんと欲し、途に上る。啓齋例によりて山に登り、祠に參して道途の安全を祈る。公村上に到るに先だつ一日、晨起沐浴、祈禱せんと欲す。時に寺鐘警を告ぐる甚だ急なり。瞰視すれば火己が家に發して炎烟空を衝く。啓齋以謂く、事急なりと雖も公職を廢するを得ず。敗屋灰燼と爲るも何かあらんと。乃ち堂に上り祈禱すること平日の如し。後山を下れば家屋燼滅し財貨蕩然として悉く烏有に歸す。町司狀を具へて以て聞す。公其忠誠を賞し金若干を賜ふ。

啓齋國學に通じ、尤も書を善くす。文政十二年七月病みて歿す。年七十一。

阿部北溟

名は元秀、右膳と稱し、北溟は其號なり。村上町の人。少くして京師に學び、伊藤東涯に從つて道を學び、後香川修庵に就きて醫を學ぶ。業成りて國に歸り技四方に行はれて名聲一時に顯はる。晩年白川公の聘に應じて侍醫となり、秩三百石を食む。居ること二年にして仕を辭して皈り、上野村に隱居す。嘯詠を以て樂となし、復更に世事を顧みず。明和乙酉病みて歿す。年六十二。

北溟爲人卓犖不羈、小節に拘せず。一日馬に策して城外を過ぐ。適〻途に藩老脇田某に會ふ。北溟一揖、馬を下らず。某其不遜を叱責す。北溟昂然として曰く、醫は方外の流、俗禮に依らず。請ふ恕せよと。某復問はず。其傲岸氣を負ふ概ね此類なり。其上野村に隱居するや、詞壇推して文章の宿を爲す。此時北越の文學未だ開けず。詩道特に草昧に屬す。而して村上治下、人才鬱然として獨り盛なりしもの實に北溟に負ふ。遺稿一卷あり。氣魄雄鷙、織巧家數に落ちず、護園諸子と抗衡するに足る。

百武長兵衛

百武長兵衛、名は保直、泉の廬を號す。其先は肥前佐賀藩の人なり。故ありて藩を去り、四方に浪遊せり。慶安年中德右衛門と云ふ者に至りて、山形より村上に移住し、肥前屋と號して商を業となす。是を百武家の宗家とす。後平六と云ふもの別に出でて家を成す。長兵衛、又平六の家より出でしものなり。長兵衛家を立てゝ商を營めるも貲に乏しく、事意の如くならず。乃ち奮然として志を立て、江戸に赴きて友人布施某に依り、淺草の穀商板倉屋に仕ふ。時に年四十。居ること三年にして國に歸り再び商を營む。初め米澤地方に往來せしが、文政中始めて茶を秋田地方に出して利を得たり。是より秋田を以て得意先となし、每歲往來せり。

長兵衛少うして學を好み、某に就いて漢學を修め、五條某に書を學び、岡田某に算を學ぶ。江戸に在る時小野齋宮に就いて國典を學び、後京都に遊びて加茂壽顯に謁し、道を問ふ。又晚年齋藤彥麿、足代權太夫、荷田訓之等に書を送りて學ぶ所あり。平生閑暇あれば書を讀み、人の好書を藏するあれば

借りて之を寫し、羈旅倥偬の間と雖も未だ嘗て懈怠せず。苟も疑義あれば書を飛ばして質問せり。是を以て頗る其蘊奥を究む。和歌は其長ずる所に非ざるも、最も文を善くせり。天保四年三月病みて歿す。年六十六。遺著に大折峠考並傳、蝦夷考、松島紀行等若干卷あり。皆家に藏す。其寫本は多く散逸し今數十卷を存するのみ。

廣瀨儀左衛門

儀左衛門、名は茂堯と云ひ、村上藩士なり。本小田部氏、三平の義弟にして、出でゝ廣瀨氏を嗣ぐ。享保年中藩主内藤弌信公に仕へ、近侍より進んで納戸たりしも、後信輿公の傅となり、終に物頭に至れり。

爲人勇豪にして膽氣あり。少うして拳法を學び、刻苦頗る力む。猫兒の高處より墜ちて直立するものを俗に三寸起と曰ふ。儀左衛門謂らく、小獸すら之を能くす。豈に人にして之に若かざるの理あらんやと。是に於て發憤し屋上より墜下して其術を學ぶ。初め未だ熟せず、地に至りて仆る。此の如きもの數次、之を習ふこと久うして遂に其技を能くするを得たり。其精勵概ね此の如し。遂に拳法の閫奥を極め、一藩推して泰斗となす。

儀左衛門最も膂力あり。家に梅樹ありて、年を經、大さ合抱ばかりあり。根朽ち、枝枯れて傾倒の患あり。乃ち匠夫をして之を斫らしむ。已にして樹倒れて將に屋角を壓せんとす。匠夫曰く、糾繩を以て之を支へんと。儀左衛門曰く、爲す勿れ、乃公之を禦がんと。屋に上りて之を待つ。少時にして樹傾く。乃ち手を以て之を推せば横さまに地に倒る。匠夫之を見てを深く驚歎せり。其爲す所凡そ之れに類す。傳へ云ふ。儀左衛門、遠州秋葉神社に詣でて天狗と戰ひ、遂に勝を制して其の神靈を勸請し來ると。今内藤家に祀らるる秋葉神社は即ちそれにして、神靈あらたかにして崇敬者多し。

上田旭山

旭山名は直氏、字は龜一、通稱を慶右衛門と云ふ。旭山は其號にして、別に南樂、青松と號す。村上藩士なり。旭山夙に六法を嗜み、公務の暇、揮灑して自ら娯む。遂に釧雲泉に學びて南畫に長ず。其江戸にあるの日渡邊玄對、春木南湖等と交り、最も南溟と善く、其技益〻進めり。南湖最も之を器重し、雅に言ふ、吾家の南溟と孰れか優れるを知らずと。遂に勸めて曰く、子如し官を辭して專ら斯道に攻むれば、必ず名を一世に成すべしと。旭山心自ら喜ぶと雖も、終に從ふ能はざりきと云ふ。

旭山又詩書を善くせり。自書に題するの詩あり。

新歳迎華甲。壽筵會舊盟。遊龜池水古。舞鶴羽毛明。竹疊琅玕碧。松添翠蓋淸。借來摩詰手。

爲寫小蓬瀛。

天保十四年三月卅日病みて家に歿す。天保申辰、門下相謀り、碑を寶光寺に建て、題して上田旭山先生之墓と云ふ。

塚本藤馬

塚本藤馬は村上藩士なり。本姓は櫻井氏、父を治郎兵衛と稱す。四子あり、皆武技に長ず。藤馬は其第三子なり。出でゝ塚本氏を嗣げり。

藤馬少うして藩士某に從ひて汲心流の拳法を學ぶ。後江戸に遊び、犬上軍兵衛に從つて敎を受く。初め軍兵衛之に敎へず。一日藤馬其家に至る。會〻軍兵衛酒を飲めり。乃ち酒を藤馬に侑め、且つ火を取り、之を其前に出して曰く、之を下物と爲せと。藤馬謹んで手を以て之を受け、毫も畏懼の色を現はさず。軍兵衛曰く、汝能く忍ぶ。以て敎ふべしと。是より意を加へて敎授す。藤馬刻苦頗る力め、遂に盡く其秘法を受け、高足を以て稱せらるゝに至れり。

藤馬藩主内藤侯に仕へ、供番となり、柔術師範を兼ね、江戸の藩邸に住せり。一夕近街に火災あり、勢ひ甚だ急なり。諸士出でゝ侯の邸を守る。藤馬屋に上りて焰塵を防ぎ、誤つて足を失して轉下す。衆大に驚き、以て地下に墜つとなし、趨りて之を救はんとす。然るに藤馬端に止りて地に墜せず。衆怪みて其故を問ふ。曰く、余聊か學べる所の術に因りて免れたるのみと。衆皆其技に服す。名聲日に揚り、都下殆んど肩を比ぶるものなし。子ありて又藤馬と稱す。勇悍にして拳法を善くし、藤馬の子たるに恥ぢず。

五條巒僊

五條巒僊、通稱を儀左衛門と稱し、始め鵬雲と號し、後巒僊と改む。又北海閑人の號あり。村上藩士にして文化十二年に生る。初め書を上田旭山に學び、後中林竹洞に私淑す。後專ら元明の古法を摹し、刻苦すること累年、頗る得る所あり。尤も山水に長ず。其書く所書品清逸にして筆墨淡雅、頗る非凡の妙趣あり。明治二十年六月歿す。年七十二。

本間芝園

本間芝園、字は有年、通稱玄琢、芝園は其號なり。村上の人にして本間石塢の子なり。芝園少うして知久麹溪に從つて經史を受け、長じて京都に遊び、醫を高階枳園に學ぶ。最も外科に長じ、技名夙に著はる。征長の役、一市醫を以て從軍を命ぜられ、途關川驛に抵り、和成りて歸ると雖も、藩主特に終身俸二人口を賜ふ。戊辰の役、再び從軍の命あり。彌彥三條間に往來し、廢を起し、骨に肉するもの多し。明治己丑病みて歿す。年六十七。

芝園、父石塢の時より醫業大に行はれ、家亦饒足。而して爲人澹雅幽逸、酒を嗜み、風雅を好み、交友甚だ汎し。凡そ槖筆して過ぐる者、爭うて縞紵を投ぜざるは莫し。高松藩士關口青霞（名は默、通稱養吾）蝦夷より至り、一茶店に憩ひ、邑の詩人を問ふ。店主答ふるに芝園を以てす。青霞方に西瓜を啖ふ。乃ち一絕を瓜皮に題し、店主をして芝園に致さしむ。芝園大に喜び、直に門生をして之を迎へしめ、歡笑故の如し。竟に留めて之を舍する二十餘日なりき。西鄉南洲の王師を督して村上に入るや、亦其家に館せりと。

嘗て朋好凋謝、詩文散逸日に多きを惜み、爲めに其遺篇を輯錄し、幷せて古人に及び、以て温古編四卷を成し、次いで續溫故編、續々溫故編等の著あり。王侯、大夫より、士庶、僧道、醫卜に至るまで網羅遺さず。某曰く、吾鄉先輩多しと雖も、著書の世に益あるは芝園に若しくものなしと。芝園又詩を善くす。初め窪田遜齋に學び、次いで梅辻春樵に問ひ、春樵歿後小野湖山、大沼枕山、春田九皐等に質せり。遺稿三卷あり。家に藏す。

平井佳融

村上藩士にして、通稱は松藏、字は文擧、佳融は其號なり。佳融、岐嶷夙成、成童にして江戸に遊び泉豐洲の門に入る。經史百家、一覽誦をなし。兼て詞章に通ず。同學能く及ぶ者なし、豐洲特に其才を奇とし、歸るに當り、詩を作りて之を送り、奇璞由來遇明主、他山磨去省慈親と云へり。樺石梁島亦、越州才子筆生花の句あり。竟に新進の少年を以て村上藩師範役に擢んでらる。學藩之を艶稱せり。然るに惜むらくは、天其才を與へて其壽を假さず。享年二十四歲にして白玉樓中の人となれり(文化年中と云ふ)。其病革るや自ら絕命の詞を書す。即ち、惜此稜稜骨、何人乘炬來、君恩與師命、一夜忽成灰、と。筆を投じて瞑せり。

文擧、温古編中伴左衛門と作す。蓋し其父と誤れるなり。

釋舜邦

釋舜邦は竹隱と號し、村上安泰寺の住職たり。安泰寺は內藤侯の香華塲なり。伽藍莊嚴にして、林泉の勝あり。藩士信敎公時々寺に臨みて詩會を催す。舜邦亦喜びて文士と遊ぶ。晩年一椽を築きて退居し、筵を設けて客を會す。月に一回を例とす。其席に參する者は矢野棠陰、淺井魯齋、渡邊萬年、窪田華陰、三宅瓶齋、細野負山、細野柳潭、本間石塢等一時の聞人なり。而して細野拙庵、鈴木晴湖は當時童子を以て左右に侍す。村上詩社の隆盛は此時を以て最となす。舜邦の古稀を壽するもの自壽

一絕あり。

古稀何幸値年豐　賀客稱觴和氣中　綠竹南山春不老　分將壽色與禪翁

岩付太郎左衛門

岩付太郎左衛門は夢鷹と號す。村上藩士なり。夏目某の第二子にして岩付氏を嗣ぐ。書記より累進して番頭に至り、祿三百石を食む。人となり豪邁にして智略あり。甞て奉行となり獄を治め、裁決流るゝが如し。其斷ずる所往々人の意表に出づ。大場澤石住兩村の間に原野あり、大塲澤野と云ふ。當時大塲澤は村上藩に屬し、石住は米澤藩に屬せり。兩村民の爭ひて決せず。遂に村上藩に訴ふ。太郎左衛門之を理め、米澤藩吏亦其廷に參す。兩村民互に陳辨して讓らず。太郎左衛門石住の村民に命じ、當日の狀況を陳せしむ。中に某地より大塲澤野を過ぐの語あり。乃ち斷じて曰く『石住村の民、今爭ふ所の地を稱して大塲澤野と云ふ。之自ら其地の大塲澤村に屬せるを證するものなり。又之を爭ふを要せず』と。石住村民辭塞がりて退出す。米澤藩吏亦推服せりと。

又甞て同じく兩藩の者坂町にて賭事の結果、米澤の者負けとなり、遂に相手を殺し、病死の如く繕ひて逃走せり。村上藩より交涉せしに『關係者を糺せるも殺人の覺なし、若し疑あらば貴藩役人を遣して吟味せられたし』と。太郎左衛門之を聞き、『我を小藩と侮り、兇賊の罪を掩ふのみらず、立越して取糺せよとは無禮の挨拶なり』と、乃ち君命を受け、米澤へ赴き、翌朝六つ時(六時)犯人取調べを約す。翌朝七つ時(四時)吟味所に出頭し、係役人に出頭を催促す。役人等朝餉も食せず、白洲に臨みて犯人を呼び出す。太郎左衛門射るが如く睨下す。犯人伏したるまゝ首を擡げ得ず、取調べを案じ居り

しが、一語の調べもなく四つ時(十時)となる。足痺れ、空腹となりて晝も過ぎたり。加ふるに氣心も共に疲れ、体も打萎れたり。藩の役人も又同様なり。獨り太郎左衛門は充分朝餉を取りたれば益〻氣を勵まし睨み居たりけるが、俄に鐘聲を張上げ、落雷の如くに『其の方某月某日、某處に於て村上の某を殺害したるに相違なし、包み隱さず白狀せよ』と叫びければ、しれ者は頭上に落雷の如く感じ恐怖して悉く白狀せり。役人等面目を失ひ、早速其趣きを上申し、死罪に處したり。米澤藩主は殊の外嘆賞せられ、春日杯を賜はるべしと命ぜらる。太郎左衛門大に喜び、藩主に見えて酒を賜はり、數杯を傾けて奉書紙を乞ひ、恭しく杯を該紙に包みて懷中に藏めたるに、役人等杯を賜りたるに非ずとて取戻さんとしたれば、太郎左衛門は、御書面に春日杯を賜はる旨認めありたるにより頂戴仕るなりと答へければ、役人辭塞がりて據なく之を與へたり。此杯は藩祖上杉謙信が、春日山城に立籠れる頃、處々に出陣して功名を博せし者へ慰安として酒を飲まするに用ひしものにて上杉家の家寶なりと云ふ。

有磯周齋

周齋は村上町稻垣八郎兵衛の次男にして、幼名を三右門、後周左衛門則裕と改む。而して黑牛の號あり。周齋文化二年を以て生る。幼時は父に就きて建築業を學ぶ。然れども稟性彫刻を好み、稍長ずるに及び、自ら置物、根附を製作す。文化の初め當地の繪師某を師として學びたるも、僻陬の故を以て意に欲せずとなし、二十五歲の春、伊勢に詣り、暫く京阪地方に在りて之を研め、更に名古屋、鎌倉、江戶、日光の名所を遊覽し、大に感得する所あり。歸來彫刻を以て專業となす。天保五年再び江戶に

出で〻斯業を研究し、傍ら玉楮象谷に師事し、堆朱堆黑存星等の彫刻髹法を修め、歸國後自ら製作せるものを鬻ぐ。時に畵工五十嵐華亭藩命を以て村上に來遊す。乃ち周齋之に從つて畵法を學び、苦心之を彫刻に應用し、亦一家の風を成すに至る。

嘉永二年、藩主內藤侯祖廟藤基神社を建立す。周齋社殿の彫刻を命ぜらる。乃ち鋭意之を勉め、工竣りて地方帶刀を許さる。文久元年藩公更に江戶の藩邸に祖廟を新造するの擧あり。復た社殿の彫刻を命ぜらる。會〻周齋祝融の災に罹り、後事未だ了せずと雖も、匇惶門弟を率ゐて出府し、其の技を揮ふ。藩公其功を賞し、金拾兩を賜ひ、四人扶持を給し、特に家士の班に加へらる。次いで藩公の命を以て欅地大衝立の表裏に鶴龜の圖を刻す。在府二年、工全く成る。刻法精妙、其圖中の海波は先人の未だ嘗て刻せざる一種特色の家風を以て成り、一代の傑作と稱せらる。此品君側に備ふるを以て作者の名を附せざりしに、藩主之を惜み、刻名の沙汰あり。且つ園號を賜はる。即ち有磯園周齋の名を刻して之を納む。後藩主之を幕府に獻ず。茲に於て周齋の名江湖に嘖々たり。後苗字帶刀合印を許さる。即ち周齋姓を有磯と改む。

明治初年中風症の爲め半身不隨となる。然るに其名聲を聞き、彫刻を乞ふ者日に多し。十二年八月十六日遂に歿す。年七十五。周齋多藝にして繪畵、圍碁、茶道、音曲等通せざるなく、就中俳諧を善くす。平生好んで眞言秘密の法を學ぶ。交友甚だ廣く、門下亦多し。性酒を嗜み、家計深く意に介するなし。周齋子なく、養子岱齋を以て二代周齋となす。又其業を嗣げり。

山本又五郎

山本家は鑄物師として代々其名高し。祖先は山本清兵衛と稱し、江州坂井郡に住せり。安元年中山本の一族皆佐渡國に配流され、後又二郎義澄の時に至り、越後の國に來りて關谷山本なる地に住せり。其後城資國の亂に組し、敗北して皆平民となり、塔城山下の塔城村天神岡村に住したり。然るに元和四年堀直寄移住するに及び、上記二村を郊外へ移して居城を構へり。此際山本家亦移轉するの己むなきに至り、今の長井町に居住せりと云ふ。其頃長井町邊は田町と稱し、辨天堂あり。此辨天堂は羽前大山の城主東禪寺右馬頭義興の建立にして、當時義興は病氣平癒祈願の爲め多くの神社佛閣を建立せりと。而して辨天堂亦其時のものなり。天正十四年初代又五郎の鑄造に係ると云ふ鰐口此堂に掛りしが、文政七年御堂大破して遂に取崩すに至れり。此れより先堂は今の淨國寺に預り、從つて鰐口も共に其寺にありしを、當寺第十八世の住職に至り、第十三代又五郎に贈り、今尙ほ當家に傳はれり。經六寸三分、重量五百四十匁目あり。其銘に曰く、義興有立願之旨建御堂掛之、天正十四年二月吉日、山本又五郎作とあり。銘中義興とは東禪寺右馬頭義興のことにて、案ずるに當時は此地も一部分義興の勢力下に在りしことならん。

初代の時より鍋釜の鑄造を主とし外に工藝約鑄金及び大砲、鐵砲等の鑄造をもなし、其頃の臼引歌に曰く、糸も車も手に附ず、行けや田町のたらゝふみ、と。而して十四代又五郎までは代々町役(庄屋)を勤めたり。二代淸兵衛は慶長二十年鐵砲皆傳を受けたりと。其後德川時代にて十三代又五郎に至り、諸藩の依賴を受けて大砲を鑄たり。又嘉永年中村上藩主內藤家より江戶に召されて大砲二門を鑄立て、同六年其功により苗字帶刀合印を免され、扶持二人口を賜はりたり。慶應三年越後鑄物師の惣代として禁裏に參內せることあり。

十五代又五郎正壽は明治二十三年內國勸業博覽會に大花瓶(高三尺、胴經二尺)を出品し、宮內省の御買上げとなれり。現今臥牛山麓の大銀杏樹は當時山本家の庭園內にありしものなりと云ふ。

若林安正

若林安正、準之亟と稱す。村上藩士にして世々內藤侯に仕ふ。父安知三子を生む。長は虎雄にして、次は則ち安正なり。

少うして驍悍、心を武技に罩め、晝夜矻々として未だ甞て怠懈せず。聲色を屛絕して近づけざるに至る。是を以て能く其閫奧を極む。尤も拳法を能くし、又劍技に邃し。闔藩推して以て巨擘と爲す。明治戊辰、王師越後を定め、金革隊を村上に留めて以て四境を鎭撫せしむ。安正姑夫山脇機三太、隊兵の殺す所となる。其子玄眞讐を復せんと欲し、密に援を安正に請ふ。安正躍然として之を諾す。乃ち兄虎雄及び從兄高橋左司馬と謀り、夜往いて讐家を襲ふ。是より先、讐は身の危難を慮りて城外六里の地中條驛の北端に潛居せるも急ち之を覺り、燭を滅して逃る。安正追ひて之を田間の徑路に捕ふ。乃ち山脇玄眞刺して之を殪す。此時安正創傷を受け、歸來黴菌の侵す所となり、一日を越えて遂に歿す。時に己巳四月にして、年二十六。安正死するの時顏色揚々として猶ほ生けるが如しと云ふ。島田重禮、安正の行狀を撰して曰く、安正志氣勁執、有古燕超豪子之風、而孝友天至、內行端正、及其死也、人皆莫不嗟惜焉、嗚呼當此時、承平日久、文恬武嬉、惰窳成風、藩國之士、朝有班位、廩有祿、華衣鮮食、耽酣聲色、醉生而夢死、天下滔々皆是也、安正少長遐鄉、卓然不爲風習所囿、磨厲激昂、以練習武技餘勇未竭、借交以報仇、雖非中道、又與世人遠矣、設使天假之以年、收其邁往果敢之氣、

以爲沈實剛毅之德、明晣理義、以正其趣向、則其所樹立、有大可觀者、豈但如此而止乎哉、惜夫、と。蓋し知言なり。

安正、明治戊辰の役中藩兵と共に三條方面に出征し、與板口の戰に拔群の功名をあらはし、新地を召し出されだり。

若林佐一郎名代

其方次男準之亟儀去る二十八日戰爭之砌格段骨折接戰に及び、敵地へ一番乘致し候に付、此度被召出、三人扶持切米五兩被下置、御廣間番入仰付候事。上文中廿八日は五月廿八日にして、廿九日より追〻取計云々とあり。以上は鳥居三十郎の文庫中に秘しありしものにて、與板口戰爭の功勞者を調査し、夫〻取り極めたる袖扣なれども日誌は見當らず。思ふに、城中の日誌には明記され居りし事ならんも、落城の際共に燒失したるか、或は紛失したるものならんか。尙ほ六月の日誌寫には歸休交替新に出兵を命じたる項條あり。

稲葉鯤

鯤女姓は稲葉氏、岩船郡山邊里村の人なり。通稱は愛、後鯤と呼べり。父の名は覺世、通稱行衞と云ひ、醫を業とす。父母を孝子と云へり。故ありて一家居を武州八王寺に移す。而して鯤は文化十三年を以て生る。

鯤、幼より尋常女子の嬉戲をなさず。日夕毫を舐りて字を書するを事とす。父母之を奇とし、試みに古帳を與ふれば喜んで之を模す。年と共に漸く字体を爲し、甫めて五歳にして神通方便力の五大字を書し、以て產土神高尾山權現に献ず。筆力遒勁にして人皆之に驚けりと云ふ。文政五年、父母鯤を携へて江戸に出で、東海女史と號し、需めに應じて毫を揮はしむ。最も草体に巧みなり。其名漸く著はる。偶〻京都道本和尚江戸に到る。一日鯤父母に伴はれて之に會す。道本其書を見て感嘆し、父の請を容れて之を門下に加へ、臨本を與ふ。

文政八年、鯤京都に上る。時に九歳なりき。諸攝籙往々召して觀る。遂に光格上皇の覽に入り、禁窖酒杯等を賜はる。會〻賴山陽、居を京都三本木にトし、名づけて水西莊と稱し、文名海内に馳せり。

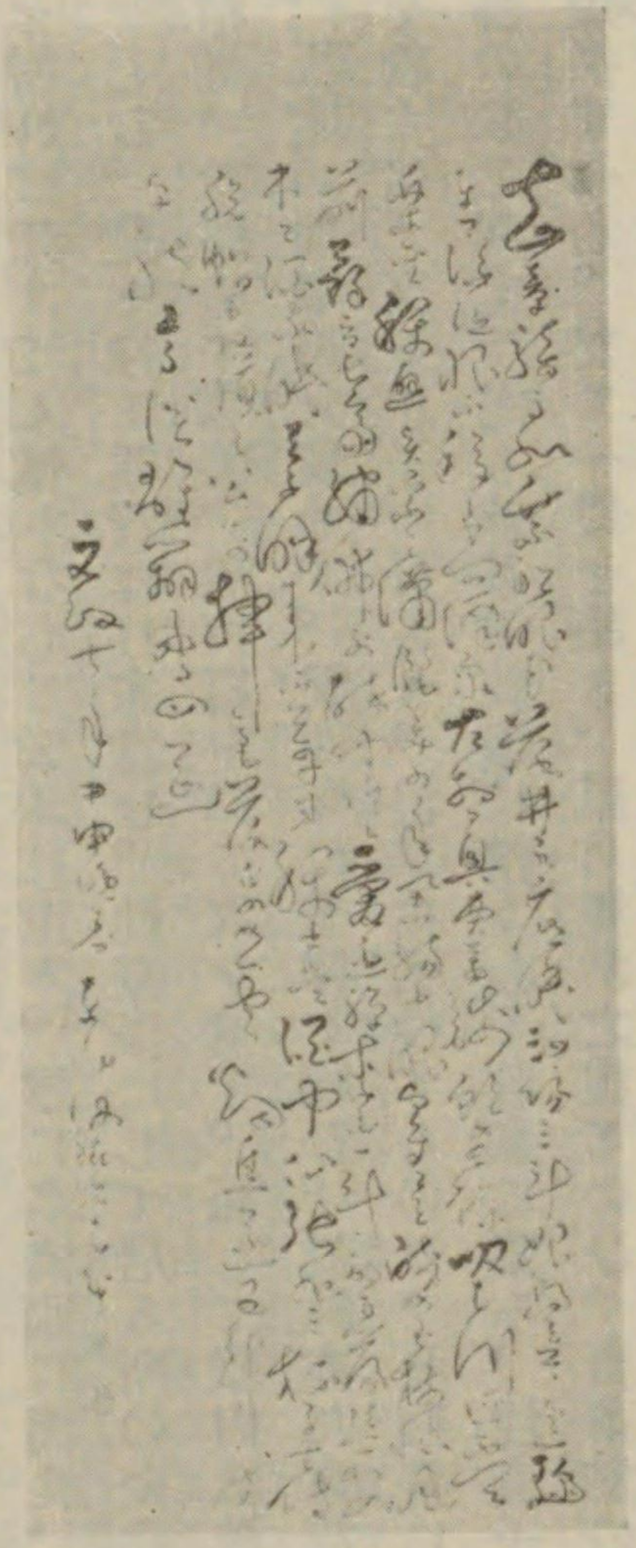

（稲葉鯤女の筆）

父行衞山陽を訪ひ、詩をもて榮を記さんことを索む。山陽乃ち七絶五首を作りて之に與ふ。其一に曰く、「誰把嬌鬟喚傚鯤、果然生翼上僊閣、平生野馬遊絲筆、磨墨天地濃有痕」と又曰く「宮女如墻擁綾裾、爭觀玉腕掃千軍、簾前落墨龍顏笑、五色雲開別記雲」是より名聲京畿に藉甚す。

鯤、後諸方を歷遊して大阪に抵り、父の病に苦しむ。秋田藩邸留守居役助川綠堂、諸藩用達松岡某、雜賀七之助等之れを憐み、其書を周旋し、賣りて家計を助く。天保三年遂に浪華の天滿橋畔にト居し、次いで秋田藩の用達商岡村與七郎に嫁す。能く舅姑に奉じ、夫を扶けて家政を理む。明治の初め、藩廢せられて業を失ひ、家道頗る艱む。玆に於て鯤復た毫を揮ひて家計を保つ。同二十一年一月

十一日病みて大阪安治川雜賀氏の家に歿す。年七十二。

渡邊見林

渡邊見林、名は克、字は子家、金谿と號す。世々醫を業とす。博覽宏識詩に巧なり。近時村上の詩人、秋水、瓶齋の後は金谿を推して巨擘と爲す。而して醫技尤も超卓す。士民の病むもの、見林の一診を得れば死すとも憾みなしと云ふに至る。遂に名隣國に聞え、庄內侯特に見林を請じ、世子の病を治せしむ。是を以て業行はれ家富む。性豪侈にして居る所の金谿書院、鏤檻彫櫳綺麗を極め、器玩必ず精好、飲餐必ず豐美、居恒麝を以て衣を薫す。而して雅尚風流、修潔自ら喜び、掃除一室、圖書整齊、机案の間纖塵を留めず。父萬年は音律を嗜む。見林亦た會津の樂師浦上秋琴を延きて之を學び、簫を善くす。又玉川子の好あり、浪華に祇役するの日、北燕齊に從うて茶儀を習ひ、水を品して能く朝暮の味を判す。尤も茶具の賞鑑に精うして收藏に富み、注春子を儲ひ、百餘の多きに至る。餘は以て類推すべし。曾て一樓を築き、風月雙清之樓といひ、賣茶翁の像を安じて啜茗哦詩の處となし、風清月白の夜に會ふ毎に、簫を吹きて自ら樂む。晩に千松山の勝を愛し、一區の地をトして屋を葺き、榮花亭と名づく。春秋佳日には、二三朋好と徜徉終日、人望みて仙となせり。

明治十一年七月歿す。年六十七。

江坂正明

江坂正明は通稱を衛守と稱し、厚齋と號す。家世々內藤侯に仕ふ。江戸藩邸の老職たり。食祿千二百

石。嘉永安政の間、藩主信思公老中となり、幕府の樞機に參す。正明輔佐の功あり。後故ありて職を罷めて村上に歸る。其後職に就き、再び東都に上る。郡區の制設定せらるゝや、正明首めに岩船郡長に任じ、隆服を負へり。春田九皐に學び、詩書を善くす。正明人となり寬厚、府邸に生長し、江戸は即ち其桑梓なり。墨陀の櫻花に眷々たるものあり。偶感に曰く

山城歸去宿心違　又見東風鬪物華　憶得墨陀江上月　醉凭欄角見櫻花

郡長辭職後家にあり、中風症に罹り、明治十七年四月六月二之町の邸に歿す。享年五十一。寶光寺に葬る。

今村玄長

今村玄長、名は政直、字は子温と稱し、謙齋は其の號なり。代々醫を以て內藤侯に事へ、祿百石を食む。玄長弱冠にして父を亡ひ、江戸に出でゝ業を尾臺良策に受け、後安積艮齋に學ぶ。傷寒論本義、傷寒小徑、藥物考等の著あり。其の合併病論の如きは、當時傷寒論の大家すら、先人未發の說なりと稱せるを聞く（熊本村井、深見兩老の言に據る）。其他論說記事等有用の文字多し。讀出師表嶋田重禮博士の評に、『且其行文亦與諸葛正々之旗堂々之陣相類す』と。以て概要を窺ふ可し。唯在世久しからず。其志を行ふ暇なく、當地の人識る者少し。玄長夙に勤王を唱へ、戊辰の役東北諸藩、連盟して王師に抗するを見、藩醫窪田遜齋と志を同うし、慨然として曰く、今日の事唯大義名分あるのみと。直に相携へて、近藤某に城中に見えて曰く、先侯藍川公、居恆に志を皇室に存す。今却て王師に抗す。何を以てか先侯に地下に見えんと。反覆力爭、竟に聽かれず。既にして東北の軍利あらず。形勢日ゝ

に蹙る。偶〻本間芝園陣中より歸る。玄長就いて軍狀を問ひ、嘆じて曰く、天命の歸する所、吾藩亦覆巢の慘を免れざらんとすと。未だ數日ならざるに王師果して村上に入る。城中の老幼、相扶けて羽州に遁る。玄長亦群中に在り。途にして疾にかゝり、嘔血多量。適〻降伏の議定り、衆皆歸藩を許さる。玄長家人に語りて曰く、城郭荒墟故舊四散、丁威の鄕に還るが如し。而も今歸順を得、吾已に憾なしと。堀片の自宅に瞑す。時に明治元年十月二十二日、享年四十二歲なり。

曾て稻葉友賢水戶より種痘術を修めて歸藩す。時人醫師共に反對して施術に應ずる者なかりき。時に玄長獨り其有効を確信し、數氏と論難應酬し、終に愛兒に施術し、世人の疑惑を解くを得たり。之れによりて地方人其痘瘡の慘毒を免るゝを得たりと云ふ。

稻葉友賢

稻葉友賢は天保五年六月二十六日村上に生る。內藤侯に仕へ、信思、信民、信任三公の侍醫たり。幼にして穎悟、氣銳にして武臣たらんことを志したるも、家道の故を以て醫を修む。年十七、藩命に依りて江戶に遊學す。當時有名なる淺草の町醫熱田塾に入り、傍ら戶塚靜海に蘭法を學ぶ。更に藩命に依りて水戶に赴き、本間玄調に就きて學ぶ。時に玄調は烈公の侍醫にして研究深く、牛痘を種して痘瘡を免るゝの術を修得せしも、人々危みて之れに應ずる者なし。烈公其の媛に種痘を命ず。其の効の確實なるを認めて多くの人に施す。人命救助の功に依り、後名を救と賜ふ。友賢玄調に就くこと數年、其の間師を輔けて硏讃『瘍科秘錄』を著し、世に行はる。友賢歸藩後村上に種痘を行はんとし、衆醫の反對に遇ひたるも、幸ひ今村玄長の後援に依り、其の女(加茂退藏の室)に之れを行ひ、成績極めて良好なりしかば、爾來普及して漸く一般に行はるゝに至りぬ。之れ萬延年間(二五二〇年頃)の事にして、本縣種痘の鼻祖なりと云ふ。蓋し信思公の如き名君あり、文敎盛に醫術も亦其の宜しきを得たるため、他藩に先んじて種痘の普及を見るに至りしなり。友賢は白晳長身にして容姿端正、詩文に長じ、圍碁將棋共に格に入る。大正四年十月二十四日歿す。享年八十三。

長尾秋水

海城寒折月生潮　波際連檣影動搖　從此五千三百里　北辰直下建銅標

之れ其秋水翁の作たるを知らざる人なし。而して翁の經歷行狀に至りては之を知るもの亦幾んど尠し。之れ實に惜むべき事なり。故に余嘗つて家鄕に傳るものと、其門人及南摩羽峯翁等の談じたる所とを參酌して、以て略傳を作り、之を新聞に記載せたることあり。爾來二十四年、其の事跡を捜つと雖も、古老既に世を去り、よく翁を知れる者少なく、且つ又文献の徵するに足るべきものなきを以て遂に詳かにするを得ざりき。然れども其後得たる所ありて之を補綴して更に此篇を作るに至れり。(進藤鶯素誌)

長尾秋水翁の經歷。翁は越後村上の人なり。名は景翰、字は文卿、初め直次郎と稱し、後藤次郎と改む。秋水は其號なり、又玉立山樵、臥牛山樵、青樵老人、王暮秋、臥虎山樵、百一翁等の號あり。其の祖景澄は右門と稱し、上杉景勝に仕へて功を立て、後堀丹後守に仕ふ。次を景貞と云ふ。復た堀氏を去つて內藤帶刀に仕ふ。帶刀は舊延岡藩主なり。其の家臣に長尾氏あり、今尙ほ存せり。景親の後なりと云ふ。景貞の孫弘佐に至つて內藤豐前守信良に仕ふ。其孫景行江戶に祗役し、長沼流劍法の師範たり。五男あり、長を景明と云ひて家を繼ぐ。次は即ち翁にして安永八年に生る。兄弟皆英異にして奇才あり。翁殊に大志を抱けり。年甫めて十四、諏訪因幡守の臣久保田元右衛門に養はれしが、其志に合はざるを以て幾くもなくして出奔す。後家に歸る事を得ず、水戶藩臣某の家僮となり、刻苦して

學を修む。年長じて業大に進み、慨然として四方の志を起す。初め京攝の間に往來し、後南方に紀州至り、北方奥州を窮め、遂に海を渡つて松前に至る。時に文政二年の秋なり。(時に年四十一)。當時外夷邊徼を窺ひ、屢〻警を告ぐるに至る。是に於て翁親ら其狀を察し、慷慨して謂く、戎狄侵冦して漸く陸梁を加へんとす。今膺懲なさずんば後悔ゆとも及ばざるべし。宜しく之を擊攘し、以て北門の鎖鑰にすべしと。而して將に事を爲さんとせしも遂に其志を得ず。轗軻迍邅悒々として日を送る。其間憤懣を詩歌に發せり。凡そ二十餘首の詩は實に感慨淋漓として時人を警發せしめたり。後諸州に歷遊して俊髦に接し、忼慨して北門の急を告ぐると雖も、其言流俗を絶せるため、人或は狂となす。翁天下與に談ずるに足る者なしと謂ひ、是より轉じて心を文墨に寄せぬ。

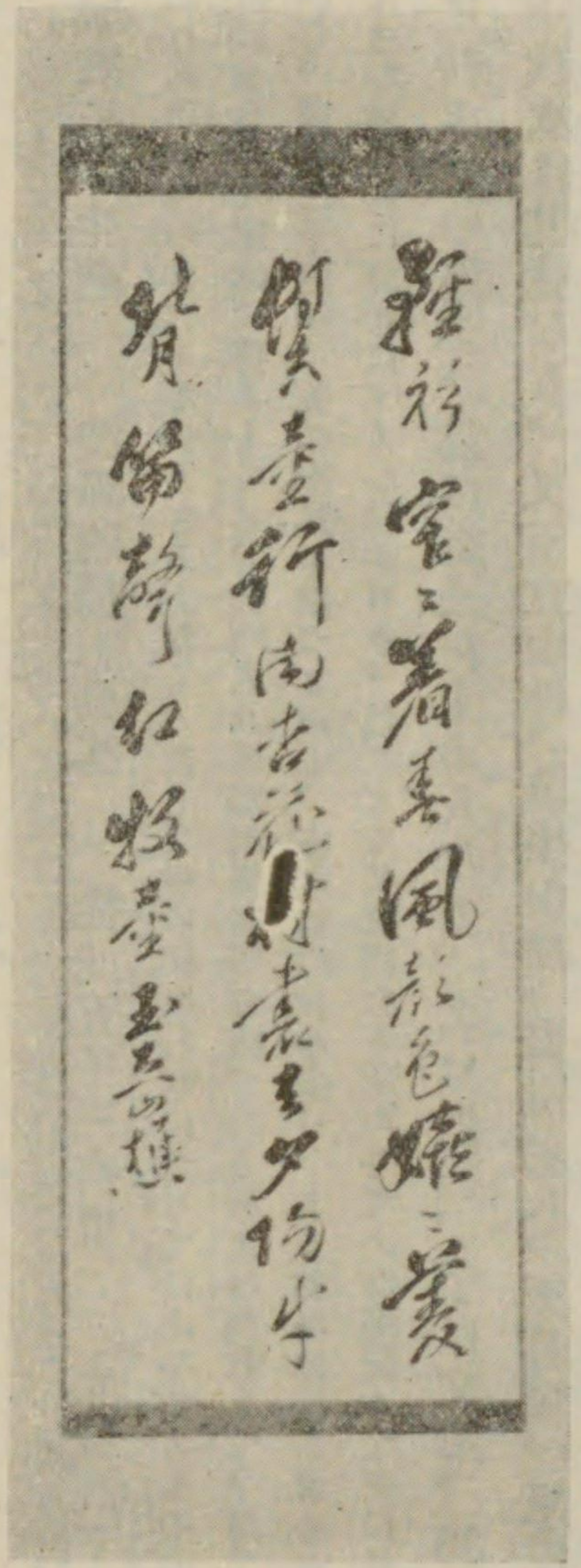
(秋水翁の筆蹟)

天保の末年初めて村上に歸る。時に藩主意を政治に用ひ、大に文敎を興せり。或人翁を薦めて學官となさんとせしも、老臣某其の言論を聞きて悦ばず。翁亦仕を求めず、隱居して子弟に敎授す。居ること凡そ十年。又飄然として遠遊し、遂に鎭西に抵り、攝播の間に留る。時に海内漸く多事にして、志士奔走し、攘夷を唱ふに至れり。翁其宿論の將に行はれんとするを喜び、鼓舞振作して頗る激勵を加ふ。年既に八十に垂んたれども、意氣は壯者を凌ぐの慨あり、人以て異常の士となす。後再び越後に歸り、三條諸村の間に遊び、文久二年吉田村(西蒲原郡)富所尙徹の家に逗り、中風症を得て翌文久三年三月十八日終に歿す。年八十五。尙徹之を願成寺に(現在の吉田町法華堂)に葬る。翌年石を建て、題して釋樂水墓と云ふ。

翁狀貌魁偉、眼光炯々として人を射る、性狷介にして最も氣節を重んず。又博學にして諸子百家の書に通じ、最も詩を善くし、又書を能くす。喜んで墨竹を畫く。性酒を嗜まず、文墨の外は他の嗜好なし。氣倦めば園に出で、弓を執つて樂となすのみ。終生妻を娶らず。晩年に至り妾を得て掃洒の勞を扶けしめたりと云ふ。

性行意見。翁氣象峻峭、人と議論するや、風發踔厲、口角泡を飛ばして實に犯す可からざるの勢あり。經史を解するに大義に通ずるを以て要となし、其書を講ずるや、事苟も皇室に關し、或は國家に係れば則ち音吐激昂し、人をして氣奮ひ神動くの思ひあらしむ。嘗て孟子を講じ、湯武放伐の章に至る。慨然として聲を抗げて曰く、之れ鄒翁の妄言なり。君臣の大義を害すること甚し。宜しく深く意を加ふべしと。言ひ訖つて涙垂る。聽く者亦竦然たり。又人と楠公の出處を論じて曰く、後醍醐帝の笠置に逃れ給ふや、公は宜しく先づ兵を起して行在所を守るべきなり。然るに徵を蒙るに及んで起てり。抑〻是如何なる意ぞと。又嘗て長崎に至りし時、福原某翁を家に招請す。座に賴杏坪の詩あり。曰く、湖田麥秀菜花黃　偶問舊都過樂浪　豈計周公昇帝位　河山底所弔成王と。翁一見罵つて曰く、周公昇帝位とは何ぞ。これ豈に事体を辨ぜざるものに非ずや。惡詩の甚しきものと云ふべしと。斯る氣象は老者に至るも衰へず。越後三條町の客舍に在るや、一日佐藤玄雪、行田雲濤等と會す。時に談偶々朝鮮役の事に及び、玄雲以て我國の敗となす。翁慨然として其然らざるを論じ、辭氣頗る激し、

涙を垂るゝに至る。之れ皆尊王愛國の餘に出づと云ふべし。性狷介なれば尋常の人を包容する能はず。又敢て人に容れらるゝ事を求めず。故に人と相合はざること多し。嘉永中京都に遊び、貫名海屋、梅辻春樵等と交る。一日春樵翁を導いて某宮に謁せしむ。翁席上詩を賦して之を示す。春樵大に之を稱し、其名聲大に揚る。

天保の末年翁村上に歸りし時、藩の執政相謀り、俸二人口を給し、光德寺の別房に寓して諸生に敎へしむ。然れども事々意に滿たず。或日郊外に散策し、歸り來つて門生に一詩を示す。

葛巾藜杖去尋涼　數點歸鴉背夕陽　粉堞連空樓勢險　青松繞郭稻花香
學詩全在知時事　爲政原非尙富强　誰是一言忠告者　風吹細草露茫々

之れ暗に政事を諷刺せるものなり。其居臥牛山下に在り。草堂夜話に曰く

古今成敗可精詳　燈火一檠書一牀　偶座夜深聞落葉　臥牛山下小書堂

渡邊萬年（藩醫）之を見て評して曰く、先生寒苦骨髓に徹するに似たりと。翁聞いて一笑す。既にして藩、絹布を製して之を給す。翁其古びたるを見、憤りて曰く、人を輕んずること何ぞ此に至れるやと。遂に一詩を賦して去る。

前身剪桂在蟾宮　再謫何緣雪樹中　欲見山樵未往跡　巉巖一路似行空

翁海内を周遊すること前後凡そ六十年、足跡殆んど到らざる處なし。而して其士人に接すること幾許なるを知らず。南摩羽峰、壯時歷遊して、播州河野鐵兜の家を訪ふ。翁適ゝ座にあり。始めて語を交へ、談天下の形勢に及ぶ。翁九州を歷遊し來れりとて、一詩を示す。其詩の意は、某を除くの外、天下を談ずるに足る者なしと云ふにあり。翁鐵兜と交りて、意氣相投じたるものゝ如し。草場珮川戲に一句を作りて曰く『析で四國九州打ちまはり』

翁窮を以て起り、窮を以て終る。而して是が爲めに毫も節を抂げず。其松前に赴く以前、京都を去るの詩に曰く

流落二年衣露肘　倦遊千里劔横腰　嗟來不食將東去　水綠春深渡洛橋

以て其窮迫の甚しかりしと節の高きを知るに足る。松前に遊びて後も頗る窮せりと。古人曰く、詩は窮して後巧なりと。彼の海城の詩の出來し所以亦偶然ならざるを知る。翁の好んで墨竹を書く、實に秀韻特絶、尋常畫工の比ならず。落欵に王暮秋の三字を署す。人其故を問ふ。曰く一日竹を書くに頗る意に適す。夜夢に神人この名を賜ふ。故に之を用ふるなりと。翁が辭世の詩に、何人將此不肖骨

埋在蕭々竹樹中　以て頗る竹を愛せるものゝ如し。

長尾氏今翁の遺稿一冊と木硯一枚とを藏す。其羈旅飄泊の間に携へし所のもの實に稀世の珍品なり。遺稿は竪約六寸、幅約二寸半、蠹蝕して紙破れ、僅に十數葉を殘せり。毎葉五六首を記し、且つ上下縱横書入れをなし、寸毫の餘白を存せず。又塗株して讀むを得ざる所尠からず。松前遊記二十餘首あり。又翁の鎖國攘夷の意を窺ふに

華夷自古異恩威　莫啓邊彊蹈禍機　海貨航珍多可得　一朝生變罪何歸
守防烽櫓列如林　海外誰生覬覦心　須使蠻夷視威武　莫將恩意少相臨

又和歌に

日の本の海原近く五月蠅なす
夷が船は燒きて拂へよ

島田重禮

島田重禮は、字を敬甫と稱し、篁村と號す。武藏國大崎の人にして、父は重規と稱す。篁村幼より學を好み、稍〻長じて、海保漁村、安積艮齋に縱游す。昌平黌に入るに及び、鹽谷宕陰に推されて助敎となる。明治の初め下谷長者街に於て、雙桂精舍を創め、敎授したりしが、村上藩主內藤侯其名を聞き、聘して賓師となし、祿百石を給せらる。時に因幡の支封池田侯亦重祿を以て之を招きしが、篁村寡を去り多に就くは、君子の義に非ずとなし、辭して就かざりき。

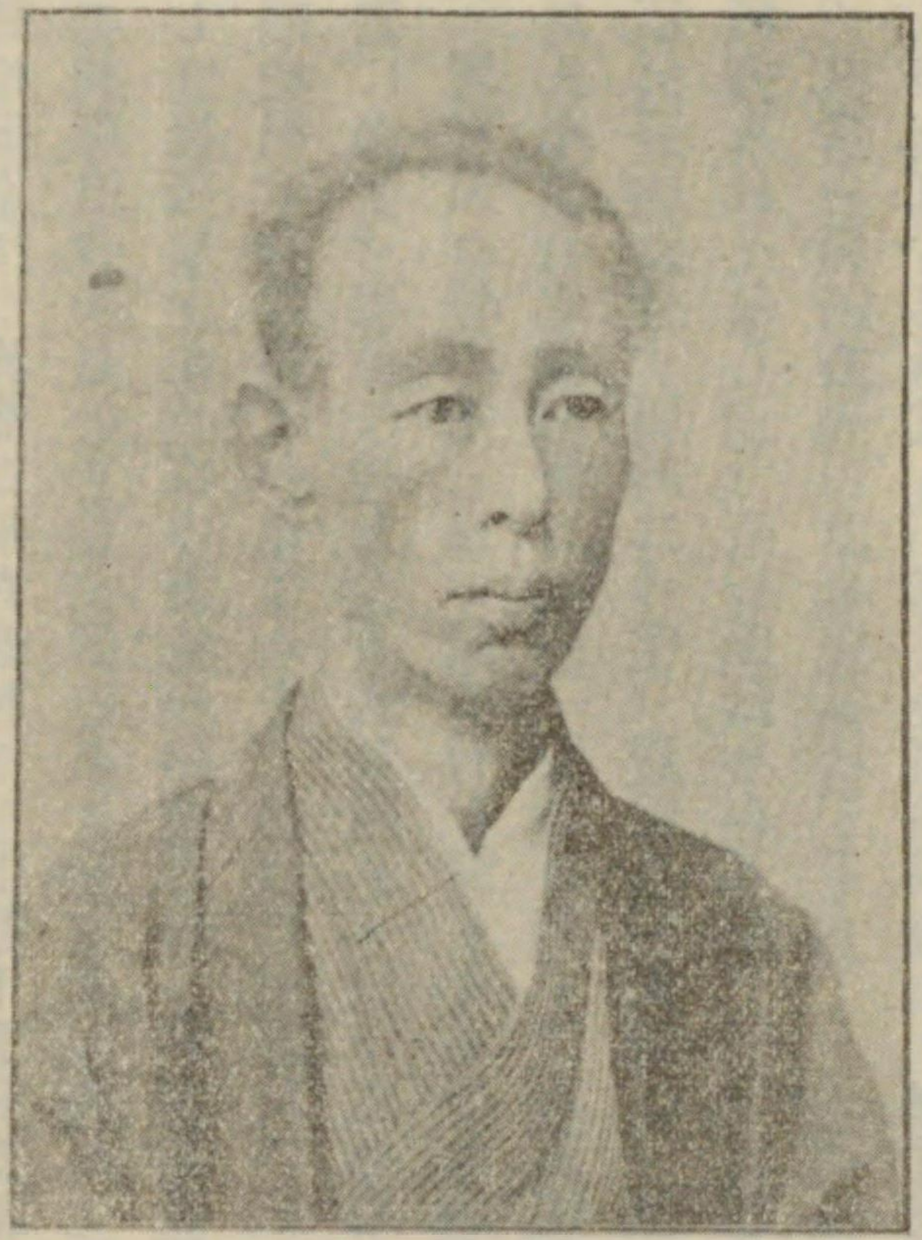

(島田重禮博士)

明治十四年東京大學敎授に任じ、十九年文科大學敎授に轉じ、二十一年文學博士の號を授けらる。二十五年選ばれて東京學士院會員となり、三十一年高等官一等從四位に陞り、八月廿七日特に正四位勳三等に叙せらる。而して同日小石川の邸に終る。享年六十一。谷中の天王寺に葬る。

博士自ら奉ずる甚だ薄く、伯姉に事ふること母の如く、二十餘年未だ嘗つて一日も怠らず平生他の嗜好なく、唯書籍を愛し、常に王田の語誦をして曰く『老屋三間破書萬卷、平生志願足於斯矣』と落魄困窮の中にありても、衣食を節して書を購ひ、一本を得れば必ず通覽一過せざれば已まず。斯くして堆積二萬卷に及べり。日夕校讀して考據に資し、爲めに一事を論ずるも、曲引旁證、以て其蘊奥を剖折すること恰も雲霧を披いて白日を覩るが如し。而して常に曰く、漢儒の說は皆師承傳授する所、六經の旨を推尋せんとせば、兩漢經師の說を本據とすべし。然れども徒に之に拘泥せば狹隘に流る。義を說き理を尋ぬるは宋儒の說に如かずと。以て其學風の一班を知るを得べし。

篁村島田先生墓碑銘

鹽谷時敏撰

先生諱重禮字敬甫。篁村其號。系出於美濃土岐氏。曩祖伊豆守滿貞始食邑駿之島田、因氏焉。至若狹守重國。仕足利義晴。子孫遂隱於農。居武藏大崎。世爲邑正。曾祖諱千助。祖諱重貞。考諱重規。重規君七男二女。先生於次爲第六。故初字源六郞。夙失怙恃。爲伯姉所鞠育。天資穎異好學。旣長從海保漁村安積艮齋受業。居常憂乏書。從人假貸。且讀且鈔。及入昌平校。得縱覽官庫書。遂潛心覃究。忘寢與食。自六經諸子九流百家。無所不窺。會慶應紀元大試。中魏科。擢拜助敎。時年二十七。自寬政中幕府始設科試之制。登魁者數十人。先生實爲之最。明治初。先生創雙桂精舍於下谷。垂帷敎授。村上藩主內藤氏聞其名。聘爲賓師。饋祿百石。因幡支封池田氏更以重祿延之。先生辭以去寡就多非君子之義。池田氏不能强焉。生徒雲集。庠舍不能容。著錄者前後三千餘人。先生治經原乎漢儒。兼採宗淸。語子弟曰。兩漢經師。皆有所傳承。宋儒辯義理。纂精纂切。至淸人攷據。的確詳審。不可移易。合此三者。始可言學矣。其臨講說。引喩曲証。纚々數百言。剖抉疑互。闡發奥秘。至無餘蘊而後止。嘗檢勘漢土歷代。及我朝學統源流。貫穿古今。原々本々。綱擧目張。瞭然如指掌。生徒傳相箚記。綴緝成篇。名曰歷代學案。當是之時。承更革之餘。擧世滔々。崇尙泰西文物。斥儒學爲空疎迂謬。極力抵排。先生深憂之。屢與當事者往復論辯。於是官設漢文科於大學。後又置古典講習科。令先生專擔當

之。先生又與同志興斯文學會。爲衆庶講說經義。出入拮据。不遑啓處。至今儒學不墜於地。先生之力居多焉。先生初應聘於高等師範學校女子師範學校學習院。又爲大學講師。旋任文科大學教授。主講席二十年。累進從四位。陞高等官一等。爲文學博士學士會院會員。敘勳四等。三十一年八月二十七日。病終小石川之第。享年六十一。病革特旨晋正四位勳三等。賜賻帛二匹。踰數日葬于谷中天王寺。先生爲人簡重寡默。虛懷善容。喜奬成人物。尤篤天倫。伯姊老在大崎。事之如母奉養無不至。每獲美味。不寄不肯先嘗。漁村沒。遺著未布世。先生爲校訂授之梓。又經紀其家事。平生無他嗜好。但愛書籍。所藏弆殆二萬餘卷。得宋鈔元槧。資焉以考證。爲樂作文章。勁健雅雋。矩矱謹嚴。而出以含蓄之筆。咀嚼不盡。輓近學者。通於經者。窘於詞藻。巧於文者疎於行檢。先生經術醰深。而詞藝操履。優美純篤。蓋有古醇儒之風矣。先生三男三女。長曰鈞一。爲第一高等學校教授。次曰穀。夭。次曰翰。女長夭。次歸安井小太郎。次適服部宇之吉。孫女二人。所著篁村文稿如于卷。並藏於家。敏王父宕陰爲昌平校儒官。奇先生文行。引薦之。又以外孫女大野氏妻之。以故敏少辱先生訓督。恩義猶如兄弟。頃者門人胥議。爲先生圖不朽。屬銘於敏。敏學淺才劣。安足以賁先生玄宅。顧於先生最親且舊者。莫敏若也。則不敢辭。叙而銘之。銘曰嗚呼先生和粹之氣外盎兮。純篤之誠中實。溯洙泗以游洄兮。直窮馬鄭之奧室。掃宋元紛糾兮。參明淸而折衷。慨斯文之沈廢兮。期聖學於興隆。谷中之原兮。有鬱者桂。維德之馨兮。播於百世。

嶋田博士の逸事。博士の幼時武藏の大崎に居りて讀書を大澤赤城に學ぶ。時に師赤城赤貧にして殆ど糊口に窮す。博士爲めに薪を負ふて之に赴き、寒霄自ら火を焚き炊事を助け、傍ら書を繙きて句讀を受く。乃ち郷に在つて學大に進み、叔父大塚復道翁頗る望を屬し之に資を給せり。

博士江戸に出でゝ海保漁村の門に遊び、又昌平校に入りて安積艮齋翁に學ぶ。此時に當り博士の貧苦は愈々甚しく、殆ど書を購ふを得ず。偶々書肆太田金兵衛の書に富める故を以て、介して其家に居らしむ。博士大に喜び、遂に滿庫の書籍を讀破せり。博士學に志して手に卷を解かず、年廿四麻疹を病み、尙ほ蓐中書を閱すること平日の如く、終に眼を患ひて眇となる。博士女子高等師範學校の囑託教授となり、修身を擔任せることあり。當時の校長福羽美靜は洒々落々の人にして、庭前牡丹の滿開を期し、職員一同を集めて宴を開く。時の文部大輔森有禮亦座に在り、頻りに儒教の陳腐を罵る。博士之に耐へかね、席を進めて大に聖賢の道を說き、忽ち激論となる。有禮遂に語塞りて座を起つ。滿座色を失ふ。後有禮文部大臣に任ぜらる。人々私かに博士を危む。然るに有禮慇懃に書を送りて、博士を招きて曰く、今より漢學の文權は擧げて、子に任すべしと、爰に於て人初めて有禮の大臣の器たるを稱せり。之より有禮儒教を論ずる時は、必ず先づ博士を顧み、『又叱らるゝ事ならんも』との前置をなすを例とせりと

大學教授にして漢學の主任たりし時、學生等左右を圍んで質問矢の如し。博覽强記なる博士は歷史に經學に諸氏百家に皆蘊奧を盡し、懇切に說くこと宛も快刀亂麻を斷つの趣あり。人々散服のあまり漢字の八面鋒と稱す。多年蒐集せる所の書二萬卷、積みて庫に滿つ。試に之る繙くに每卷必ず「某年某月篁村學人讀了す」と記せり。二萬卷の書は多く來歷ある珍書にして、特に宋版の史記、東坡事類文集、朝鮮版の草堂詩箋、元版の元文類等あり。鄒魯の諺に遺子黃金滿籯不如一經とあり「余は此の金言を受けたるなり」と言へり。

博士公務繁多のため著書の完成せるものなしと雖も、本朝學案、諸子解題、先哲遺事等を著すの意あ

りて荀子、列子、老子、韓非子、墨子等の解題、本朝學案の一班等の遺稿あり。

三　宅　清　温

三宅清温　字は叔基、快齋と號す。天保十三年八月二十三日村上に生る。父は半兵衛と稱す。村上藩主內藤侯に仕へ祿六十石を食み藏役たり。快齋は其の次子なり。初め藩學克從館に學ぶ。安政六年笈を負ふて江戶に出で、佐藤一齋の門に入り又若山勿堂に師事し漢學を究め造詣頗る深し。學資給せず。自ら僕役を執り、苦學數年、其業大に進み、藩に歸りて克從館の敎官に署せらる。兄某家を承く。快齋は別に俸祿を賜はり。藩主の寵遇優渥なり。名聲大に起る。明治の初め宣敎師に任ぜられ、興學令出づるに及び、專ら力を育英に致し、明治八年より村上小學校、村上學校(私學校)のために盡す處尠からざりしが、二十二年新潟師範學校敎諭となり、在職十ケ年にして新發田中學校敎諭となり、三十三年長野師範學校敎諭として歷任し敎育界のために盡すこと前後通じて三十餘年なりしが、明治三十七年三月病みて長野市に於て歿す。年六十三。快齋天資篤厚、父母に事

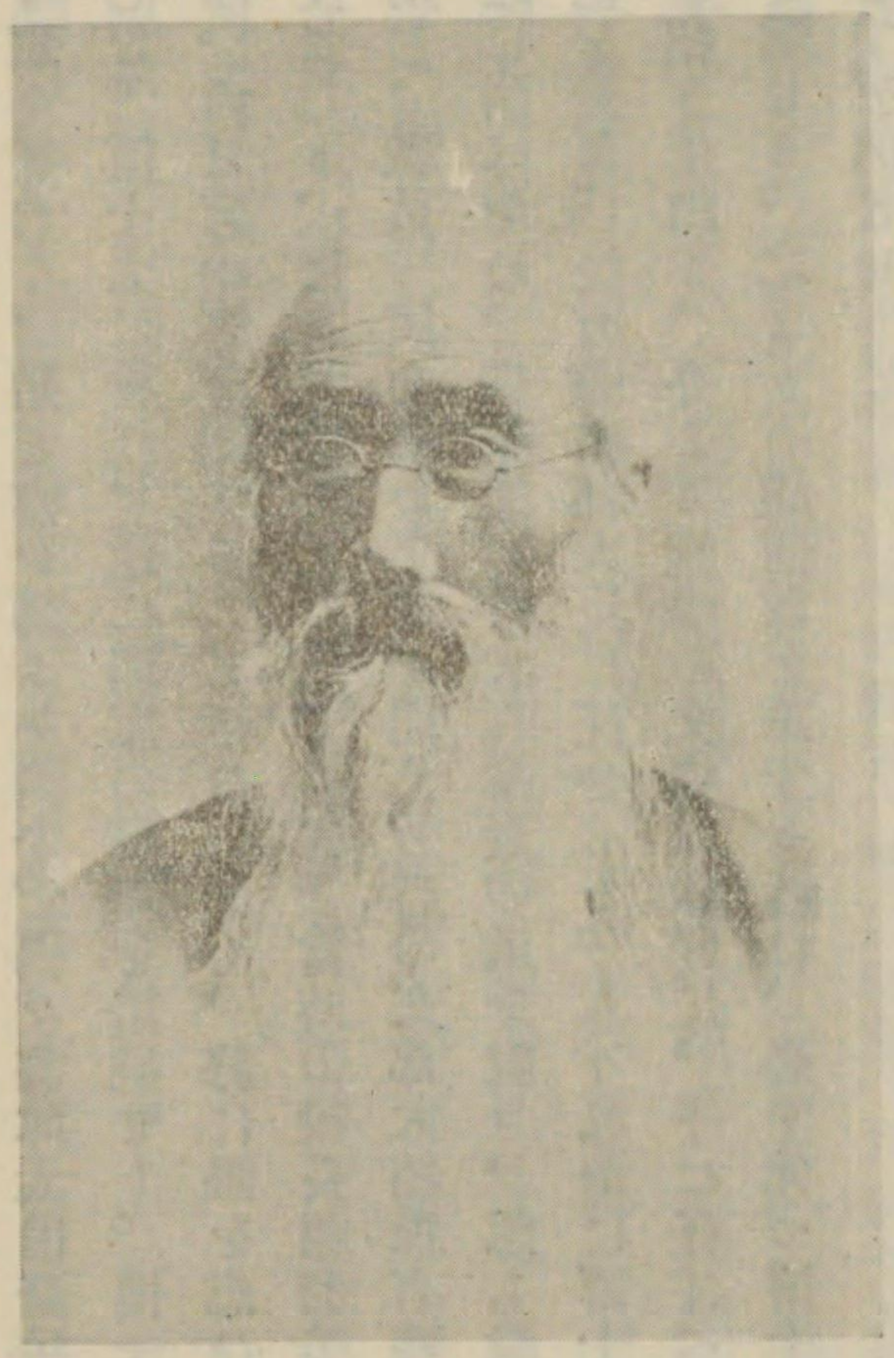

(三宅清温)

へて孝、恭儉自ら持し、意志澹如、世と競ふことなし。子弟に敎ふる諄々として善く誘掖し、暇あれば則ち讀書し、倦めば則ち散策す。此の外復た人間の事あるを知らず。識るもの皆其の人を高しとせり。學洛閩を主とし、文章を能くし、詩を嗜む。其の村上に在るや、時々詩人を會し、老少を問はず、名つけて忘年社といひ、自ら其の牛耳を執れり。學人の詩、時に粗硬の弊なきに非ずと雖も、高澹絕俗自ら其の人に類せり。

書　懷

琴酒從來樂有餘。功名偏笑病相如。靑雲雖遠非無路。辛苦何心賦子虛。
朝耕文圃夕詩田。田圃曾無豐歉年。世上無如讀書樂。休言一食費千錢。
金門何必曳長裾。春晝事幽花繞廬。睡足夕陽推枕起。燕泥時汚架頭書。
春事匆匆一瞬門。紅紛紫駭綠盈山。夕陽流水知何意。催去年光不少閒。

大正十二年一月有志相謀り、一豐碑を建て之を不朽に傳へんとし、村上小學校前庭に建つ。翌十三年工竣る。碑文左の如し。

三　宅　快　齋　先　生　碑　銘

古之善誨人者。率性施敎。隨器制行。故德成材達也。靡所往而不適。以供國家之用。斆之可貴在此。若快齋三宅先生。豈非其人耶。先生諱淸溫、字叔基、快齋其號、姓三宅氏。考諱淸纓、通稱半兵衛。世仕村上藩、先生其第二子也。天資好學、初入藩校克從館、後東游執贄佐藤一齋門、又師事若山勿堂研讃數年業成歸鄉、敎授克從館、名聲蔚起、藩主異數待之、明治初、補宣敎師、迨興學令出乃專刀育

英　歴任村上新潟、新發田、長野諸校　振敎鐸前後三十五年　弟子懷德如慕父母　官屢褒賞之、三十
七年三月二日歿于長野僑居　享年六十有三。歸葬于村上寶光寺。配高橋氏　生子女各二人　長男曰於
菟松　次曰達也　女皆適人　先生長身美鬚髯　性澹泊　溫容接人　仁而慈　苟見人告窮乏　不擇親疏
傾囊救恤　而持身儉粗衣糲食家無儋石儲。敎化所及多出異材。各致身青雲。具有成績。平素講學詩

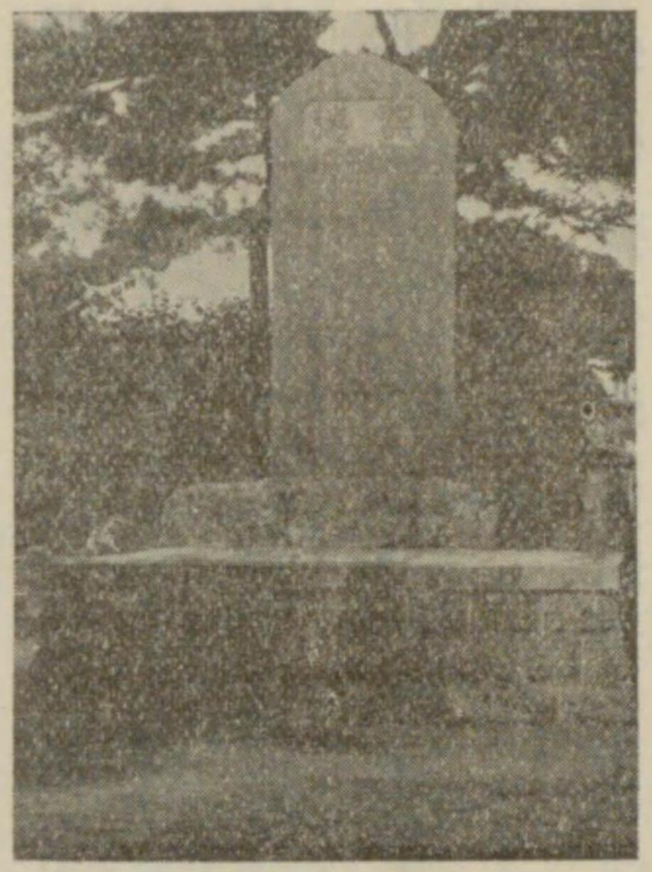
（三宅快齋碑）

文。曰子六經靡所不究尤精論孟左氏傳　說道明辯縷析循
循然　誘人弗已孟所謂育天下之英才自樂者。蓋庶幾焉。
嘗拉諸弟子　觀獨逸軍艦于新潟港　獨人欽其風采竊摹寫
去　或謂昔者佐久間象山　接米人伯理。伯理見其威貌壓
座不覺　低首云。今先生德輝發乎外。自然動人者洵與象
山同。而其所涵養可以知也、頃者門人故舊胥議樹石表
之。屬文於予。乃揭其大綱。系以銘曰

毓材養德　偉哉若人　溫乎風貌　媲美前賢　才俊相繼　青紫燗然　遺澤不盡　永在簡編

従三位子爵內藤信任篆額　前文科大學講師日下部寛譔文　片岡晴村刻

脇山星陵

脇山星陵、名は郁太郎、字は子郁、一字希命、星陵は號なり。文政七年十月十日江戸に生る。三河國大岡侯藩士海村六郎の第二子なり。母は吉見氏。星陵翁幼にして穎敏、學を脇山紹齊に受く。紹齊の父を退齊と云ふ。六郎の妹を娶して紹齊を生む。紹齊村上藩の儒員となりしが、翁の年七歳の時に退齊歿し、十六歳の時に紹齊歿す。因つて脇山氏の養子となり其の氏を冒す。此の年藩命を以て、幕儒佐藤一齊の塾に入り居ること六年にして、學成り藩に歸る。文學司に擢られ、後世子侍讀を兼ぬ。藩の儒職に在ること二十七年。廢藩後は明治六年村上小學校の創立當時の首席敎員として務めしが、後新潟縣編輯官及新潟師範學校を始め柏崎其他の諸學校の敎官を歴任して又十餘年を經、明治二十二年五月肺炎を病んで歿す。享年六十五。

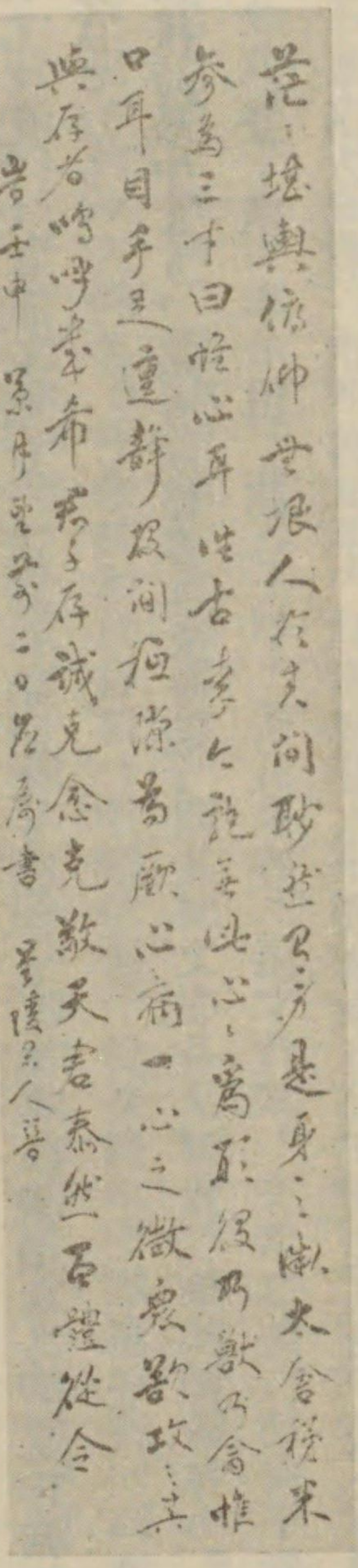
（脇山星陵の書）

翁資性恬澹にして、風月を吟賞し、世事に屑せず。然れども、其生徒の授業に當りては、嚴然として色を正し、倦まず、亦猶ほ侍講の時の如し。人其の懇摯に服す。歿する數日前に、片桐楠齊を招き、示すに愛する所の書畫を以てして曰く、吾將に黃泉に赴かんとす。今日兄と與に品賞せん。復た遺憾なしと。其の平生以て想ふべし。

高橋白山

高橋白山、名は敬十郎と稱し、白山は其號なり。信濃國伊奈郡東高遠の人にして、天保七年十二月に生る。筑摩藩の藩士たり。幼より父利常に從ひて漢學を修む。明治六年舊筑摩縣師範學校に入り、明治七年二月同校卒業と同時に同校の職員に採用せらる。以て其の成績優秀を知るべし。十年七月長野縣下松本師範學校に聘せられしが十一年五月新潟學校に轉職す。時に村上校は敎育第一主義の下に人物養成を標榜し、洋式の大校舍を建築し敎育の陣容を整へんとする際なりしかば、白山は聘せられて校長となる。村上學校記（別項小學校建設の記事中に掲載）は、當時の作なり。白山村上校に薰陶三年にして去り、信州高遠に歸へる。白山資性温厚にして篤實、敎ゆるに善誘、導くに德を以てす。生徒皆心服す。体軀長大にして肥、大に酒を嗜む。漢籍の造詣深く儒者としての風貌備はる。息作衛は法學博士たり。法制局長官となる。

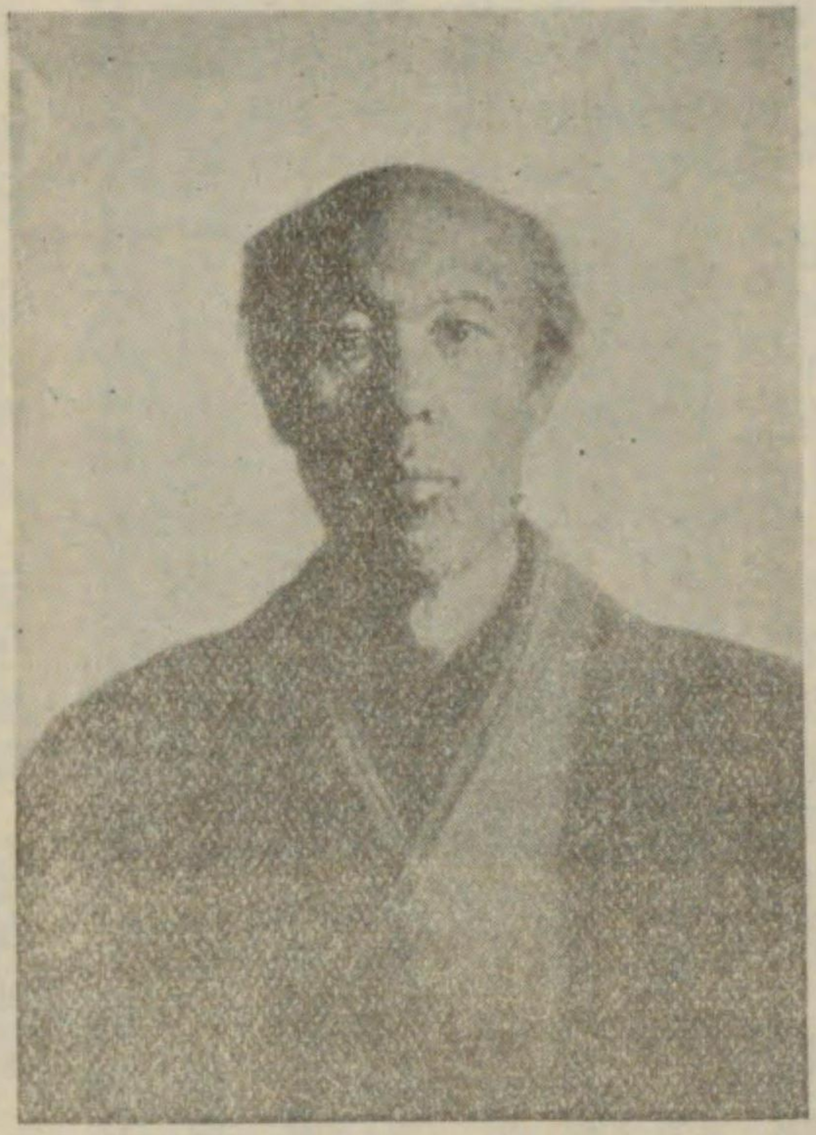

（高橋白山）

白山樓詩鈔中より、最も關係多き文を載す。

登臥牛山記

村上中學南方。有一山。曰臥牛。村上城址也。拔地數百尺。開徑九曲。項上有閣。崒然乎雲表。己卯春。余同三宅叔基及中學諸子登焉。此日氣和景明。海山勝狀。皆在眼底。溪流駛逸。發源於東岳。西注入海者。三面川也。隔川與閣對峙。秀色可餐者。螺峰也。峻嶺戴雪。攅峯入雪。綿亘重疊。以限越羽者。朝日。飯豐。而碧波漫天。白浪拍岸。布帆輪船。出沒映帶于其間者。日本海也。叔基顧余曰。不風景如此。子盍記之余曰。昔者子厚。蚤在臺省。抱才負氣。文翰之美。輝映乎當時。而中路一蹶。不可復起。謫居無聊。遊跡。遍於永柳諸山。而其記文亦多足觀者。蓋其情鬱於中。而其詞美於外。宜乎字々呵鬼。句々入神也。今余抗顏於青衿。咿唔佔僤。役々終年。志無所奮。而文亦不振。景雖佳不可記也　叔基曰。經世之學。有待於天者。固不可必。而非獨善自養之可能安。則育才務。亦不可得已也。講授之暇逍遙于山水之間。文詩自樂。不亦優乎。余曰善。乃叙其言。以爲記。

佐竹義久

佐竹義久は越後國椎谷藩士にして、安政四年三月椎谷町に生る。父は劍道の達人なり。義久少うして東京に遊び、南校（大學の前身）に入り、研鑽深きを加ふ。明治十二年村上學校設立さるゝや、聘されて敎職に就く。英語、數學、物理、化學を擔當す。上記は何れも困難なる學科として、一科を担任するにも、相當の力を必要とするに、義久は何れも豐富なる學力を有し、敎ゆるに懇切を極め、質問に對して、易々解答して、了解を得せしむ。村上學校在職七年にして、十九年學制の改令に依り一時自然廢校となりし時、去つて東京に出て後陸軍經理學校敎官となり、晚年東京に在住せらる。

義久資性恬澹にして、生徒に對しては極めて親切に、其師弟の親密は恰かも、親子の如し。冬日寒氣嚴しき際は、扣場（運動塲）に大火鉢を出して、其の周圍には敎師生徒入り交りて大に論談する等、一の校風をなせり。當時の生徒は學校にて敎授を受くるの外に、又始業前即ち朝自宅に行き、放課後

は夜にかけて、敎を受くる者多し。義久大に酒を嗜む。夕刻數生來りて敎を受け、食餉の時刻に至れば酒を酌みながら敎ゆ、諄々として更に厭ふ樣なかりき。三好愛吉、若林賚藏、長尾半平等は皆課外に自宅に行き薰陶を受けしなり。村上學校に義久の敎を受けたる一生徒、後新潟師範學校へ入學せしに、代數の如きは全然學習を要せざる程なりと、以て如何に篤學の人なりしかを知る。

加茂退藏

加茂退藏、名は伴渙、字子遊、亡羊と號す。村上藩士にして十人扶持を食む。天保七年二月二日村上に生る。退藏は今村玄長の妹婿なり。少くして穎異、藩學克從館に學び、嶄然頭角を露す。時に藩俊髦を簡びて江戸に遊學せしむ。兒玉澹處、中島行藏其の選に中る。而して退藏之れに與らず。是に於て、發憤力學。膏以て晷に繼ぎ。未だ幾くならざるに、才名隆々大に與り一藩目して後進の領袖と爲せり。戊辰の役に今村謙齊大義を陳して王師に抗するの不可を爭ふ。退藏夙に其の志を同うす。而して藩論已に決し、東軍のために兵を出だし之を助く。退藏の弟卜助亦た有司に促されて軍に從ふ。退藏之に謂うて曰く。桀狗堯を吠ゆ、今日の事なり。爾其れ之を勉めよと。既にして東軍大に敗れ、村上竟に保つ能はず。藩兵城を燔きて羽州に走る。退藏亦た焉れに伍す。從軍の詩數首あり、續温古編に見ゆ。

夜赴鼠關

十二日宿小名部村。適有飛報云。鼠關有敵船發砲。即夜進軍。大風大雨。

背將艱苦憚從戎。黑夜孤軍赴敵中。險路間關三十里。飜河大雨拔山風

既にして降伏の議定る。藩兵皆村上に歸り、寺院に假館して命を待つ。退藏覩法院に在り。詩を賦して感を志す。

爲陵爲谷勢難支。回首闌干血淚垂。未報主恩三尺劍。且收心事一囊詩。霜寒黃葉陋風散。雲暗青天見日遲。牢落南冠同此慨。誰知南八是男兒。

此時江坂與兵衛、老臣久永某に勸めて官に降らしめ。自ら藩政を執れり。家老鳥居三十郎罪を一身に受けて自刄す。藩士多く三十郎に服す。深く與兵衛を怨み、一夜之を要して斬る。弟卜助曾て藩主に京都の役に隨ひ、志士と結びて勤王を唱ふ。其の東軍に屬するに及び意甚だ平ならず。陣中數〻大義名分を論じて儕輩と諍ふ。此に至りて衆毀紛然一身に集る。卜助幽憤一夜亡命す。退藏亦た鬱々志を得ず。廢藩後武毛の間に遊び、竟に日光廟の祠官と爲り。尋で丹波の籠神社に轉じ、二十餘年前病みて任地に歿せり。平常尤も詩に長ず。逃堂に學ぶと雖も、實に出藍の譽あり。

三好愛吉

三好愛吉は明治三年十二月二十三日村上に生る。家世〻村上藩主內藤侯に仕へ祿八十石を食む。幼にして村上學校に學び、後笈を負ふて東都に出で、東京帝國大學文科大學哲學科に入り、二十八年卒業して文學士となり、北蒲原郡組合立尋常中學校長、長野尋常中學校長に歷任し、三十三年仙臺の第二高等學校敎授となり、四十年同校敎授兼生徒監となり、四十四年一月同校長に累進す。右の外三十三年には長野市商業學校々務監督、三十七、八年の間、仙臺私立東華女學校(後高等女學校)長を囑託せられ、又仙臺第三臨時敎員養成所、仙臺高等工業學校、仙臺醫學專門學校の倫理學講師を擔任せられ

たることあり。（三十九年より四十一までの間）愛吉學術淵博、思想純潔に其の身を持すること方正嚴格に、人に接する快豁にして障壁なく、躬踐實行を以て子弟を敎導し、質素自ら奉じて餘財を人に施し、弊衣短褐、殆んど一箇の老書生たり。其常に用ふる所のニッケル側懷中時計は高等學校時代の遺物なりと云ふ。故に學生の景慕すること宛も慈父を慕ふが如し。第二高等學校に赴くや、同校の學風一變し剛健摯實なる事却つて第一高等學校を凌ぐに至れりと云ふ

（三好愛吉）

大正四年四月特に選ばれて、皇子傅育官長となり、淳宮（今の秩父宮）高松宮兩殿下の御傅育に從事したり。御傅育の方針としては、先づ御身体の御發育と、御精神の御伸張とを基本とし、所謂御躾は其の上の事とし、就任以來三年間は專ら伸び〳〵と御成長遊ばすことを眼目に、御傅育申上げ、其の間熟慮を重ね、追々御修徳上の工夫に及ばんとせしが遂に卒去せられたり。仙臺在任の頃は夜を徹して酒盃を手にする程の大酒家なりしが、傅育官在任中は、殆ど禁酒の有様なりき。佛敎に造詣深く、慈悲心厚く、鴨獵に隨行しても自身は叉手を手をせず。唯拜見せられたるのみなり。宗敎的偏見などはなく、敬神尊皇の國風に對して、異議を唱ふるが如き或る一派の行動には、憂慮を抱かれたり。閑暇の時には、讀書を努められ、内外の新刊書は、逸早く眼を通されたり。殿下より揮毫を御要望ありしが、書に巧なりしに拘はらず、未熟なればとて、居常習字を勉め居られしが、献上に至らずして、卒去せられたり。之は何事も苟もせざりし一例なり。卒去の年は流感の激甚なりし年にて、淳宮殿下は御在京。高松宮殿下は小田原に御避寒中なりし故、兩地間を汽車にて往復し居られ、感染せられしと云ふ。敎育には長年月の經驗あり、獨得の見識を有せられし故、名門貴族等にて、子弟の敎育上相談せられし人々尠からず。身を持すること極めて質素、邊幅を飾ることなどは最も厭はれし故、折々旅行中止宿を斷られたることありと云ふ。

大正八年二月十一日年五十歳にして歿せり。病危篤の報、天聽に達するや、叙正四位特旨を以て、位一級被進、叙勳二等授瑞寶章。

三好家の家法として定められたる左記の個條は、心得ふべき總べての方面に涉りての訓言なり。以て其の家庭敎育を思ふべし。

家　　法

毎日一家内機嫌克く暮すべし

一皇室を尊ぶこと　　一神佛を敬ふこと

一怒らぬこと　　一叱らぬこと

一虛言を言はぬこと　　一小言を言はぬこと

一大聲をたてぬこと　　一惡口を言はぬこと

一禮儀を正しくすること。人の前で、はだかになり、はだをぬぎ足をだし、横になり、其他無作法をせぬやう、殊に女は最もたしなむべし。

一言葉遣を丁寧にすること　　一贅澤をせぬこと

一客人を丁寧親切に扱ふこと　　一早く寢て早く起きること

一常に口中を淨めて齒を大切にすること　　一身体や衣服を清潔にすること

一戸締を堅固にすること　　一火の元を用心すること

一食事中は靜にすること　　一食器を扱ふに音させぬ

一器物を粗末にせぬこと　　一家の中を馳け歩かぬこと

一戸障子を靜にあけたてすること　　一足で物を扱はぬこと

一自分の物は自分で始末すること　　一負けるが勝のこと

以上

昭和五年二月十一日郷里村上中學校に於て、靈祭を行はれたり。其際の、岩下校長の祭詞は、郷里の薰陶に及ぼしたる點の大なるを記さる。

祭　詞

新潟縣立村上中學校の講堂に於て、故三好愛吉先生の御靈を招き奉り、本日御命日を選び、靈祭を仕へ奉るに當つて、新潟縣立村上中學校長正六位岩下雄三謹んで申上げます。

先生には當村上藩内藤家の藩士三宅義雄様の御二男として、此の郷土に御縁も深く御産れなされました。先生の御少年時代に、御育ちあらせられました御邸を、只今私どもが拜見致しましても、そゞろ其の當時を想ひ、何とも申し樣のない御懷しさ禁じ得られません。私ども本校職員生徒の殆ど總べてが、先生の御聲咳に接した者は、無いのであります。けれども、斯く御懷しく、御追慕申しますのは偏へに先生の御遺德の然らしむる所と存じます。

先生には此の郷里の中等教育に、御盡力下さいまして、更に國家的に高等學校の子弟を、御薰陶あせられる爲めに、仙臺第二高等學校に御勤めになりましたが、而も村上の郷土を深く御心に掛けさせられ、常に『村上の鮭の子、村上の鮭の子』と仰せられた事を承つて居ります。夫れ程此の郷里の後進を薰陶下さいました事は、後進の多數人士、誰も彼も、感佩措かざる所であります。先生には國民最高教育の入門を、御教化下さいます間に、更に大正四年には、至尊皇子殿下傅育官長として、數ある教育者中から、拔んでられて大任を負はれました。之は素より故杉浦重剛先生など、偉大なる御人格の方々が、先生の知己であらせれたから、草奔の間に、天聽に達しました事でありませうけれど又先生の御人格が、清廉高傑にあらせられ、至誠神通の結果に外ならないのであります。

傅育官長としての御大任は、不幸年月短くはあらせられましたけれど、畏くも先年秩父宮殿下には御成婚あらせられ、此の度　高松宮殿下にも、本月四日御結婚の御儀、御濟ませ遊ばされましたから、先生の傅育の大任、玆に果しなされました次第で、先生の在天の御靈如何ばかり、御悦びの事かと、到底言葉に申しかねる程、慶賀の至りで御座います。而も此の度の國を擧げての御慶事が、恰も先生の御命日の直前に、擧げさせられました事は、如何にも不可思議な御縁の事と存じます。今回の御慶事に際しては、御遺族に祭粢料御下賜の御沙汰あられたと、漏れ承つては居りますけれど、此の秋

に際して私ども郷士の者は、どうしても先生の御靈祭を仕へ奉り、御慶事を御報告申さずには居られないのであります。

顧みまするに、維新の鴻業から爰に六十有餘年、世態漸く移り、とかく至誠剛直、清廉高傑の士なきを嘆く、只今の時世であります。此の秋に際して國民の中堅を教育するもの、夙夜斯の如き人士を教養せん事を、衷心希ふ次第であります。幸に先生の御偉德を感佩感銘して、此の郷士に第二第三の三好愛吉先生を出したいと、及ばぬ微力ながらも、盡したい念願で御座います。在天の御靈、私どもの意を御酌み下さいまして、國家の、又郷土の教育の任を、冥々の間に御導き下さいます事を、御願ひ致します。先生の御靈に申し上げ度き事多く、言葉少くして盡しかねます。在天の御靈御酌み取り下さいます事を。以上

近藤虎五郎

工學博士近藤虎五郎は、村上藩士近藤金彌の長男にして、慶應元年六月一日村上に生る。幼して既に才名あり。新潟學校在學中適々北越御巡幸の事あり。車駕新潟に抵り給ふ。時に平素學力優等の廉を以て特に目錄を下賜せらる。是實に明治十一年九月十九日の事にして、博士が十四歳の秋なりき。當時國事に竭力したる者に對して追賞を行はせられしは、何人も悉知する所なれども、一學生にして、忝くも恩賜の事ありしは寔に異數にして、元より教育振興の大御心より發せられたるものに外ならざるべしと雖も一面博士が平素品行方正學術優秀なりしを證するに餘りあるものにして、名譽も亦極れりと謂ふ可し。

明治十三年七月新潟學校に於て中學全科を卒業し、直に同校より東京大學法理文學部に留學を命ぜられ、後工科大學特待生となり、二十年七月帝國大學工科大學木工學科を卒業す。博士は小學校以來大學卒業迄常に其第一席を占められたりと云ふ。而して大學を卒業するや、直に私費を以て米國に留學し、土木工學を研鑽すること約二年にして歸朝す。二十三年一月始めて内務省技

（近　藤　虎　五　郎）

師試補を拝命し、同年六月内務五等技師に任じ、同年八月土木監督署五等技師に任じ、二十八年一月内務技師に任ぜらる。爾來薨去に至る迄其官に在りて、三十三年間同一官廳に恪勤されたるは稀に見る所なり。内務省に在りては專ら地方土木事業の監督に從事し、就中上水道港灣下水道工事等の發達普及に盡瘁し、府縣市町村の起工に係る大工事にして博士の調査を煩さざるものは殆んどなく其功績頗る大なり。博士は又内務技師の外、東京帝國工科大學に於て前後二十四年間に、講師並に教授の任に當りて大に後進の養成に努力されたり。又鐵道技師を兼任して軌道監督事務に參與する事十二年に及ぶ。又農商務省より漁港修築に關する事項調査を囑託され、其他各種の調査委員等に擧げらる。即ち明治神

宮造營局參與、震災豫防調査委員、港灣調査會委員、治水調査會委員、市區改正委員會員、道路會議臨時都市計畫委員、中央委員等枚擧に遑あらず。

明治二十年九月米國に遊ばれし外、歐米各國へ差遣されたること三回に及び、明治三十二年三月論文を提出して工學博士の學位を授けらる。是我國土木工學に關しての論文に依つて博士號を得たる嚆矢なりとす。又大學教授として令名あり。明治二十三年内務省に入つて以來精勵能く其職責を盡し、累進して高等官一等の榮職に在りしが大正十一年五月宿痾再發し、入澤近藤等諸博士の治療を受けだれども恢復見込無く、病革るに及んで正三位に叙せられ、旭日重光章を授けられしが、不幸同年七月十七日薨去す。享年五十有八。

博士は資性温厚にして遒勁、頭腦明晰、擧措典重にして秀拔なる技能と高潔なる人格とを以て永く内務省土木局技術課長の職に莅み、令名省の内外に聞え、常に善く部下を愛撫し誘導されたり。亦各府縣の土木技師技手等の博士によつて斡旋され就職したるもの非常に多く、人皆之を徳とす。同七月十九日告別式を自邸に行ふ時、特に勅使を差遣はされ幣帛並に祭資を下賜さる。土木學界の先輩にして既に物故されたる者數名あれども、幣帛の外祭資を併せ賜りたるは獨り博士のみと聞く。光榮も亦至大と謂ふ可し。

博士は明治廿三年六月故男爵加藤弘之の三女幸子と結婚し、四男二女を生む。内一男一女は夭折し嗣光之は東京帝國大學農學部を卒業し、現に營養研究所技手兼衛生試驗場技師たり。二男光紀は家庭に於て洋書の研究に從事し、三男泰、二女貞子共に幼。博士の家を治むるや最も嚴肅、儉素にして家庭圓滿眞に羨むに足るものあり。

鳥居鍗次郎

(鳥居鍗次郎)

鳥居鍗次郎は、扶桑と號し、慶應三年九月二十八日村上に生る。父與一左衛門は奉行として令名あり。鍗次郎は幼にして聰明穎悟、村上小學校、村上學校(私學校)に學び、明治十八年六月笈を東都に負ひ、私立成立學舍大學豫備門に入り、二十一年私立英吉利法律學校(今の中央大學の前身)を卒業す。次いで代言人試驗に及第し、免許を受け、初めて辯護士名簿に登錄したるは、仝二十六年五月にして將來法曹界に令名を轟かしたるは實に此の時に始まる。

明治三十一年大阪區裁判所檢事に補せられ、翌年九月仝地方裁判所檢事に榮進す。三十三年四月職を辭して、新潟市に於て辯護士を營み、專ら法律の事務に鞅掌し、縣會議員、市參事會員に當選して、政治に與かる事となりしが、大正四年時局の日に非なるを見るや、大隈伯後援をなすべく、理想選擧を標榜して衆議院議員候補者に立ち、善戰して眞の理想選擧の實範を示したりしが、縣民の衆望を荷ひて當選し、仝年七月に內務省副參政官(高等官二等)の榮職に擢んでられて中央政局に與